

インド国
人事苦情年金省人材研修局

インド共和国 人材育成奨学計画（JDS）

準備調査報告書

2024年7月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社日本開発サービス（JDS）

資金
JR
24-017

要約

1. 調査概要

(1) 調査の背景

人材育成奨学計画（JDS: the Project for Human Resources Development Scholarship Program、以下「JDS事業」）は、我が国政府の「留学生受入10万人計画」の下、1999年度に設立された無償資金協力による留学生受入事業である。当事業は、「対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受入れ、帰国後は、社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、またひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」を目的としている。我が国とインドは1952年の国交樹立以来、継続して良好な関係を維持してきた。ナレンドラ・モディ首相と岸田文雄首相は、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性について認識を共有し、様々な分野での協力を進めている。両国は経済的な結びつきが強いものの、人的交流は限定的な部分もある。そのような状況の下、両首脳はJDS事業を含む留学生の受入拡大を通じて人的交流の拡大に努めることを合意し、それを受けて本準備調査が実施されることとなった。

(2) 調査目的

本調査の主な目的は以下の通りである。

- ・ インドの現状とニーズを調査分析の上、2024年度から2029年度までの4期分（2025年度に留学生受入開始）の留学生受入計画を策定する。
- ・ JDS事業の受入枠組、実施体制等の説明をインド側に行い、合意を得る。
- ・ JDS本体実施準備に向け、留学生受入計画の下、JDS重点分野別の詳細実施計画となる基本計画案を作成し、概略設計を行う。

(3) 調査手法

本調査では、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等の調査手法を使用した。

2023年11月～12月	： 第1回現地調査
2024年1月	： サブプログラム基本計画案の作成
2024年2月	： 事業規模の算定
2024年3月	： 第2回現地調査

(4) 調査結果

1) JDSインドの枠組み

インド政府との協議を経て、インドJDS事業のサブプログラム、コンポーネント、受入大学が以下の表の通り決定された。

インドJDSの枠組み（2024年度～2027年度受入）

サブプログラム	コンポーネント	受入大学	受入上限 人数	受入上限 人数合計
行政能力強化	公共政策 経済・産業政策 国際関係	東京大学公共政策大学院 公共政策学専攻 国際プログラムコース	3	9
		東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻	2	
		早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 国際関係学専攻	2	
		一橋大学国際・公共政策大学院 外交政策サブプログラム (グローバル・ガバナンス・プログラム)	1	
		神戸大学大学院国際協力研究科 開発政策特別コース	1	

2) 対象職群

インドの開発課題の解決に寄与する中核人材の育成に資するため、日本側よりインド行政職：Indian Administrative Service（以下、IAS）、インド外務職：Indian Foreign Service（以下、IFS）を主な対象とすること提案し、インド側は日本側の提案を理解した上で、全インド公務職（All India Service）及び中央公務職（Central Civil Service）A群を対象とすることで提案があった。応募者要件の詳細については、第一回運営委員会場で決定することとなった。

3) 運営委員会の体制

インドJDS事業における運営委員会の役割として、募集選考方法の決定、候補者の面接、留学生最終候補者の承認、帰国留学生の有効活用とフォローアップの仕組みの検討と承認、事業実施上の突発事項に対する措置の決定とその実施等が挙げられる。運営委員会を構成する機関については、インド側3機関（人事苦情年金省人材研修局：DoPT、財務省経済局：DEA、外務省：MEA）、日本側2機関（在インド日本大使館、JICAインド事務所）とすることで合意された。

(5) 妥当性の検証

インドJDS事業の妥当性については、①インドの開発計画との整合性、②我が国の対インド開発協力方針との整合性、③我が国の無償資金協力による実施の妥当性、④我が国の外交政策との整合性の4つの観点から検証した。

インド政府が2020年より首相主導で推進する公務員人材育成国家プログラムMission Karmayogiで整理されている公務員に必要とされる能力分野と、JDS事業がインドでの重点分野としている経済、産業、国際関係を含む「公共政策」を重点分野とした研究領域は、高い整合性があることが人材研修局により確認されている。

また、インド政府は、2015年1月には、1949年よりインドにおける経済計画と開発政策を立案してきた計画委員会（Planning Commission）に代わってインド変革のための国家機関（NITI Aayog）を設立し、①全包括的でミクロ経済的な福祉を重視したマクロ経済成長の補完、②エネルギー転換、気候変動対策、テクノロジーを活用した開発の促進、③ 公的資本投資が民間投資を呼び込む好循環の構築、の3つを改革の優先分野と位置付け、2047年までにインドが

先進国になるための全体的な改革に着手している。さらにインド政府は、①包括的開発、②インフラ投資と雇用創出、③地方サービスの提供、④グッドガバナンス、⑤グリーン成長、⑥技能開発、⑦金融セクターを重点分野として挙げている¹。インドの国家開発の優先分野に基づいた公務員の人材育成ニーズとしては、①インフラの連結性とEモビリティ、②エレクトロニクス産業、③財政・政策分析④グリーン水素トランジションと気候変動の4分野が挙げられている。JDS事業の受入大学は上記の分野をカバーしており、JDS事業はインド政府の開発の優先度に合致していると言える。

我が国の対インド開発協力方針（外務省、2023年）では大目標として包摂的かつ持続可能な成長の実現に向けた強固な基盤作りへの協力、重点分野（中目標）として、①共創による産業の発展強化、②多層的な連結性の強化、③クリーンな社会経済開発が挙げられている。また、JDS事業は対インド事業展開計画では、重点分野、①共創による産業の発展強化、開発課題1-3 人的資源開発・人的交流促進の「高度・産業人材育成プログラム」における実施プロジェクトとして位置づけられており、我が国の協力方針と合致する。

インドにおける無償資金協力によるJDS事業の実施は、インドの開発課題に対応する行政官の育成支援、二国間強化に貢献する人材育成に寄与するものと考えられるため、無償資金協力による支援に妥当性がある。

我が国の外交政策との整合性では、インドにおけるJDS事業は、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）のための新たなプラン」の4つの柱のうち「多層的な連結性」で提唱されている取り組みの一つである『「人」の連結性を更に発展させた「知」の連結性の強化』と合致している。加えて、日印首脳はJDS事業を含むインド留学生受入を通じた人的交流の拡大に合意しており、我が国の外交政策との整合性も高い。

以上のように、インドJDS事業はインドの国家開発に人的資本開発を通して貢献するプロジェクトであり、我が国の援助政策・方針、及び外交政策との整合性も高く、実施の妥当性が非常に高いことが確認された。

(6) 概略事業費

インドJDS事業の第1期JDS留学生に対する募集・選考から就学後の帰国に至るまでの事業費総額は、2.2億円と見積もられる。同事業費総額は、第1期JDS留学に係る事業費であるため、第2期以降、次フェーズが終了する第4期まで各期で同水準の事業費総額が発生することが見込まれる。ただし、この額は交換公文（Exchange Note以下、E/N）上の供与限度額を示すものではない。

- ・ 日本側負担経費総額：2.2億円（2024年度事業4カ年国債）
- ・ インド側負担経費：銀行取極めに基づく銀行業務に係る手数料（支払授權書手数料（約1万円）及び、支払授權書に基づく支払手数料（支払額の約0.1%））
- ・ 積算条件
 - 積算時点：2024年2月

¹ Government of India, Ministry of Finance. 2022. Budget Document, 2022–2023. New Delhi

- 為替交換レート：1米ドル=147.87円、1インド・ルピー=1.63円
- 業務実施期間：事業実施期間は、実施工程の通り。
- その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2. 提言

本準備調査で得られたインドJDS事業の実施における提言は、以下の通りである。

(1) E/N及びG/A締結とエージェント契約の手続き

通常、JDS事業では一期毎にE/N、及び贈与契約（Grant Agreement、以下G/A）を締結し、その後、代理機関は先方政府実施機関との間にエージェント契約を締結し、その後に募集選考に係る業務を実施することが可能となる。インドではE/N、G/A等の国際的な文書への署名に他国より時間を要することが多く、エージェント契約についても締結に時間を要することが予想される。

各期の募集活動をタイムリーに開始し、質の高い応募者を集め、合格者の確実な大学への出願につなげる観点からも、初年度の締結については、1期分の締結となることはやむを得ないが、2期目以降については、残る3期分をまとめて締結できることが望ましく、関係各所による調整が望まれる。

(2) 本体事業実施体制の確立

本準備調査はJDS事業の要請に係るインド政府内の手続きに時間を要したことから、第2次現地調査までインド政府との正式な協議を開始することができなかった。本体事業開始に向けて、運営委員会を構成する機関についてはそれぞれの役割について再度説明し、理解を求めることが必須である。実施機関となる人材研修局とJDS事業の具体的な手順や手続きについて、本準備調査中に確認できるよう計画していたが、JDS事業要請に係るインド政府内の承認の遅れもあり、確認には至っていない。JDS事業に係る具体的な手順や手続きの実施機関との確認は不可欠であり、速やかな本体事業開始のために重要となるだろう。

(3) インドの公務員制度や文化的背景に即した募集活動の展開

潜在応募者に効率的効果的にリーチできるよう、人材研修局を含む、JDS事業が対象とする対象職群の幹部管理機関の人材育成担当官を代理機関が訪問し、応募勧奨を実施することが重要である。加えて、これまでの日本留学促進のグッドプラクティスを参考に、文化的背景を念頭に、特に重要な職群については、それらの幹部管理機関の中で影響のある上級職員に対して、在インド大使館やJICAインド事務所から働きかけることが効果的と思われる。二国間関係強化の観点からは、インド外務省東アジア局のキーパーソンを通じて、適した人物の推薦を受けることが検討できるだろう。全インド公務職の人材がインド全域に配置されている地理的特徴を踏まえ、効果的にオンラインでの募集活動を展開するとともに、中央公務職A群の全インド公務職の一部は首都圏に集中しており、インドでの新事業であることも踏まえ、首都での対面での募集説明会も望ましい。

(4) JDS事業や日本留学の比較優位性を活かした募集

JDS事業の優位性としては、4年間を1フェーズとした継続性のある受入システム（受入人数、対象国のニーズを反映した分野の設定）、行政官のみを対象とした効果的な支援、充実した語学研修、当該国に即したカリキュラムを提供する目的で考案された「特別プログラム」、留学生自身の専門分野の研究に加え、日本の開発経験が学べる「JICA開発大学院連携」や日本の行政官との「ネットワーキング機会」の提供、代理機関による手厚い支援、等がある。これらのJDS事業の比較優位な点について、潜在応募者や彼らを送り出す配属先関係者にアピールしていくことが望ましい。日本留学の魅力を伝えるために、国費留学生同窓会組織であるインド文部省留学生協会（Mombusho Scholars Association of India、以下MOSAI）や東京大学インド事務所等から推薦を受けた日本留学経験者をリソースパーソンとして活用することも検討できるだろう。

(5) IFSへの日本語教育機会の提供

本調査中、インド国外務省からは、JDSで留学する将来日本担当となるIFSに対して、留学中に日本語検定N2レベルの日本語研修が提供されれば、IFS応募者の確保が容易となるとの考えが示され、JDS事業における対応への要望があった。これを受け、受入大学が提供する日本語教育について調査を実施した結果、早稲田大学や一橋大学などではそのような日本語教育が修士課程在学中にも提供可能ではないかと見込まれている。二国関係強化に大きな貢献が期待されるIFSからの留学生確保の観点から、IFSへの追加の日本語教育機会提供が望ましい。

(6) 応募検討者や応募者への支援

インドJDS事業においては、本準備調査中にインド側より興味を示された大学に対してJDS留学生の受入の検討を依頼し、最終的な受入大学が決定したため、世界的に知名度の高い大学が受入大学となっている。それら難関大学は一般的に選考基準が厳しい傾向にあり、大学による書類選考や専門面接でインドからの応募者が合格に達しない可能性もある。①応募書類では研究計画の質が高められるよう、記載すべき項目を指定し工夫された研究計画書様式の導入、②応募検討者への技術指導・質問への対応として、日本の大学に精通している両国の大学教授や研究者による、研究計画書作成に関する質疑応答のウェビナーセッション、③行政官による研究計画は、大学教員や研究者とは異なる視点も要するため、日本留学帰国留学生による研究計画書指導の実施、等の支援の検討が望ましい。なお、インドは数学教育のレベルが高いと言われるが、数学に自信がない応募検討者がいることも予想される。募集説明会ではJDSの選考における数学試験の意味と内容について正しい情報を共有し、数学試験が応募の障害にならないよう配慮する。応募者が自身の準備不足を把握し、面接への入念な準備に繋がる模擬面接についても、支援のニーズを検討し導入することを提案する。なお、応募者がより応募を検討しやすい建付けとするため、また、特定の大学に応募が集中し、9名の派遣枠を満たせないケース等を防ぐために、一人の応募者が第一希望・第二希望の2大学に出願することができる併願制を適用する予定の検討も望ましい。

(7) 選考の戦略化

JDS事業では対象国の政府内にJDS帰国留学生の集団「クリティカルマス」を形成することが期待されているが、省庁を超えた異動がある公務員制度をもつインドでは、特定省庁でのクリティカルマス形成は難しい。また公務員規模が大きいと、全公務員の中でのクリティカルマスの形成も容易ではなく、インドにおけるJDS留学生の選定はより戦略化が求められる状況にあると言える。JDS事業の継続的な目標達成のためには、受入国の開発課題解決に貢献する専門知識を備えた中核行政官の育成から一歩踏み込み、知日派として我が国との関係強化に貢献する人材の育成の目的を意識し、二国間関係のより絞った開発課題を担うハイレベルの政策担当者を戦略的に選考し育成をすることが極めて重要となる。公務員のキャリアパス調査から、インド政府でのハイレベルの政策担当者に占める割合が高い職群はIASであった。また二国間関係強化に貢献できるという視点で重要な職群はIFSである。JDS事業の趣旨と合致する職群の候補者が、戦略的に選考できる選考基準の導入の検討を提案する。G/A締結後の第一回目の運営委員会の場で、インド側（DoPT、DEA、MEA）に対して、日本側から、再度、IASやIFSが主なJDS生のターゲットとなること、および、1バッチあたり9名の将来有望なJDS生（IASやIFS等）を確保が必須であることを説明し、日印関係機関間にて、募集・選考の方法・プロセス等につき、協議・合意することが必要である。

(8) ジェンダー平等推進の取り組み

JDS事業の期待される効果としては「本邦大学院における専門知識等の習得に加えて、帰国後のキャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。」が含まれている。インド政府は公務員制度において男女平等を保障しており、本調査における聞き取りにおいても、JDS事業の実施において、ジェンダーを考慮した施策の必要性はないとの女性行政官からの意見があったものの、全IASに占める女性の割合は21.1%、18段階ある給与基準の17及び18（中央省庁のCabinet Secretary及びSecretary及び州政府のChief Secretary）の高位IASに占める女性の割合は15%に留まっている。また過去に実施されたインド政府による海外留学事業である国費海外研修：Domestic Funding Foreign Training（以下、DFFT）（長期）では、女性応募者は全体の24.6%とIASの女性割合を基準にしても十分な参加が得られているものの、女性合格者は17.1%に留まっている。女性応募検討者のみを対象とした募集説明会、女性応募検討者とその家族、及び現役女性留学生とその家族とのウェブ懇談会、女性応募者の合格率を上げるためのメンター制度、女性JDS帰国留学生のキャリア形成支援として、女性帰国留学生向けのネットワーキング施策等の導入を提案する。

(9) JDS事業の高付加価値化

両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献するというJDS事業の目的を達成するため、また日本のその他の奨学金事業、他国ドナーの類似事業との差別化を図るため、JDS事業の高付加価値化が重要である。日本の開発事例を現場で学ぶ機会を提供する「付加価値化研修」、各自の興味に基づいた日本探求を助ける「知日派育成プログラム」、日本の行政官との人脈を作

るための「ネットワーキング・イベント」等の付加価値化プログラムの実施を検討する。

(10) フォローアップ活動

帰国生の組織化は、帰国生としてのアイデンティティの確立やキャリア形成のためのネットワーキング、さらには二国関係強化に有効であることから重要である。インドでは、MOSAI、JICA帰国研修生によるJICA Alumni Association of India（以下JAAI）、東京大学同窓会などが設立されている。インドJDS事業では今後4年間で最大36名のJDS帰国生を輩出することとなるが、国の規模を考えると、その数はあまりにも少なく、JDS帰国生のみでの帰国同窓会の組織化は難しいかもしれない。JDS帰国生についてはJAAIへの加入を促進すると共に、JDS事業で実施するフォローアッププログラムは、既存の同窓会の活性化にも繋がるよう留意した計画や実施方法を検討する。JDSのフォローアップ活動をきっかけに、既存の日系同窓会の活性化や複数ある日本留学経験者の同窓会の「縦のつながり」を促進させることが期待される。JDS帰国生と在インド日本関係者のネットワーキングも、帰国留学生を外交資産として有効活用する視点からは重要である。その際には実施代理機関がキャタリストとしての役割を担うことが望ましい。

(11) Mission Karmayogiに沿った連携

JDS帰国生の研究成果を共有する帰国報告会に、Mission Karmayogiの公務員研修所（Civil Service Training Institute: CSTI）の代表者を招待する、また、公務員育成に携わる研修機関教員や他の公務員が研究成果を活用できるよう、JDS帰国生の論文要旨をまとめた冊子をCSTIの図書館に寄贈する、それら研修機関が発行するジャーナルにJDS帰国生が論文を寄稿するよう促す等、インド政府の公務員育成政策Mission Karmayogiの枠組みに沿った連携を推進することにより、JDS事業の成果がより効果的にインド政府内で活用できると思わる。

(12) 留学生の生活の質の向上に向けた奨学金の見直しの検討

他国ドナーの奨学金事業では、大学が留学生に家具付きの住居を無料提供していたり、有料ではあるが大学が充実した施設の寮を兼ね備えていたり、入居物件に応じた住居費が支給される例がある。生活環境の良さが勉学への集中に繋がっている。一方、日本では、留学生に対して充実した施設を提供できる大学は限られており、奨学金の中から家賃を支払う必要のあるJDS留学生、特に都市部の留学生の生活は厳しく、JDS留学生の来日中の生活の質については比較劣位と言える。現地調査での聞き取りでは、JDS事業の奨学金が少ないため、応募者が集まらない懸念も共有された。JDS事業をより魅力的なものとし、将来有望な優秀な人材に応募してもらうため、また留学生の生活の質を高め学業に集中してもらうためにも、奨学金の見直しを検討することが可能ではないかと考える。

目次

要約

目次

図表リスト

略語表

略語・訳語表（役職・政府機関・職群）

第1章	JDS事業の背景・経緯	1
1-1	JDS事業の現状と課題	1
1-1-1	JDS事業の背景	1
1-1-2	インドの概況	3
1-2	無償資金協力要請の背景・経緯	4
1-3	行政官のキャリアパス及び人材育成状況	5
1-3-1	インドの行政制度	5
1-3-2	公務員の種別	5
1-3-3	公務員の職群の管理	6
1-3-4	公務員のキャリアパス	7
1-3-5	中央省庁での高位高官の職群	12
1-3-6	公務員とジェンダー・社会包摂	12
1-3-7	公務員の人材育成	12
1-3-8	留学とキャリアパス	13
1-3-9	就学・研修休暇	14
1-3-10	留学帰国後の復職	14
1-3-11	公務員の定年	14
1-4	我が国の援助動向	15
1-4-1	二国間援助	15
1-4-2	インドから我が国への留学	16
1-4-3	我が国の奨学金プログラム	16
1-4-4	民間組織を通じた協力	18
1-5	民間交流の状況	18
1-6	他ドナーによる本分野の援助動向とインド政府の事業	19
第2章	JDS事業の内容	22
2-1	JDS事業の概要	22
2-1-1	インドJDS事業の基本設計	22
2-1-2	実施体制	23
2-1-3	サブプログラム基本計画	23

2-2	JDS事業の概要事業費	24
2-3	相手国側負担事項の概要.....	25
2-4	JDS事業のスケジュール.....	25
2-5	募集・選考・出願	26
2-5-1	募集	26
2-5-2	選考	26
2-6	来日前オリエンテーション、来日後オリエンテーション、付加価値提供活動等	27
2-6-1	来日前後のオリエンテーション実施.....	27
2-6-2	JDS事業の付加価値化.....	27
2-7	モニタリング・厚生補導.....	27
2-7-1	実施体制.....	27
2-7-2	モニタリング.....	28
2-7-3	厚生補導.....	28
2-8	フォローアップの計画.....	28
第3章	JDS事業の妥当性と効果の検証	29
3-1	JDS事業と開発課題及び国別援助方針との整合性	29
3-1-1	インドの開発計画との整合性.....	29
3-1-2	我が国のインドに対する開発協力方針との整合性.....	30
3-1-3	我が国の無償資金協力による実施の妥当性.....	31
3-1-4	我が国の外交政策との整合性.....	32
3-2	JDS事業で期待される効果.....	32
3-3	他の奨学金との比較優位性.....	34
3-4	プロジェクト評価指標、及び関連データ	35
3-4-1	プロジェクトの評価指標.....	35
3-4-2	インドJDS事業の評価指標に係るデータ	36
3-5	課題・提案	36
3-6	結論	45

添付資料

添付資料1.	調査団員・氏名（JICA官団員調査団）	A-1
添付資料2.	準備調査フロー図.....	A-2
添付資料3.	第1次現地調査面会者リスト.....	A-3
添付資料4.	協議議事録（M/D）	A-5
添付資料5.	重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数.....	A-39
添付資料6.	重点分野基本計画案.....	A-40

図表リスト

(図)

図-1	インドの行政階層	5
図-2	中央および州の公務職採用と配属の流れ	6
図-3	日本（二国間／多国間）とJICAの留学生受入事業（研修分野／事業目的）	17
図-4	対インド国別開発協力方針の重点分野とJDS事業のコンポーネントの関連性	31

(表)

表-1	JDS事業 国別受入実績	2
表-2	インドの公務職	6
表-3	全インド公務職と中央公務職の幹部管理機関	7
表-4	IASの職階、役職例、在職者数、昇進時期の目安（2024年1月1日現在）	10
表-5	IFSグループAの職階、役職の人数（2021年3月30日）	11
表-6	IESの職階、役職と人数	11
表-7	SecretaryとAdditional Secretary（それらと同等の役職）の職群分布 （2023年8月22日時点）	12
表-8	JDS事業コンポーネントに関するインド政府の研修機関	13
表-9	我が国の対インド国別開発協力方針	15
表-10	インド留学生の日本での主な留学先	16
表-11	インドにおける日本（二国間／多国間：国際機関への拠出）と JICAの修士留学事業	17
表-12	インドにおける他国及びインド政府の修士奨学金	20
表-13	インドJDS事業の枠組み（2024～2029年度）	22
表-14	インドJDS事業の受入大学（2025/26～2028/29年度）	23
表-15	インドJDS事業の応募者要件案	23
表-16	JDS事業の概要事業費	24
表-17	インドJDS事業本体事業4期分の流れ（2024年から2027年）	26
表-18	インド政府の人材育成ニーズとJDS事業の受入大学が提供する学習機会	30
表-19	対インド事業展開計画	31
表-20	JDS事業の目標達成に向けた提言及びアプローチと具体的な施策案	33
表-21	基礎調査で提案されている新規対象国の基準を元にしたインドの評価	34
表-22	インドJDS事業評価指標案	35
表-23	インドJDSデータシート案	36
表-24	DFFT長期研修の応募者、合格者に占める女性の割合	40
表-25	ひと月の支出に対する奨学金（JDS事業と他国）のカバー率	44

略語表

略語	英文	和文
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BHN	Basic Human Needs	人間の基本的な欲求
CCA	Cadre Control Authority	幹部管理機関
C/P	Counterpart	カウンターパート
CSS	Central Staffing Service	中央配属計画
DCM	Deputy Chief of Mission	大使館次席
DFFT	Domestic Funding of Foreign Training	国費海外研修
E/N	Exchange Note	交換公文
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
IDA	International Development Association	国際開発協会
ILO	International Labor Organization	国連労働機関
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
JAAI	JICA Alumni Association of India	インド JICA 帰国研修員同窓会
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	日本開発銀行
JDS	The Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JISPA	The Japan - IMF Scholarship Program for Asia	日本・IMF アジア奨学金プログラム
JJ/WBGSP	The Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program	日本／世界銀行共同大学院奨学金制度
JSP	Asia-Japan Scholarship Program	ADB・日本奨学金プログラム
KOICA	Korean International Cooperation Agency	韓国国際協力機構
MOSAI	Mombusho Scholars Association of India	インド文部省留学生協会
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
NPO	Non-profit Organization	非営利組織
NITI Aayog	National Institution for Transforming India	インド国家変革機関
OV	Old Volunteer	帰国ボランティア
OECD/DAC	Organization for Economic Co-operation and Development/ Development Assistance Committee	経済協力開発機構 開発援助委員会
PCM	Project Cycle Management	プロジェクトの計画・ 実施・評価手法
PD	Positive Discrimination	積極的是正措置
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
YLP	Young Leaders' Program	ヤング・リーダーズ・プログラ ム
UNDP	United Nations Development Program	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国際連合人口基金

略語・訳語表（役職・政府機関・職群）

英文	和文	
中央省庁の役職		
Cabinet Secretary	政府官房長官	
Secretary	事務次官	
Additional Secretary	次官補	
Special Secretary	特別次官	
Joint Secretary	局長	
Director	課長	
Deputy Secretary	副課長	
Under Secretary	係長	
Assistant Secretary	係員	
州政府の役職		
Chief Secretary	首席次官	
Principal Secretary	上級次官	
Secretary	次官	
Additional Secretary	次官補	
Joint Secretary	局長	
Deputy Secretary	課長	
Under Secretary	係長	
略語	英文	
政府機関		
DoPT	Department of Personnel and Training (Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions)	人材研修局（人事苦情処理年金省）
DEA	Department of Economic Affairs (Ministry of Finance)	経済局（財務省）
MEA	Ministry of External Affairs	外務省
MWCD	Ministry of Women and Child Development	女性子供開発省
MHUA	Ministry of Housing and Urban Affairs	住宅都市問題省
職群		
AIS	All India Services	全インド公務職
CCS	Central Civil Services	中央公務職
IAS	Indian Administrative Service	インド行政職
IPS	Indian Police Service	インド警察職
IFoS	Indian Forest Service	インド森林職
IFS	Indian Foreign Service	インド外務職
IES	Indian Economic Service	インド経済職
IRS	Indian Revenue Service	インド歳入職

出所：中央省庁・州政府の和訳については文部科学省 平成 24 年度委託調査 スポーツ庁の在り方に関する調査研究（2013 年 3 月）、その他はインド政府ウェブサイトを参照し、コンサルタントが作成

第1章 JDS事業の背景・経緯

1-1 JDS事業の現状と課題

1-1-1 JDS事業の背景

人材育成奨学計画（JDS: The Project for Human Resources Development Scholarship Program、以下「JDS事業」）は、我が国政府の「留学生受入10万人計画」の下、1999年度に設立された無償資金協力による留学生受入事業である。当事業では、「対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受入れ、帰国後は、社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、またひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」を目的としている。事業開始当初はアジアの市場経済移行国を主な対象としてきたが、2012年にはガーナ、2021年にはモルディブ、ケニア、エルサルバドルからの受入が開始され、対象国をアジア（東南アジア、南アジア）、アフリカ、中米へと拡大した。2022年度末時点で、累計22カ国からおおよそ6,030名の留学生を受け入れている。²

² https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/summary/JDS.html（2024年2月21日参照）

表-1 JDS事業 国別受入実績

(単位：人)

受入年度 国名	2000																2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		各国 実績 合計	
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	修士 課程	博士 課程	修士 課程		博士 課程										
① ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	2	15	2	15	1	15	1	18	1	18	1	18	1	418	
② ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	2	20	2	20	2	20	2	20	2	20	2	20	2	508	
③ カンボジア		20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	0	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24	2	548	
④ ベトナム		20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	0	59	3	60	3	58	3	60	3	20	5	35	4	827	
⑤ モンゴル			20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	20	2	20	2	20	2	20	2	15	1	15	1	15	1	416	
⑥ バングラデシュ			29	19	20	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	25	30	0	30	3	30	3	29	3	30	3	30	3	30	3	525	
⑦ ミャンマー			14	19	20	20	30	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	4	44	4	44	4	44	4	39	4	0	0	0	0	648	
⑧ 中国				42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	430	
⑨ フィリピン				19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	0	21	0	20	1	20	1	17	0	20	0	20	0	439	
⑩ インドネシア				30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120	
⑪ キルギス								20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	0	15	0	18	1	18	2	18	0	18	2	19	0	287	
⑫ タジキスタン											3	5	5	5	5	5	5	7	1	7	1	7	1	12	1	15	0	15	1	15	0	121
⑬ スリランカ												15	15	15	15	15	15	0	15	2	15	2	15	2	15	2	15	2	15	2	222	
⑭ ガーナ													5	5	5	10	10	0	10	0	10	0	10	0	12	1	12	1	12	1	117	
⑮ ネパール																	20	20	0	20	0	20	0	20	2	20	1	20	1	20	2	166
⑯ 東チモール																					8	-	8	-	8	-	7	-	6	1	38	
⑰ パキスタン																					17	0	15	1	18	0	16	0	16	1	84	
⑱ ブータン																					9	1	9	1	8	1	9	0	5	0	43	
⑲ モルディブ																										6	-	6	-	4	-	16
⑳ ケニア																										9	1	8	1	12	0	31
㉑ エルサルバドル																										6	1	6	1	6	1	21
㉒ セネガル																														5	0	5
年度合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	270	11	300	21	337	23	339	28	358	23	279	23	297	21	6,030
																		281		321		360		367		381		302		318		

出所： 国際協力機構、人材育成奨学計画（JDS）国別受入実績（2023年）（インドネシアは円借款による留学生受入が始まった2007年以降、中国は2013年度以降、受入実績はない。）

事業開始当初には、社会・経済開発に貢献する若手行政官や実務家、研究者等を対象としていたが、2008年度以降に段階的に導入された新方式では、対象者が各国の課題解決のための政策立案ができる公務員に限定され、日本の開発協力方針（援助重点分野）や対象国の有する開発課題・人材育成ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラム（援助重点分野）とコンポーネント（開発課題）が策定され、本邦の受入大学が選定されるようになった。

同じ対象分野、対象機関、受入大学を4期分固定し、留学生を受入れることで、JDS事業を通じて日本政府の開発援助の選択と集中を図り、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカルマス」を形成することが期待されている。

1-1-2 インドの概況

(1) インドの概況

インドは世界第7位の国土（面積328.7万km²、日本の約8.7倍）を有し、西にパキスタン、北に中国、ブータン、ネパール、東にバングラデシュ及びミャンマーと国境を接する南アジアの大国である。アジアとアフリカを繋ぐインド洋シーレーン上の中央に位置し、地政学的に極めて重要なインドには、多様な民族、宗教、言語が存在する。また、人口は2023年半ばには14億2860万人に達し、世界1位となる見通し（UNFPA推計、2023）である。1人あたりの国民総所得（GNI）は2,257米ドル（世界銀行（以下、世銀）、2021）と下位中所得国に区分されているが（OECD/DAC、2022/23）、名目GDPは約3兆3,800億ドル（世界第5位／世銀、2022）、GDP成長率は7.2%（インド統計・計画実施省、2022）と高い経済成長率を誇っている。

(2) 教育の状況

中央とほとんどの州では、1964-66年に発出された教育委員会勧告に従い、初等教育5年、中等教育3年、上級中等教育2年、学士課程3年の教育制度を踏襲している。インドの教育事情は年々改善されているものの、未だに国民に占める非識字率25%と高く、高等教育へのアクセスは15%に限られ、全国民に占める学士号保持者は7%と低い。³全インド高等教育調査2020-21年報告書によると、インドの高等教育における総就学率は27.1%。男女別では男性29.3%、女性24.9%であった。高等教育就学者の内訳は51.6%が学士課程、26.2%が修士課程、22.2%が博士課程に在籍している。同報告書によるとインド全土の大学数は合計1,113であった。⁴インド政府は2020年に改正した国家教育政策において、今後20年で教育の質を高め、自国を知識のグローバルハブにするという目標を掲げており、教育システムについては、前述の10（5+3+2）+3から、幼児教育を含めた5+3+3+4とし、高等教育については学士課程を3年から4年とし、よりホリスティックで学際的な教育の達成を目指すとしている。⁵

(3) 国家開発政策

2015年1月に計画委員会に代わり、2047年までにインドが先進国になるための全体的な改

³ Education System in India, Dr. Patel, Jayantibhai I, International Journal for Research in Education, 2013

⁴ All India Survey on Higher Education 2019-2020, Ministry of Higher Education, 2020

⁵ National Education Policy (2020), Ministry of Human Resource Development

革のための国家機関（NITI Aayog）が設立された。改革の優先課題は、(i) 全包括的でマイクロ経済的な福祉を重視したマクロ経済成長の補完、(ii) エネルギー転換、気候変動対策、テクノロジーを活用した開発の促進、(iii) 公的資本投資が民間投資を呼び込む好循環の構築である。2019年に発足した第2次モディ政権は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済縮小を契機に、2020年より①経済、②インフラ、③テクノロジー主導のシステム、④世界最大の民主主義国インドの強みである人口、⑤需要喚起を柱とした「Self-Reliant India（自立したインド）」政策を実施している。合理的な税制、明確な法規制、人材の育成、インフラの整備、強固な金融システムの構築など、ビジネス環境の整備を通じた国内の製造業振興イニシアチブ「Make in India」により、経済改革、製造業振興による雇用の創出、投資促進のためのビジネス環境整備、インフラ整備等を進め、インドの国際競争力強化に取り組んできた。また2024年度の暫定国家予算案（インド財務省、2024年2月）では、①研究とイノベーションのために1兆ルピーの基金の創設とスタートアップに対する税免除の拡大、②11兆ルピー（前年度比11.1%増）のインフラ開発への投資、③5年間で貧困層向け住居2,000万戸の建設、農村部などの女性グループの起業による所得向上支援の促進、④住宅用太陽光発電パネルを設置した家庭1,000万世帯への無料電力供給と政府による余剰電力買い取り支援、⑤年間所得70万ルピーまでの所得税免税や、農家に対する財政援助や農作物保険などを通じた実質所得の向上支援策、等が強調されている。⁶

1-2 無償資金協力要請の背景・経緯

我が国とインドは1952年の国交樹立以来、インド国内の強い親日感情にも支えられながら、継続して良好な関係を維持している。2000年8月には「日印グローバル・パートナーシップ」の構築に合意し、2005年以降は、ほぼ毎年交互に首脳が相手国を訪問し、年次首脳会談を実施し、2014年に両国関係は特別戦略的グローバル・パートナーシップへ格上げされている。

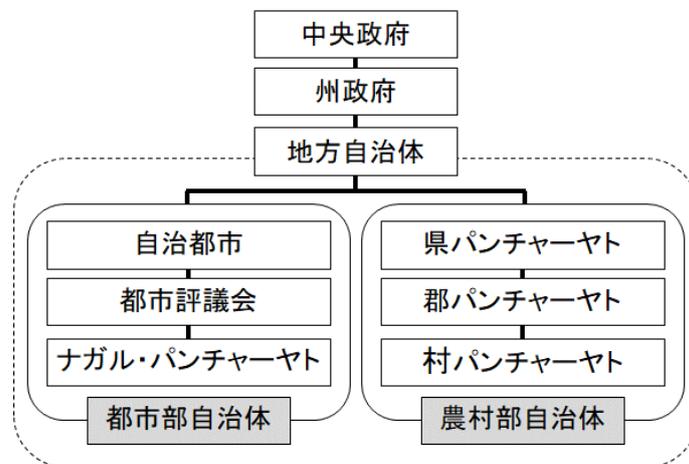
2023年5月に実施された年次首脳会談において、ナレンドラ・モディ首相と岸田文雄首相は、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性について認識を共有し、様々な分野での協力を進めている。両国の貿易総額約2兆8,511億円（2022年）と経済的な結びつきが強いものの、日印間の人的交流は限定的であり、インドからの労働者や留学生の受入れを通じた人的交流は、両国にとって非常に重要な取り組みである。両首脳はまた、留学生の受入拡大を通じて人的交流の拡大に努めることでも合意している。2023年9月、G20ニューデリー・サミットの際に行われた日印首脳会談においても、モディ首相から岸田首相に対し、インドでのJDS事業開始に向けて準備が進んでいることへの謝辞が述べられており、インド政府からの期待は大きい。本事業がインドの行政官の人材育成、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することとともに、二国間の関係強化に寄与することが期待されている。

⁶ JETRO ビジネス短信@インド政府、2024年度の国家暫定予算案を発表（2024年2月8日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/02/df0478c5af5bbb75.html#:~:text=%E6%AD%B3%E5%87%BA%E5%85%A5%E5%88%A5%E3%81%AB%E3%81%BF%E3%82%8B%E3%81%A8,%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%EF%BC%88%E6%B3%A8%EF%BC%89%E3%80%82>
（2024年2月21日参照）

1-3 行政官のキャリアパス及び人材育成状況

1-3-1 インドの行政制度

インドは28の州（State）と8つの連邦直轄領（Union Territory）からなる連邦共和制国家である。州には自治権が認められており、連邦直轄領は中央政府が直接統治する。元首は大統領であるが、実質的な行政権は首相を首席とする閣僚会議にあり、大統領は閣僚会議の助言に従って、国会を通過した法案の承諾や、首相、最高裁首席判事及び州知事の任命等を行う。行政組織は53の省と2つの局からなる（2023年1月時点）。行政階層は中央・州・地方自治体の三層構造であり、各州が独立した政府として存在し、各州政府の管轄下に地方自治体がある。地方自治体は、都市部と農村部でそれぞれ異なる制度が採用されている。都市部自治体は、大都市における自治都市、小都市における都市評議会、農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤトから構成されており、農村部自治体は、県・郡・村の三層構造となっている（図-1）。



出所：インドの公務員制度（自治体国際化協会、2008）

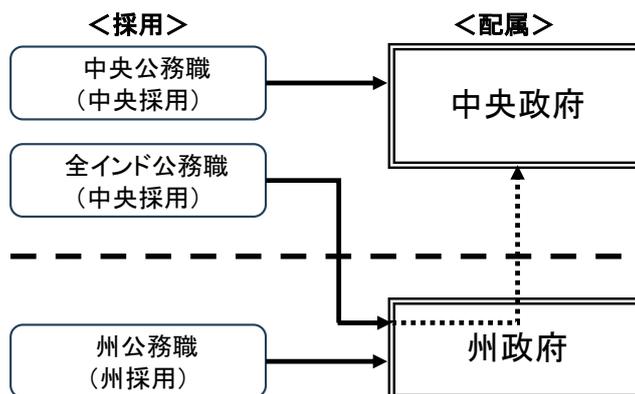
図-1 インドの行政階層

1-3-2 公務員の種別

インドの公務員職は、1) 全インド公務職（All India Service）、2) 中央公務職（Central Civil Service）、3) 州公務職（State Civil Service）の3カテゴリーに分類され、さらに全インド公務職は、①インド行政職（Indian Administrative Service: IAS）、②インド警察職、③インド森林職の3つの職種に、中央公務職はA～Dに区分される。全インド公務職及び中央公務職は連邦公務委員会によって採用されるが、中央公務職が中央政府の機関のみで勤務するのに対して、全インド公務職は、採用後に特定の州を割り当てられ、州政府と中央政府を行き来しながらキャリアを積む。州公務職は各州の州公務委員会が採用する。（図-2）。

中央公務職A群には外務官僚であるインド外務職（Indian Foreign Service: IFS）、経済官僚であるインド経済職（Indian Economic Service: IES）、財務官僚となるインド歳入職（Indian Revenue Service: IRS）の他、工学技官、医療技官等多数の職種があり、全インド公務職、中央公務職A群及び同B群の一部は上級公務員と位置づけられている（表-2）。これら以外にも市レベル以下の地方政府が独自に雇用する公務員がいる。公務員数は毎年増加しており中央政府には310万人（財務省、2024年

2月)、州政府・地方政府を合わせると1800万人の公務員がいる。(世界銀行、2000)



出所： インドの公務員制度（自治体国際化協会、2008）

図-2 中央および州の公務職採用と配属の流れ

表-2 インドの公務職

	採用	配属	備考
全インド公務職	中央政府	州政府 (中央政府)	採用後は特定の州政府に配属され、原則として退職まで配属州は不変。一時的に中央政府に派遣されることもあるが、派遣期間終了後は当該州に戻る。
中央公務職	中央政府	中央政府	グループがA～Dに分かれ、A及びBは任命が官報で公示されるため、官報公示職とも呼ばれる。当該グループの一部が特に上級公務員と位置づけられる。
州公務職	州政府	州政府	例外的に、高度な専門能力を持つ技術者等が上級ポストに就くこともあるが、上級ポストは基本的にIASが占め、州公務員は下級ポストまでしか昇進できない。

出典： インドの行政（総務省、2009）

1-3-3 公務員の職群の管理

インドの公務員は職務や責任に基づいて様々な職群に分かれている。それぞれの職群に幹部管理機関（Cardre Control Authority）が定められており、当該職群の募集、配置、異動、昇進、およびその他の人事問題を管理している。州公務員に関しては、各州政府が幹部管理機関となっている。全インド公務職と主な中央公務職の幹部管理機関を以下に示す。

表-3 全インド公務職と中央公務職の幹部管理機関

職群	幹部管理機関
全インド公務職	
Indian Administrative Service	Department of Personnel and Training, Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions
Indian Police Service	Ministry of Home Affairs
Indian Forest Service	Ministry of Environment, Forest and Climate Change
中央公務職	
Indian Foreign Service	Ministry of External Affairs
Indian Economic Service	Department of Economic Affairs, Ministry of Finance
Indian Revenue Service (C&E)	Central Board of Excise & Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance
Indian Revenue Service (Income Tax)	Central Board of Direct Taxes, Department of Revenue, Ministry of Finance
Indian Civil Account Service	Controller General of Accounts, Department of Expenditure, Ministry of Finance
Indian Defense Account Service	
Indian Audit and Account Service	Office of Comptroller and Auditor General
Indian Railway Traffic Service	Railway Board, Ministry of Railways
Indian Railway Personnel Service	
Indian Railway Account Service	
Indian Postal Service	Department of Post, Ministry of Communications
Indian Trade Service	Department of Commerce, Ministry of Commerce & Industry
Indian Legal Service	Department of Legal Affairs, Ministry of Law & Justice
Indian Corporate Law Service	Ministry of Corporate Affairs
Indian Information Services	Ministry of Information & Broadcasting
Indian P&T Account and Finance Service	Department of Telecommunication, Ministry of Communications
Indian Statistical Service	Ministry of Statistics and Program Implementation
Indian Defence Estate Service	Department of Defence, Ministry of Defence
Indian Ordinance Factory Service	Department of Defence Production, Ministry of Defence

出所：人材研修局聞き取り調査及び各幹部管理機関ホームページを元にコンサルタントが作成

1-3-4 公務員のキャリアパス

(1) 採用

毎年数十万人が全インド公務職と中央公務職A群及びB群の一部の職種に就くため、連邦公務員委員会（Union Public Service Commission）による公務員試験（Civil Service Examination）を受験する。受験資格は、インド国民であること、大学卒業者であることに加え、受験年の8月1日現在で21歳以上30歳未満という年齢制限があるが、指定カーストや指定部族、その他の後進諸階級及び身体障害者等の社会的弱者については、30歳を超える年齢上限を別に定めるなど、公務員試験における留保制度がある。

(2) 昇進

幹部管理機関がそれぞれの職群の昇進に関するガイドラインを発行しており、全インド公務職および中央公務職グループAの昇進ガイドラインはおおむね類似している。職員の下級職への昇進は、勤続年数に基づいて行われるが、Junior Administrative Grade⁷への昇進には上

⁷ 代表的な各職群での役職例は以下(4)各職群とキャリアパスを参照のこと

司による人事考査報告書（Performance Appraisal Report）が作成されそれを元に昇進委員会（Departmental Promotion Committee）により審査が行われる。人事考査報告書には基本情報として、採用年、現在の職位と所属情報、休暇取得や研修受講の状況、受賞歴等が記載され、以下の例のように役職に合った評価項目が記載されている。⁸なお人材育成局からの聞き取りによると、昇進については、留保制度は導入されていないとのことであった。

全インド公務職の人事考査報告書における評価項目例（Additional Secretary及びSecretary）

○ 属性評価（10段階評価・70%）	業務成果の評価（10段階評価・30%）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事に対する姿勢 ・ 意思決定能力 ・ 主体性 ・ 人を鼓舞し、やる気を起こさせる能力 ・ 戦略立案能力／革新性 ・ 調整能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画された仕事の達成度 ・ アウトプットの質 ・ 期間中の例外的・予期せぬ仕事の達成度
○ 自由形式での評価（書く評価項目についてコメントを記載）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に複雑で曖昧かつ危機的な状況において、タイムリーかつ効果的な意思決定を行う能力 ・ 正しいことのために立ち上がる勇気を伴う責任 ・ 革新性 ・ 納品実績 ・ 協調性と協調性をもってチームを率いる能力 ・ 誠実さ（財務的誠実さと道徳的誠実） ・ 長所と短所を含む総合評価 	
○ 推薦分野（4つを選択）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業・農村開発 ・ 財政・金融管理 ・ 社会開発 ・ 産業・貿易 ・ 文化・情報 ・ 内務・防衛 ・ 資源管理 ・ 住宅・都市問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境 ・ 人事・総務、ガバナンス改革 ・ 規制制度 ・ 通信システム・コネクティビティ ・ インフラストラクチャー ・ 科学技術

(3) 中央人材制度

中央省庁でのJoint Secretary以上の重要な役職への公務員の配属は、エンパネルメントと特定職種の選考という2つ段階を経て配属を決める人材育成局による中央人材制度（Central Staffing Scheme）が重要なプロセスとなる。

⁸ The All India Service (performance Appraisal Report) Rules, 2007 published vide Notification No.11059/18/2002-AIS-III dated 14.03.2007 vide GSR No.197(E) dated 14.03.2007 in supersession of All India Service (Confidential Roll) Rules, 1970

1) エンパネルメント

エンパネルメントとは、全インド公務職および中央公務職グループAの職員から、通常、年に1回、同じ配属年の職員の間で人事評価し、中央人材制度に基づく職位選考される可能性のある職員のリストを作成するプロセスである。勤務実績評価で特に有能な評価を得た職員は、次官をトップとする特別委員会によって、政府内の上級役職に空席が生じた場合の考慮対象者パネルに入ることが認められ、このパネルから上級役職に配置される。

2) 特定職種の選考

中央政府における役職の配置の際には、州政府および幹部管理機関からの推薦を募り、推薦を受けた職員が中央人材制度に基づく資格要件を満たしているか（公務員が役職を離れた後、一定期間、民間部門での雇用を制限する「クーリング・オフ」が完了している、エンパネルされている、その他の資格剥奪を受けていない等）を精査する。その結果を基に、その年の「オファーリスト」が作成され、空席となる役職に対してオファーリストにある職員から等級、関連分野における知識や経験を考慮し3名の候補リストが作成され、その中から空席となった役職に就く職員が選ばれる。⁹

(4) 職群とキャリアパス

インドの公務員の職群のキャリアパスの例として、IAS、IFS、IESについてそれぞれの職群の特徴とキャリアパスについて以下にまとめる。

1) インド行政職（IAS: Indian Administrative Service）

IASは政府内で特に重要な役割を担うエリート官僚であり、公務員試験の受験者の中のトップ約180名がIASとして採用される。IASは2年間の研修勤務を経て州のUnder Secretary級に昇進し、10年目を目途に大多数が州のJoint Secretary級に昇進する。配属州は退職まで原則変わることはなく、中央に派遣されても派遣期間が終われば再び配属州に戻る。異動や昇任は2～3年間隔で行なわれるが、州政府や中央政府の様々な省庁、部局間を異動する。高い職階に到達するためには、キャリア試験（Mid-career exam）を受ける必要がある。中央省庁におけるIASの最上位の役職はCabinet Secretaryであり、Secretary、Additional Secretary、Special Secretary、Joint Secretary、Director、Deputy Director、Under Secretaryと続く役職のヒエラルキーが構成されている。州の上級ポスト（Joint Secretary以上）は基本的にIASで占められている。（総務省、2009）（自治体国際化協会、2008）

⁹ 人材研修局ホームページ

(<https://dopt.gov.in/committeereports/recommendations-relating-empanelment-and-placements-government-india#:~:text=1%20Empanelment%20is%20the%20process,promotion%20to%20a%20particular%20grade.>)
2024年5月14日参照

表-4 IASの職階、役職例、在職者数、昇進時期の目安（2024年1月1日現在）

給与基準	職階	昇進時期の目安	中央政府役職例	人数	州政府役職例	人数	合計人数
18	Cabinet Secretary Grade	-	Cabinet Secretary	1	-	-	1
17	Apex Scale	30年目以降	Secretary	109	Chief Secretary	250	359
16	Above Super Time Scale	25年目以降	Additional Secretary/ Special Secretary	2	Principal Secretary	630	632
15	Super Time Scale		Joint Secretary	115	Secretary	360	475
14	Selection Grade	14年目以降	Director	132	Additional Secretary	705	737
13	Junior Administrative Grade	10年目以降	Deputy Secretary	77	Joint Secretary	685	762
12	Senior Time Scale	4年目以降	Under Secretary	27	Deputy Secretary	1135	1257
11	Junior Scale	採用後4年間	Assistant Secretary	6	Under Secretary	1230	1236
合計				469		4995	5464

出所： Indian Administrative Service Promotion Guideline, No. 20011/4/92-AIS-II Government of India, Ministry of Personnel, P.G. & Pensions, Department of Personnel & Training、人材研修局ホームページ¹⁰、人材研修局データベース¹¹より弊社が作成

2) インド外務職（IFS: Indian Foreign Service）

IFSは、中央公務職のひとつであり、外務省下で外交官として職務に就く。近年では年間30－35名が採用となっており、採用後、他の全インド公務職とともに研修及び、デリーにある外務省研修所（Foreign Service Institute）での就任研修を経て、外交官のキャリアを歩み始める。IFSグループAの人数は996名であり、外務本省及び世界約193の在外インド公館に勤務している。¹²

在外公館のポストはThird Secretaryからスタートし、Second Secretary、First Secretary、Director、Minister/DCM（Deputy Chief of Mission）、Ambassador/High Commissionerと上位になっていく。または総領事館配属の場合もある。外務本省では、IAS同様、最上位より、Secretary、Additional Secretary、Joint Secretary、Counsellor/Director、Deputy Secretary、Under Secretaryと続くヒエラルキーが存在する。

¹⁰ 人材研修局ホームページ（https://dopt.gov.in/sites/default/files/FAQ_AIS-III.pdf）2023年12月18日参照

¹¹ Civil List, Indian Administrative Service（<https://easy.nic.in/civilListIAS/IndexCL.htm>）2024年2月2日参照

¹² 外務省ホームページ（<https://www.mea.gov.in/indian-foreign-service.htm>）2024年2月2日参照

表-5 IFSグループAの職階、役職の人数（2021年3月30日）

職階	外務省		在外公館		合計 人数
	役職	人数	役職	人数	
Grade I	Secretary	5	Ambassador/	28	33
Grade II	Additional Secretary	6	High Commissioner	40	46
Grade III	Joint Secretary	38	Minister/DCM/Ambassador	144	182
Grade IV	Counsellor/ Director	58	Director	152	210
Junior Administrative Grade	Deputy Secretary	117	First Secretary	270	387
Senior Scale	Under Secretary	0	Second / First Secretary	0	0
Junior scale		10	Third Secretary	25	0
Probationers Reserve	-	62	-	-	62
Leave Reserve	-	15	-	-	15
Deputation Reserve	-	19	-	-	19
Training Reserve	-	7	-	-	7
合計人数	-	337	-	659	996

出所： 外務省ホームページ 4(1)(b)(ix) Directory of officers and employees of MEA (March 30, 2021)

3) インド経済職（IES：Indian Economic Service）

IESは中央公務職グループAの職種であり、経済分野の専門性を用いて開発政策の立案・策定、開発システムの強化、公的プログラムの監視・評価等を担っている、IESの60%は連邦公務員委員会が実施する公務員試験により採用され、残る40%は内部からの昇格によって充足されている。IESの管理を行う幹部管理局は財務省内にあり、内閣官房長官を長とするIES理事会から助言を受けて、IESに関係する政策を決定している。IES幹部の公認定員は511人で、471の勤務ポストと40の休暇予備役で構成されている。

IESのキャリアパスの特徴は、経済・社会部門を扱う省庁・部局を中心に、中央政府のさまざまな省庁間を異動することにあるが、国連機関、外国政府、州政府、規制機関など、その他の国内外機関に派遣されることもある。IESが大きな割合を占める組織としては、開発政策を戦略的に管理するNITI Aayogがあるほか、IESは金融、社会部門、農村開発、教育、保健、農業、工業、貿易、運輸、情報技術など多様な部門へも派遣している。IES職員は多様な分野の開発問題に触れ、そのキャリア全体を通じて中央政府の政策立案に貢献している。

表-6 IESの職階、役職と人数

給与基準	職階	役職例	人数
17	Higher Administrative Grade +	Principal Adviser (Apex)	3
15	Higher Administrative Grade	Senior Economic Adviser/ Senior Adviser	20
14	Senior Administrative Grade	Economic Adviser/ Adviser	82
13	Non-Functional Selection Grade	Joint Director/ Deputy Economic Adviser	0
12	Junior Administrative Grade	Director/ Additional Economic Adviser	146
11	Senior Time Scale	Deputy Director/ Assistant Economic Adviser/ Senior Research Officer	122
10	Junior Time Scale	Assistant Director/ Research Officer	115
	Reserves		50
	合計人数		538

出所： IES の各職階 2023 年 6 月 28 日内閣承認、IES ホームページ (<https://ies.gov.in/about-ies.php>) を参考にコンサルタントが作成

1-3-5 中央省庁での高位高官の職群

人材研修局からの聞き取りによると、IASのみならず中央公務職グループAの公務員は政策策定に携わることが可能とのことであった。中央省庁での高位高官である、Secretary、Additional Secretaryに2021年以降に任命された公務員を職群でみると大半はIASで占められているものの、IAS以外の職群の公務員も昇進していることが分かる。IAS以外では歳入職、歳入職 (IT)、郵政職、監査会計職、森林職、鉄道会計職、防衛会計職から次官に任命されている。

表-7 SecretaryとAdditional Secretary（それらと同等の役職）の職群分布（2023年8月22日時点）

役職 職種	Secretary 及び同等の役職			Additional Secretary 及び同等の役職		
	IAS	IAS の割合	IAS の割合	IAS	IAS 以外	IAS の割合
2023 年	27	0	100.0%	9	2	81.8%
2022 年	39	3	92.9%	64	48	57.1%
2021 年	83	8	91.2%	82	14	85.4%

出所： 人材研修局ホームページ掲載の任命命令書より弊社が作成

1-3-6 公務員とジェンダー・社会包摂

インドは女性の権利拡大国家政策を制定し、ジェンダー平等に取り組んでおり、インド政府では公務員の採用、昇進、研修機会の提供等、全てにおいて男女平等が保障されている。公務員ジェンダー平等報告書（UNDP、2021）によると、女性公務員の割合は23%、リーダー的な地位に占める女性の割合は12%であり、IASデータベースによると、過去2年のIAS採用者に占める女性割合は50名（全180名中の33%、2021年）、51名（全179名中の28%、2022年）である一方、給与基準18及び17（中央省庁のCabinet Secretary及びSecretary及び州政府のChief Secretary）の女性高位IASは53名（全354名中の15%）と少ない。

また、インドでは、指定カースト（Scheduled Castes、SC）、指定部族（Scheduled Tribes、ST）、およびその他後進諸階級（Other Backward Classes、OBC）¹³は、憲法をはじめ様々な法律で特別な保護と支援の対象とされているが、インド政府は個人の背景に関わらず採用、昇進、研修機会の提供へのアクセスを保証しており、公務員制度における包摂性と公平性を促進している。

1-3-7 公務員の人材育成

連邦公務員委員会の試験に合格した国家公務員は、割り当てられた職務に応じた機関で研修を受ける。公務員の人材育成は前述の幹部管理機関の所轄となる。試験の最終結果が出ると、選抜された候補者は、職務と責任を効率的に管理する能力を身につけるための訓練を受ける。全インド公務職及び中央公務職を管理する幹部管理機関は複数の訓練機関を有する。公務員はキャリアを通じて、それらの研修機関での研修を受け、専門的な能力開発している。主な研修機関のリストは以下の通りであり、JDSコンポーネントに関連するものを示す。

¹³ 予定カーストはかつてのカースト制度において社会的に差別され、排除されていたカーストのもの、予定部族はインドの原住民族である部族、その他の社会的に弱い階層は、カーストの枠組みで上位に位置し、一般的には予定カーストや予定部族よりも経済的には上位に位置するものの、社会的な差別や不平等により経済的・社会的に不利な状況にあるグループを指す。

表-8 JDS事業コンポーネントに関するインド政府の研修機関

	研修機関	特徴
公共政策	Lal Bahadur Shastri National Academy of Administration	行政サービス、政策立案、リーダーシップなどの分野でのトレーニングを提供。IASの基礎研修、ミッドキャリア研修、In-service研修を始めとし、全インド公務職中央公務職A群に属する職員の研修も実施している。
公共政策	Indian Institute of Public Administration	公共行政と経営に関するトレーニングおよび研究機関。政府機関の効率化、公共サービスの向上、政策実施の改善などに焦点を当てたトレーニングプログラムを提供する。全インド公務職、中央公務職の基礎研修、ミッドキャリア研修、セクター別研修等を実施している。
公共政策、都市計画	Administrative Staff College of India	公共政策、行政管理、地方自治、都市計画等、さまざまな公共分野の研修を実施。
都市計画	National Institute of Urban Affairs	都市開発省によって設立された独立した研究機関。都市開発政策や都市計画、都市管理に関する研究、政策提言、研修を実施している。
経済・産業政策	National Institute of Financial Management (NIFM)	財務省の下で運営されており、財政管理や公共財政、金融、経済政策などに関するトレーニングプログラムを提供し IES 職員を養成する。
	National Academy of Direct Taxes	IRS 職員の養成機関。直接税に関するトレーニング機関。所得税法、税務手続き、調査・検査技術などに関する専門研修を実施している。
	Institute of Government Accounts and Finance	インド政府の会計および財務に関する専門機関。政府の財政管理、予算編成、会計システムの改善などに関する専門知識を提供し、公共部門の財政管理能力を向上させる。
	National Academy of Audit & Accounts	インドの監査および会計サービスの研修機関。監査技術、会計原則、財務管理などに関する専門知識を提供している。
	National Academy of Customs, Indirect Taxes & Narcotics	インドの税関、間接税、麻薬対策関連のトレーニング機関。関税法、間接税法、麻薬対策の法規や実務に関する専門知識を提供し、税関や関連組織の職員を養成する。
	Arun Jaitley National Institute of Financial Management	財務管理と政策立案に関する専門機関。財務管理、公共部門の財政政策、金融市場などに関するトレーニングを提供し、政府の財政政策の実施を支援する。
経済産業政策・国際関係	Indian Institute of Foreign Trade	国際貿易とビジネスに関する教育・研究機関。グローバルビジネス、国際市場への進出、貿易政策などに関する知識を提供し、インド企業の国際競争力を高める
国際関係	Shushma Swaraj Institute of Foreign Service	インド外務省の外交官を養成する機関。外交政策、国際関係、外交プロトコルなどに関する教育を提供している。

出所：現地調査における聞き取り調査結果、各研修機関ホームページをもとにコンサルタントが作成

1-3-8 留学とキャリアパス

修士号が最低学歴となっているIESのようなケースも本調査では確認されたものの、基本的にインドの公務員試験の受験要件としての必要最低学歴は学士である。昇進にあたっては学歴が評価の対象とはなっていないため、留学による修士号の取得は直接キャリアパスに影響を与えないが、間接的に影響を与える可能性があることは本調査における現地公務員へのインタビューにおいても判明している。例えば、修士課程で選択した専攻が、公共政策、行政管理、国際関係など公務員の職務内容に直接密接に関連している場合、留学経験はキャリアに有利になる可能性がある。また留学で修士号を取得することは、公務員選考試験での選択において学術的な資格を高めることができ、さらに、留学経験は、実務経験とのバランスを取る上でプラスになる場合がある。また留学経験を持つ公務員は、異なる文化や環境での学びや経験を通じて、リーダーシップ能力や

問題解決能力を高めることができるため、間接的にキャリアの進展や昇進において有利になる可能性もある。

1-3-9 就学・研修休暇

研修（留学、研修旅行等含む）へ参加の際には、留学の目的と関連性を明確に示したうえで事前に政府から留学休暇の承認を得て就学・研修休暇の取得が可能である。就学・研修休暇は、全インド公務員については7年以上、中央公務員については5年以上の期間、試用期間を含めて継続勤務をした者、また休暇満了後、職務に復帰すると見込まれる日から3年以内に公務員を退職する年齢に達しない者が取得できる。例外的な理由がある場合を除き1回につき12カ月であり、在職期間中最大で24カ月を超えてはならない規則となっている。研究休暇を、他の休暇と組み合わせて取得する場合は通常28カ月（博士号取得については36カ月上限に）取得が可能である。幹部管理機関からの休暇の承認には、留学先の大学が提供するコースや自身の研究テーマ、及び期待される研究成果を含む研究計画を提出しなければならない。

就学・研修休暇を取得後は3年間の服務義務期間が生じる。公務員は、① 健康上の理由、② 帰国後、政府の管理下にある法定機関若しくは自治機関、又は機関に勤務するため派遣され、その後、公益のために当該法定機関若しくは自治機関又は機関に永続的に吸収されることを目的として、政府の下で退職することが許可された公務員を除いて、留学後、職務に復帰することなく辞職、または復職後3年以内に退職した場合、または留学課程を修了しなかった場合は、①インド政府が負担した休暇中の給与、就学手当、学費、旅費、その他の費用の実額、また、② 外国政府、財団、信託など、その他の機関が教育課程に関連して負担した費用と利子を返済しなければならないという罰則規定がある。¹⁴

1-3-10 留学帰国後の復職

公務員が就学・研究休暇を得て留学する場合は、政府の職務に復帰することを誓約しており、休暇の終了後は、自動的に元の階級に復帰する。帰国留学生は、経験、実績、関心、技能に基づいて、適切な省庁の空いている役職に配置される規則¹⁵となっているが、人材育成局からの聞き取りによると、休暇取得時の元のポストに戻る場合もあるとのことであった。

1-3-11 公務員の定年

インドにおいて公務員の定年は60歳と定められている。ただし、30年の勤務を終えた後、または50歳に達した後のいずれか早い時点で、政府に3カ月前に通知することにより、いつでも早期退職を選択することができる。また、政府の承認を得て、最長5年まで60歳を超えて定年延長を求めることもできる。¹⁶

¹⁴ Chapter VI - Study Leave, Central Civil Service (Leave) Rules, 1972

¹⁵ The All India Service (Study Leave) Regulations, 1960

¹⁶ The Central Civil Service (Classification, Control & Appeal) Rules, 1965

1-4 我が国の援助動向

1-4-1 二国間援助

日本の対インド開発協力量針（外務省、2023）では、大目標である「包摂的かつ持続可能な成長」の実現に向けた強固な基盤づくりへの協力を支援するため、「オファー型協力」や民間資金の動員の促進などODAの一層の戦略的活用を通じ、日印双方の利益に資するような開発協力を推進しており、重点分野（中目標）として、①共創による産業の発展強化、②多層的な連結性の強化、③クリーンな社会経済開発が挙げられている。

表-9 我が国の対インド国別開発協力量針

我が国の ODA の基本方針（大目標）	包摂的かつ持続可能な成長」の実現に向けた強固な 基盤作りへの協力	
重点分野（中目標）	(1) 共創による産業の発展強化	インドの経済成長の安定化を支える製造業は、若い生産人口のための新たな雇用を生み、経済の技術的基盤を強化し、生産性を向上させる。このような観点から、製造業を始めとする産業の競争力強化に資する発電・送配電・蓄電・エネルギー効率化、高規格道路、港湾、産業用水等のビジネス環境整備にあたり不可欠な社会基盤開発を支援する。また、製造業のみならず、投資環境整備、中小企業・スタートアップ支援、特定技能制度等の活用、日印の企業・学術機関間の連携、半導体、ICT・デジタル技術、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、保健、医療・ヘルスケア、宇宙等の分野での産業育成に資する支援を行う。
	(2) 多層的な連結性の強化	投資と成長を支えるインフラ面の課題解決を念頭に、インド国内の主要都市・経済圏内及び地域間の連結性の強化を図るべく、鉄道、道路、電力等の分野について、輸送ハブ及び流通網となる運輸や電力インフラ等の整備を環境面での影響にも配慮した形で支援する。さらに、日印首脳間で確認されている北東部等の地域の連結性の促進や、インド北東部開発とバングラデシュにおける「ベンガル湾産業成長地帯構想（BIG-B）」との有機的な連携を通じた「産業バリューチェーン」の構築等、周辺諸国との連結性の更なる強化と、それによる新たな投資や産業の創出に向けた協力を推進する。
	(3) クリーンな社会経済開発	急速な経済成長と都市化に起因する社会的・環境上の課題解決に向けた継続的な取り組みとして、保健医療・衛生といった基礎的社会サービスの整備、都市化や自然災害、生態系サービスの劣化への対応、水をめぐる社会課題への対応、貧困層の収入増等の貧困削減・社会セクター開発に資する支援に取り組む。また、農村部におけるものを含め道路・上下水道整備、農業の生産性と持続可能性の強化・多角化、バリューチェーンの強化、森林資源の保全・利用、女性のエンパワーメント等に関連する事業を支援する。気候変動問題への対応も念頭に、クリーンで強靱な社会の実現を目指し、脱炭素、グリーン・トランスフォーメーション（GX）等に向けた協力を推進する。
留意点	<p>(1) 日印両国民間の広範かつ多様な関与を深化させ、両国関係強化の基礎とする観点から、開発協力を通じ、様々な分野で緊密な人的交流が促進されるよう留意する。また、日本企業によるインド事業への融資、環境保全を担うインド政府系機関への融資、インド政府とのファンド設立等を通じた支援等の民間資金やインド側資金も動員した協力にも留意する。</p> <p>(2) 第三国に対する開発協力の主体としての側面を強めつつあるインドとの間で、南西アジア、太平洋島嶼国やアフリカ等の地域において、両国の強みを生かした形での協力が実現するよう、対印協力の成果の発信も念頭に、関連の知見の共有に努めるとともに、連携の可能性を追求する。</p> <p>(3) 原則としてタイド援助を受け入れず、調達政策において国際競争入札を採用するインド政府の方針に留意する。同時に、各事業を通じて、日本の技術や専門知識のインドへの導入を促進すべく取り組んでいく。</p> <p>(4) 平等で包摂的な社会の達成のため、日印両国は案件形成にあたっては新しい時代の「人間の安全保障」の下、ジェンダー平等や社会的弱者への配慮に留意する。</p>	

出所： 外務省、対インド共和国 国別開発協力量針（2023年11月）をもとにコンサルタントが作成

JICAがこれまでにインドで実施してきた（あるいは実施中の）代表的なプロジェクト¹⁷としては、教育分野ではインド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト、デリー上水道改善事業、運輸交通分野ではデリー高速輸送システム建設事業やチェンナイ地下鉄建設事業、資源・エネルギー分野ではタミル・ナド州送電網整備事業、民間セクター開発では官民連携インフラ・ファイナンス促進事業、農業・農村開発ではレンガリ灌漑事業、自然環境保全ではオディシヤ州森林セクター開発事業、環境管理分野ではヤムナ川流域諸都市下水等整備事業等があり、有償事業を中心に多岐にわたる分野での支援を実施している。

1-4-2 インドから我が国への留学

両国は人的交流の拡大に努めることについて合意しているが、その中でも日本へのインド人留学生の増加に取り組むことが確認されている。¹⁸日本学生支援機構によると、2022年4月時点のインド人留学生総数は1,532人であり、インド人留学生は、全留学生数の0.7%を占め、第16位となっている。¹⁹公益社団法人科学技術国際交流センターによるとインド留学生の主要な留学先としては以下の大学が挙げられている。

表-10 インド留学生の日本での主な留学先

大学名	人数	備考
東京大学	101	2020年11月1日時点
立命館アジア太平洋大学	70	2020年5月1日時点
京都大学	57	2020年5月1日時点
大阪大学	48	2020年5月1日時点
名古屋大学	39	-

出所： <https://ssp.jst.go.jp/survey/india.html> (2023年11月23日参照)

1-4-3 我が国の奨学金プログラム

日本政府による国際機関を通じた奨学金プログラムには、日本／世界銀行共同大学院奨学金制度（The Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program: JJ/WBGSP）、国際通貨基金／日本アジア奨学金プログラム（IMF - Japan Partnership For Asia's Future: JISPA）、ADB・日本奨学金プログラム（Asia-Japan Scholarship Program: JSP）が実施されており、インド政府の職員も対象となっており、人材研修局の記録によると過去3年ではIMF1件の受入が確認された。アンケート調査からは、現職のIESに、世銀奨学金による修士号取得者が4名、IMF奨学金による修士号取得者2名と博士号取得者1名が確認された。

二国間援助での過去3年の受入実績はYLP14名、JICA事業では、インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク連携27件、イノベティブ・アジア4件、長期研修での都市開発分野で1件、合計32件の受入があった。それに加え、アンケート調査の回答からは、鉄道関係の中央公務職グループAの公務員は、国費外国人留学生制度を活用し、毎年最大20人のインド鉄道省職員を

¹⁷ 独立行政法人 国際協力機構（No date）代表的なプロジェクト
<https://www.jica.go.jp/overseas/india/activities/index.html>（2023年11月21日参照）

¹⁸ 外務省「日印首脳会談」令和5年3月20日

¹⁹ 独立行政法人日本学生支援機構（2022）「2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査結果」、https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2023/03/date2022z.pdf、（2023年11月23日参照）

日本の修士課程等へ受け入れる、文部科学省奨学金（大使館推薦・インド鉄道省プログラム）取得して日本で修士を取得していることも確認した。

表-11 インドにおける日本（二国間／多国間：国際機関への拠出）とJICAの修士留学事業

	組織名	研修事業名	目的・戦略、対象等
二 国 間 援 助	JICA	人材育成奨学計画（JDS）	対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受入れ、帰国後は社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、ひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することを目的とした事業。
		長期研修	主に大学の学位課程（修士・博士）に就学する1年以上の研修。技術協力事業として実施されている。人材育成支援に加え、我が国と対象国双方のイノベーション環境改善を目的とし、アジアの開発途上国から優秀な学生等に日本の大学への留学や日本企業での短期インターンシップ等を提供するイノベティブ・アジア事業も長期研修に含まれる。
	文部 科学省	日本政府文部科学省奨学金 研究留学生	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成を目的とする。日本の大学で研究生として1年半～2年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。
		日本政府文部科学省奨学金 大使館推薦・インド鉄道省プログラム	2015年より毎年20名を上限に、鉄道省の技官を日本の大学院の学位取得のための正規留学生・学位取得を求めない非正規留学生として受け入れている。日本政府の鉄道セクターへの支援との相乗効果が期待される。
		日本政府文部科学省奨学金 ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）	アジア諸国等の指導者として活躍が期待される行政官、経済人等の若手指導者を、我が国の大学院等に招へいし、1年程度の短期間で学位を授与する留学プログラム。
	多 国 間 援 助	日本／世界銀行共同大学院奨学金制度（JJ-WBGSP）	発展途上国の中間管理職を対象とした、欧米・アフリカ・日本の大学院で開発関連分野の修士号取得のための事業。
ADB 日本奨学金プログラム（JSP）		ADBに加盟する40カ国を対象にした、科学技術、経済、経営、開発、法律・政策分野での修士号取得のための奨学金事業。	
日本・IMF アジア奨学金プログラム（JISPA）		アジア太平洋地域の主要経済機関の若手行政官に日本の大学院で経済学修士号の取得機会を提供する事業。	

出所：文部科学省、JICA、世銀、ADB、IMFのHPをもとにコンサルタントが作成

我が国の奨学金プログラムを、事業目的（技術習得か二国間関係強化か）と研究分野（政策か技術か）の観点から整理すると、以下のように整理できる。

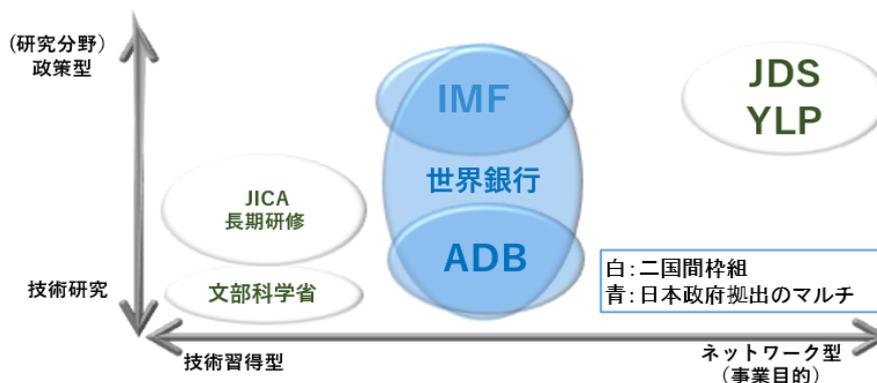


図-3 日本（二国間／多国間）とJICAの留学生受入事業（研修分野／事業目的）

1-4-4 民間組織を通じた協力

インドにおける民間協力としては、NGOや民間セクターの活動が挙げられる。JICAインド事務所では、2004年にNGO-JICAジャパンデスクを設置し、「インドNGO要覧」「JICAインドNGOデータベース」等、現地活動に必要な情報を発信すると共に、草の根技術協力事業を実施している。同事業は、団体の形態や経験、事業規模により、パートナー型（日本の法人格を有し、発展途上国への国際協力活動実績が2年以上あるNGO・大学・公益法人団体等）、支援型（日本国内外で国際協力活動実績が2年以上あるNGO・大学・公益法人団体・任意団体等（海外での活動経験は不問）、地域活性化特別枠（地方自治体、実際の事業実施においては、地方自治体が指定するNGO、民間企業等の団体が、実施団体となることも可）の3つのタイプに分かれる。2023年11月時点で実施中の案件としては、マハラシュトラ州におけるHIV/TBの治療成績改善プロジェクトがある。

1-5 民間交流の状況

我が国とインドは、1957年に日印文化協定を締結している。2022年10月時点のインドにおける在留邦人は8,145名であり、在日インド人は43,866人。我が国とインドの貿易額（2022年度）は、対インド輸出20,180億円、インドからの輸入は8,322億円であり、日本からインドへの輸出超過となっている。主要なインドから日本への輸出品目は、有機化合物、魚介類、ダイヤモンド、アルミニウム等である。我が国からの直接投資は、4,709億円（2022年度）である。²⁰

日本とインドは、経済関係においては貿易総額約2兆8,511億円（2022年）と結びつきが強いものの、日印間の人的交流は限定的な部分もあり、労働者の受入やインド人材の留学による人的交流は、両国にとって非常に重要な取り組みであると両国間で認識されている。人的交流を促進する背景として、インドは人口の68%を生産年齢人口（15～64歳）が占め、莫大な中間所得層を抱える巨大市場を有するものの、15～24歳の失業率は約24%に上り、若年人口の増加ペースに雇用機会の拡大が追い付いていない（ILO、2023）。そのため、自国民の雇用機会を海外に見出したいインドの意向に沿い、日本は技能実習や特定技能の制度を活用したインド人材の受入を進めている。またマーケットの成長性からインドは投資先として人気があり、日本からの「今後3年程度の有望な事業展開先国」としてインドは首位となっている。（JBIC、2022）

インドをベースとした日系民間企業の組織としては、インド日本商工部会がある。同組織は2006年に会員相互の情報交換及び親睦、日印間の商工業の発展及び親善交流の促進、会員共通の利益となる諸活動の実施を目的として設立され、516社（2023年11月時点）が会員となっている。

また自治体レベルの交流では、福岡県がデリー首都特別地域と、横浜市がムンバイ、岡山県がピンプリ・チンチウッド市及びプネ市、広島県三次市がハイデラバード市、島根県中海・宍道湖・大山圏域市長会がケララ州と姉妹都市協定を締結している。²¹日印間の親善を目的とした民間団体は日印協会など数多くある。同協会は1903年に大隈重信、長岡護美、渋沢栄一によって組織され、長期に渡り活動している。

²⁰ 外務省インド基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html>（2023年11月21日参照）

²¹ 一般財団法人自治体国際化協会姉妹提携情報

<https://www.clair.or.jp/j/exchange/shimai/countries/detail/25>（2023年11月21日参照）

1-6 他ドナーによる本分野の援助動向とインド政府の事業

インドでは行政官のみを対象とした奨学金の窓口は人事研修局、あるいは各省庁の人材育成担当部局となっているのに対し、諸外国が一般市民向けに提供する奨学金の窓口は教育省高等教育局となっており、奨学金情報は教育省管轄のポータルサイトで周知される。2024年1月時点で、修士向け奨学金としては、日本の文部科学省奨学金を始めとして、英国、ニュージーランド、中国、韓国の奨学金の資格基準、奨学金額、年齢制限、必要資格、経験等の概要が掲載されている。応募者は奨学金の種類に応じて、教育省のポータルサイトからオンラインもしくは直接在外公館や大学のウェブサイトから申請を行う。公務員のみを対象とした奨学金情報は人材研修局を通して各省庁及び公務員に周知される。人材研修局を通じて過去3年で募集された奨学事業18件のうち、日本以外の奨学金は韓国政府の1件のみであった。外国の大学や組織から各省庁に直接奨学金募集が通知される場合もあり、本調査の聞き取りでは、住宅都市省では2023年にデンマーク国際開発庁から学位取得を目的とした長期研修の募集を確認した。また、財務省や商工省の場合も、国際機関や提携大学（シンガポール国立大学）等からの留学・研修情報が直接職員に通知されていた。アンケート調査の結果、アメリカのフルブライト基金奨学金により修士号を取得したIES 3事例が確認された。一方、鉄道省が管理する鉄道関連の中央公務職グループAに属する公務員には他国からの奨学金を得たものは確認されなかった。2021年の報道によると、ケララ州でIAS職員として働く夫婦が同時に、チーブニング奨学金を受賞した例も確認された²²

JDS事業と類似する奨学金としては、韓国政府によるKOICA Scholarship Programがあり、過去のガイドラインではインドが2022年より対象国として記載されているが、インドからの留学生受入はこれまでなく、KOICAインド事務所によると、2024年度よりインドでの募集を開始したいとのことであった。

他ドナーではないが、インド政府は2001年より、全インド公務職、中央公務職Aグループを対象とした政府独自の海外研修制度、Domestic Funding of Foreign Training（以下、DFFT）を実施してきた。長期研修（6カ月以上、1年以下）では英米豪欧州の政府指定の修士コース（公共政策、開発学、国際安全保障、IT等）へ年間30名を超える公務員が留学した。対象となる分野において各自が選んだ大学院に留学することも可能で、世界ランキング100位以内の大学、コースを条件に奨学金が付与された。人材研修局からの聞き取りによると、同研修事業はコロナ禍の影響を受けて2021年に中断され、人材育成の研修が対面のみから、オンラインあるいはハイブリッドも可能な選択肢として加わったことからの政策の変化をうけ、新型コロナウイルスの影響が減少したものの再開に至っていない。今後、再開される可能性はあるものの、2023年12月の現地調査時点では再開の決定はなされていなかった。

他ドナー及びインド政府の奨学金事業同プログラムの中で、KOICA奨学金及びインド政府DFFT長期研修は公務員を対象としている。KOICA奨学金がインドでの募集を開始した場合、またDFFTが再開された場合には、JDS事業の競合となると予想される。

インドで公務員が利用可能な他国修士奨学金とDFFTを以下にまとめる。

²² Onmanolama (2021年9月1日) <https://www.onmanorama.com/career-and-campus/top-news/2021/09/01/chevening-scholarships-ias-couple-know-more-prized-grants.html> (2023年11月21日参照)

表-12 インドにおける他国及びインド政府の修士奨学金

国名	英国	事業名	Chevening Scholarship
分野	全分野		
対象	行政官を含む一般市民		
年齢	制限なし		
人数	全政界で 1643 名 (2022 年) 国別の割り当てはない。		
奨学金	生活手当 (住居費込み、2017 年) 月額、ロンドン : £1,307 (258,310 円)、その他 : £1058 (209,099 円) ※最新額については情報なし 着後手当 (空港から大学までの交通費、警察への登録料、超過手荷物)、行事参加費 (地域による)、帰国時手当 (超過荷物手数料)		
特徴	イギリス国内の大学が開講する修士学位が取得できるコースの合格者が応募できる。期間は 1 年で応募時に 2 年間の実務経験が必要となり、修士号取得後帰国し 2 年間、母国で働くことが義務付けられている。		
国名	英国	事業名	Commonwealth Scholarship
分野	エンジニアリングとテクノロジー : 電気/電子工学、環境学、リモートセンシング技術、通信工学、バイオテクノロジーまたは生化学工学、ロボット工学、コンピューター応用/コンピューター科学、航空宇宙工学、土木/建築学、材料科学、鉱業工学、海洋工学 科学 (純粋および応用) : 数学、分子生物学、物理学、化学 (医薬化学を含む) 農業・関連分野 : 農学、林学 人文・社会科学 : 歴史学、社会学、経営学、経済学、哲学、心理学、法学、英語 (文学/言語学)、政治学 (国際関係論)		
対象	行政官を含む一般市民		
年齢	制限なし		
人数	25-30 名		
奨学金	生活手当 (住居費込み) 月額、ロンドン : £1,652 (326,495 円)、その他 £1,347 (266,216 円) 航空賃、学費、寒冷地手当、学業にかかる旅費の補助、奨学生が寡婦、離婚、一人親家庭の場合、随伴する 16 歳以下の子どもにかかる児童手当として一人目 £576.61/月、二人目以降は一人につき £143/月。障害のある奨学生については必要に応じて財政面での支援がある。		
特徴	コモンウェルスに属する国の市民で将来のリーダーを対象。期間は 1 年。年齢制限なし。		
国名	米国	事業名	Fulbright-Nehru Master's Fellowships
分野	経済学、環境科学・研究、高等教育管理学、国際問題、国際法学、ジャーナリズム・マスコミ、行政学、公衆衛生学、都市・地域計画学、女性学・ジェンダー研究		
対象	行政官を含む一般市民		
年齢	制限なし		
人数	受入人数が異なる。		
奨学金	ビザ取得支援、航空券、授業料および諸費用、生活費および関連費用、米国政府の指針に従った傷害・疾病保険。※金額については情報なし		
特徴	運営は政府ではなく非営利団体、研究分野に関連する 3 年の実務経験、リーダーシップや社会奉仕の経験が重視される。		
国名	ニュージーランド	事業名	Commonwealth Scholarship
分野	農業開発、再生可能エネルギー		
対象	行政官を含む一般市民		
年齢	40 歳以下を推奨		
奨学金	生活費 NZ\$615 (58,688 円) /週 航空賃、学費、住居、教科書、その他教材費のための手当 NZ\$3,000/1 回、個人チューター費用 NZ\$1,000 上限/1 回、旅行保険、一時帰国航空賃、社会復帰手当 NZ\$1,000/1 回 (自国に帰国する際の準備費用補助として)、研究・論文費用の補助		
特徴	修士は 1 年または 2 年、2 名、(2024 年 5 月現在、受入を中止)		
国名	中国	事業名	Chinese Government Scholarship
分野	1) 中国語と中国文学、2) 経営、3) 美術 (絵画と彫刻)、4) 農業、5) 養蚕、6) 生物学、7) 政治学/国際関係学 8) 電子学 9) 電気学 10) 経済学 11) コンピューター・サイエンス 12) 物理学 13) 化学 14) 土木工学 15) 建築学 16) 薬学		
対象	行政官を含む一般市民		
年齢	35 歳以下		

人数	40名(2020-2021募集時)全世界で年間1,600名程度		
奨学金	奨学金3,000元(64,599円) / 月、授業料、大学寮または宿泊施設を無償で提供、総合医療保険800元/年		
特徴	学士、修士、博士、研究者向けまで広くカバーされている。修士の場合は中国語習得に1~2年、学業に2~3年、合計すると2~5年間、奨学金を授与。大学内の学食が非常に安価で生活費がかからない。		
国名	韓国	事業名	KOICA Scholarship Program
分野	気候変動、社会経済、ICT政策、行政・行政改革・農業経済、農業生産、都市・地域開発、保健政策と財政運営強化、農業付加価値化、E ガバメント、エネルギー科学と政策、ジェンダーと農村開発、財政・税制政策、ジェンダーと開発、地方行政、貿易・産業政策、航空管理、ICT融合に基づく技術起業競争力強化、経済開発、国際教育リーダーシップ、漁業科学、SDGsのための能力強化、市民社会リーダーシップ、ジェンダーリーダーシップ		
対象	政府職員(及び一部の国際NGO職員)		
年齢	40歳以下		
人数	インドが対象国となって二年となるが、これまでにインドからの受入に至っていない。		
奨学金	生活手当(住居費を含まず)KRW999,000(114,727円) / 月 航空賃、定住手当KRW600,000 / 1回、学費、課外活動、スタディビジット、ワークショップ、韓国語クラスなど、入居手当、修了手当KRW300,000 / 1回、国民健康保険、民間医療保険		
特徴	今後、インド行政官の受入が期待されている。留学生の住居は大学が無償で提供		
国名	インド	事業名	Domestic Funding Foreign Training (Long Term)
分野	公共政策、行政・経営、財政、公衆衛生・栄養学、人口及び人口統計学 世界の安全保障、国際開発、都市計画・開発、都市計画、社会開発、社会保護、社会イノベーション、社会福祉、経済学及び応用経済学、公教育、リーダーシップ、交通、技術管理、気候変動と環境、税務管理及び歳入予測		
対象	全インド公務職、中央公務職Aグループ		
年齢	48歳以下		
人数	毎年30名以上		
奨学金	生活費(住居費を含む)USD20,000(3,112,020円) / 年を上限として支給 人事研修局指定コース以外の大学への留学の場合は授業料上限USD55,000/年		
特徴	2021年にコロナ禍を理由として中断され現在は実施されていない。		

出所： 高等教育局 HP、各奨学金事業 HP、人材研修局 2018年11月9日付 DFFT Circular2019-2020 よりコンサルタントが作成²³

²³ 円価は2024年5月20日の以下の交換レートを使用。

1英ポンド=197.636、1米ドル=155.601、1新西蘭ドル=95.4289、1韓国ウォン=0.11484、1中国人民元=21.533

第2章 JDS事業の内容

2-1 JDS事業の概要

人材育成奨学計画（以下、JDS）事業は、我が国政府の「留学生受入10万人計画」の下、1999年度に設立された無償資金協力による留学生受入事業である。当事業では、「対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を日本の大学院に留学生として受入れ、帰国後は、社会・経済開発計画の立案・実施において、留学中に得た専門知識を有する人材として活躍すること、またひいては日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」を目的としている。

本準備調査は、インドにおけるJDS事業開始のため、インドの国家開発計画や我が国の対インド国別開発協力方針等に基づき設定されたサブプログラム・コンポーネントにおけるインド政府の人材育成ニーズ等の調査を行い、今後4期分の留学生受入のための基本設計、2025年に来日する第1期のJDS留学生受入に係る概算事業費の算出及び基本計画案の策定を行った。

2-1-1 インドJDS事業の基本設計

JDS事業では、上位目標として「政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。」、プロジェクト目標として「インド政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。」ことが挙げられている。

以上の目標を踏まえ、2023年11月より第1回現地調査が実施され、インド政府の公務員育成の現状を把握すると共に、インド政府より日本政府にJDS事業の実施を要請するための手続きとして必要となるPreliminary Project Report（PPR）の作成に必要な情報を人材研修局に提供し、同局より財務省経済局へのPPR提出を支援した。2024年3月には第2回現地調査が実施され、それらの調査結果をもとに、2024年3月中旬より人材研修局とJICAインド事務所による受入計画概要に係る協議が開始され、表-13の通り受入計画概要が合意された。

(1) 重点分野（サブプログラム）と開発課題（コンポーネント）

調査の結果をもとに、重点分野と開発課題を日本側より提示し、事業枠組みについて表-13の通りインド政府の合意を得た。加えて各省庁からの聞き取り調査及びアンケート調査を実施し、同国の開発課題に関係し、取り組むべき学問領域、想定される研究テーマを確認した。

表-13 インドJDS事業の枠組み（2024～2029年度）

サブプログラム	コンポーネント	想定される研究テーマ	受入上限人数
行政能力強化	公共政策・ 経済・産業政策・ 国際関係	・ 公共政策 ・ 都市計画 ・ 財政学、経済産業政策 ・ 国際関係論、国際安全保障等	9

(2) 対象機関・対象グループ

インドの開発課題の解決に寄与する中核人材の育成に資するため、日本側よりIAS、IFSを主な対象とすること提案し、インド側は日本側の提案を理解した上で、全インド公務職、及び中央公務職A群を対象とするとの提案があった。応募者要件の詳細については、第一回運営委員会場で決定することとなった。

(3) 受入大学

現地調査において、以下の大学の教育プログラムがインドの開発問題やニーズに適しているとして、インド側から関心を示された。日本側はインド側の関心を踏まえ、各大学と調整の上、以下の大学が受入大学として合意された。

表-14 インドJDS事業の受入大学（2025/26～2028/29年度）

コンポーネント	受入大学	受入上限人数	受入上限人数合計
公共政策 経済・産業政策 国際関係	東京大学公共政策大学院 公共政策学専攻 国際プログラムコース	3	9
	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻	2	
	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 国際関係学専攻	2	
	一橋大学国際・公共政策大学院 外交政策サブプログラム (グローバル・ガバナンス・プログラム)	1	
	神戸大学大学院国際協力研究科 開発政策特別コース	1	

2-1-2 実施体制

インドJDS事業における運営委員会（Operating Committee）の役割として、募集選考方法の決定、候補者の面接、留学生最終候補者の承認、帰国留学生の有効活用とフォローアップの仕組みの検討と承認、事業実施上の突発事項に対する措置の決定とその実施等が挙げられる。運営委員会を構成する機関については、インド側3機関（人事苦情年金省人材研修局、財務省経済局、外務省）日本側2機関（在インド日本大使館、JICAインド事務所）とすることで合意された。

2-1-3 サブプログラム基本計画

合意した受入枠組みに沿って基本計画案（別添6）を作成した。なお、応募者要件は本体事業開始後の第1回運営会議で決定することとするが、応募者要件としては下表の要件が想定される。

表-15 インドJDS事業の応募者要件案

項目	要件
国籍	インド国籍
年齢	来日年度4月1日時点で、22歳以上45歳以下の者
学歴	インド政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有する者
職業	全インド公務職と中央公務職A群
語学力	日本の大学院の修士課程に就学に足る英語力
その他	JDS事業の目的を理解し、帰国後インドの発展のため、及びインドと日本の二国間関係強化に貢献する意思を有する者
	インド政府または他ドナーの奨学金を受けて海外の大学で修士号を取得していない者、または受ける予定のない者
	心身共に健康である者
	現在、軍籍に属しない者

2-2 JDS事業の概要事業費

2024年度インドJDS事業を実施するために必要な事業費総額は(3)の積算条件をもって、総額約2.2億円と見積もられる。日本側とインド側の負担区分に基づく双方の経費内訳は表-16の通りである。ただし、この額は交換公文(E/N)上の供与限度額を示すものではない。

(1) 2024年度 インド国人材育成奨学計画(4カ年国債)

概略総事業費総額：220,443千円

表-16 JDS事業の概要事業費

		(単位：千円)	
年度	費目		概略事業費
2024年度 Term-1	実施経費	大学直接経費(検定料、入学金、他)	0
	役務経費	現地事務所運営経費(旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他)	36,004
		運営委員会経費	
		募集・選考関連経費(旅費、会場費、資料費、他)	
	代理機関人件費	直接人件費、管理費	25,201
2024年度 事業費 計			61,205
2025年度 Term-2	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他)	32,504
		留学生受入直接経費(航空運賃、国内旅費、支度料、奨学金、他)	
	役務経費	現地事務所運営経費(旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他)	25,374
		来日前・来日後研修経費(会場費、講師謝金、資料費、他)	
		留学生モニタリング・突発対応経費	
		特別プログラム経費	
代理機関人件費	直接人件費、管理費	20,852	
2025年度 事業費 計			78,730
2026年度 Term-3	実施経費	大学直接経費(授業料、他)	24,569
		留学生受入直接経費(国内旅費、奨学金、他)	
	役務経費	現地事務所運営経費(ナショナルスタッフ人件費)	10,513
		中間研修、付加価値プログラム経費	
		訪日モニタリングミッション経費	
		留学生モニタリング・突発対応経費	
	特別プログラム経費		
代理機関人件費	直接人件費、管理費	12,958	
2026年度 事業費 計			48,040
2027年度 Term-4	実施経費	大学直接経費(授業料、他)	18,259
		留学生受入直接経費(航空運賃、国内旅費、奨学金、他)	
	役務経費	現地事務所運営経費(旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所関連費、車両費、他)	6,358
		帰国関連経費	
		留学生モニタリング・突発対応経費	
		特別プログラム経費	
代理機関人件費	直接人件費、管理費	7,851	
2027年度 事業費 計			32,468
事業費 総額 合計			220,443

注：上記の概算事業費は、E/N上の供与限度額を示すものではない。

(2) インド側負担経費

銀行取極めに基づく銀行業務に係る以下の手数料

- ・ 支払授權書手数料（約1万円）
- ・ 支払授權書に基づく支払手数料（支払額の約0.1%）

(3) 積算条件

- ・ 積算時点 : 2024年2月
- ・ 為替交換レート : 1米ドル=147.87円、1インド・ルピー=1.63円
- ・ 業務実施期間 : インドJDS事業第1フェーズ本体事業4期分の流れ(2024年度から2029年度)に示す通り。
- ・ その他 : 日本政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

2-3 相手国側負担事項の概要

JDS事業運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割は以下の通りである。

- ・ 協力準備調査における本事業計画策定協議への参加
- ・ 留学生最終候補者の決定
- ・ 帰国留学生の有効活用の促進及びフォローアップ
- ・ その他本事業の運営管理に関する検討

JDS事業に係るインド政府の役割は、応募書類の配布促進等を通じた応募勧奨への協力、及び各省庁へのJDS事業協力への働きかけ、留学生の研究休暇の承認、代理機関を通じた留学生の定期的なモニタリング、及びJICAへの報告、帰国留学生の適切な配置と活用である。また、エージェントから提出される定期報告書を通じて、JDS事業の進捗や懸案事項についての確認、必要に応じた対応、さらには、留学生の論文作成上で必要なデータの提供等もある。

本事業の目的には、社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、インドの21世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官の育成、及び、我が国とインド政府との人的ネットワークの構築も含まれている。インド政府には、本事業で育成された行政官を含む帰国留学生が留学で得た知識を有効に活用できるよう留学成果の共有の機会の提供、留学生を通じた人的ネットワークの活用促進等が期待され、本準備調査では、インド政府が帰国留学生のモニタリングと評価を積極的に行っていくことが合意された。

2-4 JDS事業のスケジュール

本調査終了後に実施されるJDS事業本体事業の4期分（2024年から2027年：最終バッチ終了時期は2030年）の流れは、以表の通りである。

表-17 インドJDS事業本体事業4期分の流れ（2024年から2027年）

2023年度 受入計画策定 2024年度 案件（2025年度日）から 2027年度 案件（2028年度来日）まで	2023年度		2024年度		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度		2029年度		2030年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
2023受入計画策定（4バッチ分）、 概略設計		←協力準備調査→														
2024年度案件（第1期） 第1バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで		OD	★◎◎◎◎◎●							○						
2025年度案件（第2期） 第2バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで				OD	★◎◎◎◎◎●						○					
2026年度案件（第3期） 第3バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで						OD	★◎◎◎◎◎●					○				
2027年度案件（第4期） 第4バッチ留学生の募集選考から来日、 入学から帰国まで								OD	★◎◎◎◎◎●							○

★：閣議・交換公文（E/N）（その後、贈与契約（G/A）を経てエージェント契約）

◎：募集選考、●：留学生の来日、○：留学生の帰国

本体事業については、今後4年間に渡り毎年、インド政府と日本政府の間でE/N、及びG/Aが締結される。JICAは協力準備調査を委託したコンサルタントを実施代理機関（以下、代理機関）としてインド政府に対し推薦する。コンサルタントはインド政府との間でJDS事業の代理機関としての契約を締結し、インド政府に代わり事業の実施を担うこととなる。なお、代理機関側による主なJDS事業の実施事項は、1.留学生候補者の募集・選考手続き支援業務、2.留学生候補者への留学情報の提供、3.留学生の来日・入学時に必要な手続き支援業務、4.学費、奨学金等の資金管理、5.来日準備支援・来日時オリエンテーションの実施、6.留学生の滞日中モニタリング（学業面、生活面）、7.帰国プログラムの実施（帰国支援等）、8.受入大学教員によるJDS帰国留学生に対するフォローアップセミナーの開催、9.その他本事業を実施するために必要な業務である。

本体事業の活動の留意点を、以下に示す。

2-5 募集・選考・出願

2-5-1 募集

応募検討者が情報を効率よく得られるよう、応募に必要な情報を掲載したウェブサイトを作成すると共に、紙媒体での募集要項、広報のためのポスター及びリーフレットを作成する。公務員向けの研修情報が掲載されている人材研修局のウェブサイトに掲載を依頼すると共に、各州政府及びIAS以外の職群の人事管理をしている省庁の研修情報ウェブサイトにも掲載を依頼する。加えて募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを配布する。潜在応募者が受入大学の情報をより正確に得られるよう、受入大学教員によるオンラインによるセミナーの開催も検討する。なお、募集説明会の開催場所、方法及び回数は後に開催する運営委員会で別途決定する。日本及び日本留学の魅力を伝えることが、実際の応募に繋がると思われるため、インド文部省留学生協会、JICA帰国研修員同窓会、現地で業務に従事しているJICA事務所関係者のネットワークを活用することも積極的に検討する。

2-5-2 選考

応募書類が不足なく提出されているか代理機関により確認した後に、受入大学による書類選考及び専門面接、運営委員会による総合面接を実施し、留学生を選考する。総合面接では、インドの

公務員制度を反映しつつ、本事業の趣旨に合致する留学生が選定できるよう評価基準を運営委員会で検討し決定する。

2-6 来日前オリエンテーション、来日後オリエンテーション、付加価値提供活動等

2-6-1 来日前後のオリエンテーション実施

来日前オリエンテーションでは日本での生活に馴染めるよう、日本の文化、生活、習慣について講義を行う。特に来日前後に実施する日本語の授業は、日本での生活に不可欠であるとともに、留学中に留学生が二国間関係の強化に資する人材となるように、日本におけるネットワーク構築や知日派育成の観点からも、充実した研修を実施する。日本語研修は、日本語能力試験N5レベルを目指して来日前後で合計135時間程度実施し、現地と日本における日本語指導者が連携しシームレスかつ効果的に研修が実施できるように調整を行う。

来日後のオリエンテーションでは、日本で多々発生する自然災害の防災対策として、防災専門家による講義を実施するとともに、消防署の防災教育センターにて、地震の揺れの体験や、火災の煙からの避難要領等、防災に関する知識や技術を学習し、留学生自身で身を守れるように支援を行う。

これまで来日した他国JDS留学生の中にはJDS事業の規則、ひいては社会的な規範を守らない者や近隣住民とトラブルを起こす者も散見された。規則違反やトラブルを未然に防ぐため、来日前オリエンテーションや来日後オリエンテーションでは、特にコンプライアンスについて重点的に説明し、コンプライアンスに違反しないことを約束する誓約書を予め取り付ける。

2-6-2 JDS事業の付加価値化

他国JDS帰国留学生を対象とした調査によると、来日中に実施される有効と思われるプログラムとして、行政組織への視察、日本の行政官とのネットワーキング、日本の開発事例を知るためのプログラムの順に回答があった。その他の回答として、リーダーシップ研修、地域住民との交流、被災地域の訪問等も挙げられた。JDS留学生が日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献するというJDS事業の目的を達成するため、また、日本のその他の奨学金事業、他国の類似事業との差別化を図るため、JDS事業の高付加価値化が重要である。更なるJDS事業の付加価値化を図るため、日本を発祥とする独自の概念（一村一品やカイゼン等）、日本のビジネス慣行、マネジメント手法等の学習の機会や、日本で人脈を作るためのネットワーキング・イベント等を検討する。

2-7 モニタリング・厚生補導

2-7-1 実施体制

各大学所在地域の在住者の中から地域支援員を雇用し、留学生の現地での学業や生活がスムーズに行われるよう、きめ細やかなサポートを行う体制を構築する。地域支援員は、JDS事業の運営管理に効果的であることが確認されている。JICAボランティアのOV組織、大学所在地域の外国人支援NPO、大学の留学生支援サークル等との協力のもと、信頼できる地域支援員の確保に努める。

2-7-2 モニタリング

四半期毎に実施するモニタリングでは、留学生本人のみならず指導教官とも面談を行う。その際に、学業面のみならず、精神面・生活面も確認し、必要であれば前述の地域支援員に支援を依頼する。留学生の成績表も取り付け、判断材料とする。加えて、知日派育成プログラム、付加価値研修、交流会、地域活動、ボランティア活動等の課外活動への参加状況も確認し、二国間関係強化に資する人材の育成の支援となる情報を提供する。

モニタリングでは、学業のみならず健康面のモニタリングも重要であり、特にメンタル不調に対しては、タイムリーに対応することに留意する。前述のコンプライアンスの順守についても、モニタリング時に留学生に注意喚起する。

2-7-3 厚生補導

留学生の来日から帰国までの生活を、住居探し、入居支援、日本での生活に必要な届け出、病気や事故・災害発生時の支援、住居からの退去や帰国を支援する。JDS留学生が地域コミュニティの一員として問題なく過ごせるよう、前述の地域支援員を通して、寄り添った支援を行う。

2-8 フォローアップの計画

先行してJDSを実施する他国の帰国留学生を対象とした調査では、JDS事業の上位目標を達成するために効果的と思われるフォローアップ施策として「留学での研究内容に関する政府関係者への発表機会の創設」、「留学で得た知識をより活かせる配属先への配属支援」、「JDS帰国留学生同窓会の設立」、「同窓会を通じた継続的な研究結果発信」、「帰国留学生での定期的・継続的な対話」、「帰国留学生を対象とした定期的な研修の実施」、「帰国留学生の戦略的な配置による、配属先の組織改革」、「政府による帰国留学生の有効活用計画の策定と、データベースの構築による帰国留学生の活用」などの意見があった。

留学での研究内容に関する政府関係者への発表機会の創設としては、効果的な帰国報告会の運営に留意する必要がある。報告会へは運営委員会に加え、留学生の研究成果がインド政府の政策策定に貢献できるよう、それぞれの研究課題に深く関係する政府職員を招待することを検討する。また、帰国留学生の知識や経験のより広範囲で共有できるよう、帰国生の修士論文や研究内容を政府機関が発行しているジャーナルに寄稿する仕組みも有効と思われる。

第3章 JDS事業の妥当性と効果の検証

3-1 JDS事業と開発課題及び国別援助方針との整合性

3-1-1 インドの開発計画との整合性

2000年代以降、インドは絶対的貧困の削減において目覚ましい進歩を遂げてきた。堅調な経済成長により、2012年から2015年の間に9,000万人以上が極度の貧困を脱し、生活水準を向上させた。このような成功にもかかわらず、2015年時点において、1億7,600万人のインド人が極度の貧困状態にあり、人口の半数に当たる6億5,900万人が、中所得国以下の国で一般的に用いられる貧困ライン（2011年購買力平価で1日1人当たり3.20米ドル）を下回っていた。新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは前例のない世界的危機を引き起こしたが、インドも他国と同様に多くの課題に直面し、国、州、地方政府は、コロナ禍による危機とそれに続く影響を緩和するために、公的機関、組織システム、政府関係者の能力を強化することが求められた。その後、コロナ禍による経済への影響が緩和され中産階級がコロナ禍前の経済水準に戻るにつれ、より良い公共サービスへの需要は高まっており、政府が安定した成長とインクルージョンの目標を達成するためには、有能でやる気のある近代的な公務員が不可欠となっている。一方で、インドの公務員は規模が大きく複雑であるため、①多様な統治構造に起因する調整と調和の困難、②公務員に必要とされる中核的な機能的・技術的・行動的コンピテンシーについての理解不足、③首尾一貫した能力開発アプローチの欠如、④公務員が専門分野を超えて協働できる体制の欠如、⑤評価職務要件に対応していない研修の実施や、評価と研修の関連性の欠如に起因するコンピテンシーと役割及びタスクとのマッチングの欠如、⑤研修機会への不平等なアクセス、⑥公務員の研修やコンピテンシーに関する情報管理の欠如の6点が重要な課題として把握されている。²⁴

インド政府は2014年以降、これまでの公務員人材育成政策が、国家課題の優先度の理解に欠け、散発的で公務員の生涯学習に繋がっていないとの反省から、政府内の労働文化の変革、政府機関とプロセスの強化、透明性を高め、公的サービスの向上を促進するための先進技術の利用を通して公的サービスの向上に取り組んできた。2020年からは首相主導による世界最大の公務員人材育成国家プログラム「Mission Karmayogi」を開始し、①政策の枠組み、②制度的枠組み、③コンピテンシー・フレームワーク、④デジタル・ラーニング・フレームワーク（iGOT-Karmayogi）、⑤電子人的資源管理（eHRMS）、⑥モニタリングと評価を6つの柱として、公務員に継続的な学習の機会を提供し、スキルの向上と国民中心のアプローチを促進すべく公務員育成に取り組んでいる。²⁵

JDS事業は公務員育成を支援する事業であり、インドにおいては経済、産業、国際関係を含む幅広い「公共政策」を重点分野としている。想定される研究領域についても、人材研修局によりMission Karmayogiで把握されている公務員に必要とされる能力分野と高い整合性があることが確認されており、JDS事業はインド政府が推進するMission Karmayogiと高い整合性があると言える。

インド政府は、前述の通りNITI Aayogを設立し、インドが先進国になるための全体的な改革に着手しているが、①包括的開発、②インフラ投資と雇用創出、③地方サービスの提供、④グッド

²⁴ 世界銀行（2020）Public Service Capability Enhancement Project (P174067) Project Information Document Report No: PIDC29524

²⁵ 人材研修局（2022）Mission Karmayogi in Brief

ガバナンス、⑤グリーン成長、⑥技能開発、⑦金融セクターを重点分野として挙げている²⁶。インドの国家開発の優先分野に基づいた公務員の人材育成ニーズとしては、①インフラの連結性とEモビリティ、②エレクトロニクス産業、③財政・政策分析④グリーン水素トランジションと気候変動の4分野が挙げられる²⁷。これら分野とJDS事業の受入大学が提供する学習機会は以下の通りまとめられ、JDS事業はインド政府の開発の優先度に合致していると言える。

表-18 インド政府の人材育成ニーズとJDS事業の受入大学が提供する学習機会

	インフラの連結性とEモビリティ	エレクトロニクス産業	財政・政策分析	グリーン水素トランジションと気候変動
東京大学公共政策大学院 公共政策学専攻	○	○	○	○
東京大学大学院 工学系研究科都市工学専攻	○			
早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 国際関係学専攻	○		○	○
一橋大学 国際・公共政策大学院 外交政策サブプログラム			○	
神戸大学大学院 国際協力研究科		○	○	

出所：受入大学のウェブサイト及び提供資料を元にコンサルタントが作成

3-1-2 我が国のインドに対する開発協力方針との整合性

我が国の対インド開発協力方針（外務省、2023年）では大目標として包摂的かつ持続可能な成長の実現に向けた強固な基盤作りへの協力、重点分野（中目標）として(1)共創による産業の発展強化、(2)多層的な連結性の強化、(3)クリーンな社会経済開発が挙げられている。また、JDS事業は対インド事業展開計画では、重点分野、(1)共創による産業の発展強化、開発課題1-3) 人的資源開発・人的交流促進の「高度・産業人材育成プログラム」における実施プロジェクトとして位置づけられる。

²⁶ Government of India, Ministry of Finance. 2022. Budget Document, 2022–2023. New Delhi

²⁷ Niti Aayog Governance& Research Vertical による JDS 事業への提言書

表-19 対インド事業展開計画

援助の重点分野 (中目標)	開発課題 (小目標)	協力プログラム
(1) 共創による産業の 発展強化	1-1. エネルギーの安定供給	エネルギー供給・効率化プログラム
	1-2. 都市交通	都市交通プログラム
	1-3. 人的資源開発・人的交流促進	高度・産業人材育成プログラム
(2) 多層的な連結性の 強化	2-1. 地域総合開発	地域回廊開発プログラム (DMIC・CBIC)
	2-2. 地域ネットワークの整備	交通ネットワーク整備プログラム 地域連結性ネットワークプログラム
(3) クリーンな社会経 済開発	3-1. 基礎的社会サービスの向上	基礎的社会サービス向上プログラム
	3-2. 農村における経済開発と 生計向上	農業・農村開発プログラム
		森林資源管理プログラム
	3-3. 環境問題・気候変動への対応	上下水道・衛生改善・公害防止対策 プログラム
防災プログラム		
その他		

出典： 外務省 対インド国別開発協力方針（2023年11月）別紙 事業展開計画よりコンサルタントが作成

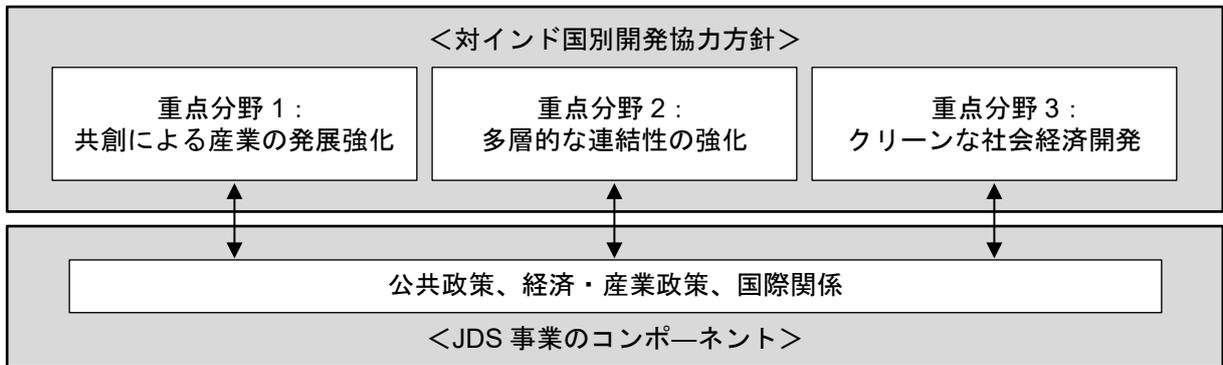


図-4 対インド国別開発協力方針の重点分野とJDS事業のコンポーネントの関連性

3-1-3 我が国の無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力は、被援助国に返済義務を課さずに資金を供与する援助であり、我が国は開発途上国の中でも比較的所得水準の低い諸国を中心として供与を実施している。援助実施対象国の決定には、国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国基準²⁸を一応の目安としており、対象分野としては、基本的には収益性が低く、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業（医療・保健、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発等の基礎生活分野（Basic Human Needs、BHN）、環境、及び人造り分野）が中心である。²⁹無償資金協力は、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の国造りに貢献している。以上が無償資金協力の基本的な考えであるが、最終的な供与は、その国の経済社会開発状況と開発需要、日本との二国間関係、要請案件の内容等を総合的に考え合わせ、必要な調査を実施の上で決定される。

²⁸ 1人当たり GNI 1,205 ドル (<https://ida.worldbank.org/en/about/borrowing-countries>)

²⁹ 援助形態別の概要・取組、無償資金協力とは外務省、（平成27年4月17日）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/musho/about.html>（2024年1月15日参照）

無償資金協力によるインドでのJDS事業の実施は、IDAの無利子融資的確国基準には合致しないものの、インドの開発課題に対応する行政官の育成支援、二国間関係強化に寄与するものと考えられるため、無償資金協力による支援に妥当性がある。

3-1-4 我が国の外交政策との整合性

我が国の外交政策との整合性では、インドにおけるJDS事業は、「自由で開かれたインド太平洋」の4つの柱のうち「多層的な連結性」で提唱されている取り組みの一つである『「人」の連結性を更に発展させた「知」の連結性の強化』と合致している。我が国の外交政策との整合性が高いと言える。

3-2 JDS事業で期待される効果

JDS事業は人材育成事業であることから、その効果は長期的に発現されると考えられるため、「政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する」ことを上位目標として設定し、「JDS事業を実施する国の政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得すること」を支援することにより、「当国の開発課題解決のための人材の育成」、及び「我が国と当国政府との人的ネットワークの構築」を図り、「当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。」ことをプロジェクトの目標としている。

また、JDS事業のプロジェクト効果は、以下のように期待されている。

- ・ 若手行政官等が我が国において学位（修士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ 若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークが強化される。
- ・ 本邦大学院における専門知識等の習得に加えて、帰国後のキャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

上記の効果を発現させるためには、JDS実施国の人材育成ニーズに合致した受入枠組みの設定、戦略的な人選、実施国の開発課題解決に資する人材育成のための教育プログラムの提供、研究の指導、留学中の大学、及び代理機関が実施する付加価値化研修、帰国後のフォローアップ等、実施国政府、運営委員会、大学による一連の取り組みが重要であり、それらをもって初めて期待される効果の発現が促進される。

JDS事業については、2020年にJICAが実施した基礎研究「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」で、国を超える奨学プログラムの増加と多様化、若手行政官の高学歴化等により優秀な行政官の獲得競争が激化しており、対象国によっては応募者倍率の低下があること、また、本来、本事業では国家政策立案を担う中枢官庁の若手行政官を対象としているものの、対象国の意向、状況により、現業部門や外局の公務員、技官、地方行政官、公立大学教員等が一部含まれることにより、その範囲が広がっていること、更に帰国留学生と日本とのオフィシャルな関係維持のた

めの事業予算を含めた仕組みが未整備であること等が課題として挙げられて、これまでに対象の明確化、帰国留学生との関係維持のための施策の予算化等の対策が取られてきた。JDS事業が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるためには、より特長を際立たせた差別化を図る必要があり、戦略強化のためのデザイン改善（アプローチ：対象の明確化、選定の戦略化、高付加価値・ブランド化）、博士課程プログラムへの配慮、事業成果の確認とモニタリング（アプローチ：定性的な評価の導入）等の提言と成果達成のための施策も同報告書に挙げられている。

表-20 JDS事業の目標達成に向けた提言及びアプローチと具体的な施策案

提言	アプローチ	成果達成のための具体的な施策（案）		
戦略強化のためのデザイン改善（JDS事業が今後も価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるためには、より特徴を際立たせた差別化を図る必要がある。）	対象の明確化	日本政府・JICAの他の奨学金プログラムとの整理		
	選定の戦略化	日本側が戦略的に対象機関・部門を特化し、候補者を選択する枠（特別選別枠）の設置		
	高付加価値ブランド化	基本枠組み	1年修了プログラムの導入	年齢制限緩和による中間層への対象拡大
		来日前プログラム	手厚い日本語研修	
		留学中プログラム	本邦行政官との交流会、及びネットワーキングインターンシップ	
		帰国後活動	フォローアッププログラムの充実（帰国留学生リストの日本側関係者間との共有・周知、同窓会ネットワーク強化支援等）	
広報・プロモーション手法の改善・強化	広報媒体のデザイン向上 オンライン応募の導入			
博士課程プログラムへの配慮	3年以内に成業見込みの高い応募者の選考			
事業成果とモニタリング（定性的な評価の導入）	事業成果の種類の細分化と達成度の指標			
	定期的、長期的な成果のモニタリング			
入口・出口の戦略の考え方	プログラム移行時	開発課題解決に貢献する専門知識を備えた中核行政官の育成から、二国間関係のより絞った開発課題を担うハイレベルの政策担当者の育成。政策官庁、政策担当部門、社会科学系、中央政府機関が対象。		

出所： JICA、「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書、2020年をもとにコンサルタント作成

加えて同報告書では、JDS事業の新規開始国における目標設定の枠組みを提起している。JDS事業では「重要省庁のトップ層が横断的にJDS 帰国留学生となるようなマス形成ができること」が望ましいとしながらも、国の状況がそれに適さない場合は、「特定機関・部門をターゲットにした集中戦略」、または、「昇進可能性の高い優秀候補者を継続的に受入ることによる長期間でのマス形成」をJDS事業が目指すべき2つの方向性とし、目標設定の評価項目を提示している。各項目のインダの状況を下表にまとめる。

表-21 基礎調査で提案されている新規対象国の基準を元にしたインドの評価

新規対象国の状況		
政治・経済の大きな変革期にある	① 重要省庁のトップ層が横断的に JDS 帰国留学生となるようなマス形成	×
上記以外	② 特定機関・部門をターゲットにした集中戦略	◎
	③ 昇進可能性の高い優秀候補者の受入れ	
JDS のターゲットの明確化可能性		
国費留学（大学・民間人材）と技術協力・研修事業（セクター人材）との役割分担		◎
無償資金協力によるハード面のニーズが一巡し、人材育成ニーズが高まっているか		◎
留学生に入念な対応を行うことができる体制か（JICA 事務所の存在等）		◎
公務員制度		
特定キャリアトラックがあるか		◎
省庁間・地域間等の異動可能性が少ないか		△
昇進しやすいか（修士号の必要性、ポスト公募制の採用、職員規模が小さい等）		△
民間への流出が少ないか（公務員の魅力が大きい）		◎
若手人材が継続的に供給されているか		◎
他の奨学金による留学機会が少ないか		◎

出所： JICA、「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書（2020年）、本調査結果をもとにコンサルタント作成

インドは巨大な公務員体制を有する、政治・経済が安定した国であることから、長期的であってもJDS帰国留学生のマス形成を目指すことは困難である。省庁間や中央と州の間を異動があるため、特定機関・部門は限定しないものの、職群で、更には（中央公務職については）職群内のグループで、明確なキャリアトラックが存在するため、対象職群を縛ることにより、ターゲットの明確化を図った。インドでは「昇進可能性の高い職群の優秀候補者を継続的に受入れ、特定職群をターゲットにした集中戦略」を目指すことが望ましい。

3-3 他の奨学金との比較優位性

昨年度実施されたネパールJDS事業協力準備調査における調査において、他国ドナーの奨学金との比較優位性を検証し取り纏めた結果、JDS事業が優位性を示したのは、①4年間を1フェーズとした継続性のある受入システム（受入人数、対象国のニーズを反映した分野の設定）、②行政官のみを対象とした効果的な支援、③受入国の開発課題に直結する高度な知識を有する行政官育成ー博士課程への受入、④充実した語学研修、⑤代理機関による手厚い支援の5点であった。JDS事業が優れた奨学プログラムとしてあり続けるためには、より優れた留学生を確保することは不可欠である。比較優位点については、より一層、潜在応募者や行政官を送り出す配属先関係者にアピールしていくことが望ましい。一方、JDS事業が他国ドナー事業と比較し、優位性を示せていない、あるいは優位性が低いと思われる項目としては①社会的包摂の一層の促進、②留学期間の柔軟化、③世界的に知名度の高い大学へのアプローチ等が挙げられていた。

前述の通り、本調査では日本と他国によるインドの公務員が利用できる修士号取得のための奨学金事業について調査したが、日本政府が二国間あるいは国際機関を通じた奨学金事業により、まとまった数の留学生を複数年に渡り受け入れているのを例外として、他ドナーによる同様の取り組みは確認できなかった。JDS事業がインド政府の人材育成ニーズに合致した分野に、4年間1フェーズとして継続的に毎年9名の留学生を、公務員に限定して受け入れることは、間違いなく他の

奨学金と比較し、優位と言える。³⁰

他国で優位性が示せていない項目として、社会的包摂については、インドJDS事業の実施にあたり、プロジェクトの目的に沿い平等で公平な人材育成の実現について日印双方が確認している。また受入大学選定における世界的に知名度の高い大学へのアプローチについては、これまでのJDS事業で実施されてきた、一般公募に応募した大学から受入大学を選定する方法ではなく、インドの人材育成ニーズに合った大学の中、特にインド側により興味が示された大学に対して受入の打診を行い、受入大学が決定された。その結果、世界的に知名度の高い大学が受入大学となっている。

ネパールJDS事業の上記準備調査では、調査コンサルタントの独自見解として留学生の生活の質の向上に向けた奨学金の見直しも提案されているが、本調査においても奨学金額の低さが応募を躊躇させるのではないかとの意見が省庁関係者や他事業による日本留学帰国生等から複数聞かれた。本事業の比較優位性を高めるためには、奨学金の見直しを検討することも必要ではないかと考える。

3-4 プロジェクト評価指標、及び関連データ

3-4-1 プロジェクトの評価指標

2020年にJICAが実施した「人材育成奨学計画（JDS）事業の効果検証」基礎研究報告書では、JDS事業の評価指標と5年ごとの評価の実施を提言している。JDS事業の効果の発現に係り定量的、定性的な指標、効果発現の時期等を含めた成果指標を期待される効果毎に検討し、以下の通り取り纏めた。事業の特性上、定量的に表せない成果については、具体的な好事例・教訓を含めた事例の抽出を行う事が重要である。

表-22 インドJDS事業評価指標案

評価時期	学位の取得を除いて帰国報告会開催時、及び準備調査実施時期に合わせて5年に一度	
指標	学位（修士・博士）の取得（卒業時） JDS 留学生中の学位取得者数	受入大学等の国際競争力の強化（フェーズ終了時） 英語論文数の増加／国際学会への寄稿の増加
	課題解決に資する専門知識の習得 ＜留学生の能力向上＞ 自国の開発課題への意識／交渉力・分析能力・指導力／ディスカッション能力・問題解決能力／自信／自分の見解を明確に伝える能力 ＜研究成果＞ 自国の課題の分析／自身の研究の自国での貢献 ＜貢献方法＞ 修得した知識と技術の活用と共有例／政策・制度の確立や改善／職場での技術等の確立や改善／組織の管理運営の確立や改善／提案したプロジェクトの組織内での実施／国や地方政府の政策や制度の改善／日本人の仕事に対する態度の職場等での紹介	日ネ間の相互理解と友好親善関係の構築 ＜ネットワーク＞ 来日中及び帰国後のネットワークの種類例（業務／研究／私的等） ＜日本に対して＞ 信頼の拡大／社会・文化の理解深化／共働への興味の増加等 ＜同窓会活動＞ 会員間で知識や技術の共有／日本に関する情報の共有／日本文化紹介／定期会合への参加／日本で学んだ技術を使った活動等 ＜JICA との関係＞ JICA 研修への参加／JICA プロジェクト従事／専門家等の CP／業務関連の JICA への問い合わせ ＜その他＞ 関連イベントへの参加・関連組織、個人と連絡

³⁰ ネパール国人材育成奨学計画（JDS）準備調査報告書 2023年5月、独立行政法人国際協力機構、株式会社日本開発サービス

	<帰国生の計画策定・政策立案への貢献> 帰国後の所属先でのリーダーシップを発揮する機会の有無／日本で得た知見と経験による、配属先の機能強化への貢献の有無／帰国後のフォローアップの有無・研究分野に関連する政策計画／組織開発の職務に選任されているかの有無	<国際的な知的ネットワークの強化> 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化／帰国留学生の国際学会会員加入者数／帰国後の研究／知識のジャーナルやプレゼンテーションの発信
	<帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化> 帰国生のリーダーシップ発揮の機会／留学の知見・経験による配属先の機能強化／研究分野に関する政策計画・組織開発の職務への選任	<課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成> 帰国後の昇進状況／所属先でのリーダーシップ発揮例

3-4-2 インドJDS事業の評価指標に係るデータ

インドJDS事業に係る評価指標関連データシート案は以下の通りである。

表-23 インドJDSデータシート案

年間受入上限人数		9名	
来日実績	合計	〇名	
	性別	男性〇名、女性〇名（女性の割合〇%）	
帰国留学生	合計	〇名	
	学位取得者	〇名	
	学位取得率	〇%	
	職種	XX職	: 〇名
		XX職	: 〇名
		XX職	: 〇名
XX職		: 〇名	
XX職		: 〇名	
管理職率 (課長以上)		応募時〇名 (〇%)	
		帰国後〇名 (〇%)	

3-5 課題・提案

本調査を通じて得られたインドJDSの課題・提言は、以下の通りである。

(1) E/N及びG/A締結とエージェント契約の手続き

通常、JDS事業では一期毎にE/N及びG/Aを締結し、その後、代理機関は先方政府実施機関との間にエージェント契約を締結し、その後に募集選考に係る業務を実施することが可能となる。E/N、G/A等の国際的な文書への署名に他国より時間を要することが多く、エージェント契約についても締結に時間を要することが予想される。JDS事業はG/A締結の翌年3月末までに留学候補者の選考を終えて大学へ出願する必要があるため、G/Aの締結は遅くとも7月に終える必要がある。募集選考開始の遅れは、募集期間の短縮につながり、質の高い候補者の確保に支障をきたす例はJDSを実施する他国でみられている。

初年度の締結については、1期分の締結となることはやむを得ないが、2期目以降については残る3期分をまとめて締結できることが、各期の募集活動をタイムリーに開始し、翌年の大学への出願につなげる観点からも望ましく、関係各所による調整が望まれる。

(2) 本体事業実施体制の確立

本準備調査はJDS事業の要請に係るインド政府内の手続きに時間を要したことから、第2次現地調査までインド政府との正式な協議を開始することができなかった。そのような状況の下、今般の準備調査の結果をもとに①JDSの事業目的、②運営委員会体制、③受入計画等の基本事項は、インド側とJICAにより合意できたことは大きな成果と言えよう。非公式ではあったが、調査期間中には、運営委員会において共同議長となる人材研修局や、インド側運営委員となる財務省経済局、外務省への事業に関する説明を実施し、JDS事業に関する一定の理解を得ることができた。本体事業開始に向けて、運営委員会を構成する機関にそれぞれの役割を再度説明し、理解を求めることが必須である。実施機関となる人材研修局とJDS事業の具体的な手順や手続きについて、本準備調査中に確認できるよう計画していたが、JDS事業要請に係るインド政府内の承認の遅れもあり、確認には至っていない。JDS事業に係る具体的な手順や手続きの実施機関との確認は不可欠であり、速やかな本体事業開始のために重要となるだろう。

(3) インドの公務員制度や文化的背景に即した募集活動の展開

東京大学がデリーに設置するインド事務所は、過去10年以上、文部科学省の委託をうけてインドを含む南西アジアからの日本留学促進に従事しており、高校生や大学生が主な対象であるものの、公務員を含めたインドでの留学生募集の経験が豊富である。同事務所によると、インド人は親日であるものの、進学先の第一選択は欧米という傾向が根強く、日本留学の優位性を示すのが困難な状況にあるという。また、潜在応募者は学校においては指導教員、政府組織においては上司などからの勧めによって応募を決める傾向が強く、潜在応募者本人からの発案の場合、指導教員や上司からの理解を取り付けにくい文化的背景も推測されるという。そのような状況の下、応募勧奨におけるグッドプラクティスとして挙げられるのは、潜在応募者の組織の重要な役職者に留学の価値を理解してもらい、優秀な人材を推薦してもらう方法とのことであった。JDSの本体事業では潜在応募者に効率的効果的にリーチできるよう、人材研修局を含む、JDS事業が対象とする対象職群の幹部管理機関の人材育成担当官を代理機関が訪問し、応募勧奨を実施することも重要となるが、戦略的な応募勧奨のためには、特に重要な職群については、幹部管理機関で影響のある上級職員に対して、在インド大使館やJICAインド事務所から働きかけることが効果的と思われる。例えば、二国間関係強化の観点からは、インド外務省東アジア局において、今後、日本担当となる人材は最も重要なターゲットであると言えるが、的確にターゲット人材に応募勧奨できるよう、同局のキーパーソンを通じて、適した人物の推薦を受けることを検討するのが良いだろう。

募集情報の伝達については、全インド公務職の人材がインド全域に配置されている地理的特徴を踏まえ、効果的にオンラインでの募集活動を展開するとともに、中央公務職A群の全インド公務職の一部は首都圏に集中しており、インドでの新事業であることも踏まえ、首都での対面での募集説明会も望ましい。

(4) JDS事業や日本留学の比較優位性を活かした募集

JDS事業の優位性としては、4年間を1フェーズとした継続性のある受入システム（受入人数、対象国のニーズを反映した分野の設定）、行政官のみを対象とした効果的な支援、充実した語学研修、当該国に即したカリキュラムを提供する目的で考案された「特別プログラム」、留学生自身の専門分野の研究に加え、日本の開発経験が学べる「JICA開発大学院連携」や日本の行政官との「ネットワーキング機会」の提供、代理機関による手厚い支援、等がある。また、現地調査での聞き取りでは、インド政府で政策策定に携わる公務員は、ジェネラリストとしての能力が求められるとの複数の意見があり、インドJDS事業の受入大学では幅広い分野で学べるコースが多く、ジェネラリスト育成に貢献できる点で優位性は高い。JDS事業では、家族の随伴が許されている点は、応募者、特に女性応募者にとっては魅力となるだろうとの意見もあった。これらのJDS事業の優位点について、潜在応募者や彼らを送り出す配属先関係者にアピールしていくことが望ましい。

また、留学先に関して欧米志向が強いインドでは、募集活動で日本留学の魅力（世界をリードする技術、魅力的な文化や安全な環境、等）を伝えることが重要であるとの意見もあった。日本留学の魅力を伝えるためには、MOSAIや東京大学インド事務所など、既存の日本機関が推薦する経験豊富な人材をリソースパーソンとして活用することが考えられる。

(5) IFSへの日本語教育機会の提供

本調査中、インド国外務省からは、将来省内で日本担当となるIFSがJDSに参加する場合、留学中に日本語検定N2レベルの日本語研修の提供がされれば、IFS応募者の確保が容易になるとの考えが示された。IFSは入省時に必ず2年間海外に出て、その国自体についてと言語とを学び、帰国後にインド政府独自の語学テストに合格しないと解職される決まりになっている。今回インタビューしたIFSの場合、日本での2年のうち1年半は日本語学校に通い、残りの半年は在京大使館で業務していた。代々の新IFSは来日後1,200時間かけて日本語を学び同省内での試験（N2レベル）に備える。同省ジャパンデスク担当顧問とのインタビューからは、現行の日本語研修より効率的な研修のJDS事業による提供があれば、毎年IFS2名をJDS事業に参加させるべく省内調整するとの意見があった。これについては、現在東アジア地域専任のIFSは省内に6-7名であり毎年2名の送り出しが可能かどうかについては未知数であるものの、その背景には増員のきっかけとしてJDS事業を捉えたい思惑も察せられた。

JDS留学生の来日前後の語学研修は、N5相当のレベルを目指す135時間研修を想定していたが、上記のような外務省からの要望を受け、受入大学が提供する日本語教育について調査を実施した結果、例えば早稲田大学や一橋大学などでは学内の日本語教育部門と連携することで、そのような日本語教育が修士課程在学中にも提供可能ではないかを見込まれている。二国関係強化に大きな貢献が期待されるIFSからの留学生確保の観点から、IFSへの追加の日本語教育機会提供が望ましい。

(6) 応募検討者や応募者への支援

通常JDS事業では大学からの公募制を取っており、必ずしも世界的な知名度が上位の大学

がJDS事業の受入大学になるとは限らないが、インドJDS事業においては、本準備調査中にインド側より興味が示された大学に対してJDS留学生の受入の検討を依頼し、最終的な受入大学が決定したため、世界的知名度の高い大学が受入大学となっている。それら難関大学は一般的に選考基準が厳しい傾向にあり、インドからのJDS留学生の受入は合意されているものの、大学による書類選考や専門面接でインドからの応募者が合格に達しない可能性もある。インドの公務員は厳しい選抜を勝ち抜いて選ばれた頭脳明晰なエリートとの定評があるが、優秀な人材であっても大学院における研究活動について明るくない応募者が一定数いることも予想される。①応募書類では研究計画の質が高められるよう、記載すべき項目を指定し工夫された研究計画書様式の導入、②応募検討者への技術指導・質問への対応として、日本の大学に精通している両国の大学教授や研究者による、研究計画書作成に関する質疑応答のウェビナーセッション、③行政官による研究計画は、大学教員や研究者とは異なる視点も要するため、日本留学帰国留学生による研究計画書の指導、等の支援の検討が望ましい。インドでは数学教育のレベルが高く、対象となる行政官の数学能力については問題ないと思われるが、数学に自信がないために応募を躊躇する一定の層も存在すると思われる。募集説明会ではJDSの選考における数学試験の意味と内容について正しい情報を共有する。面接対策のための模擬面接については、応募者が自身の準備不足を把握し、面接への入念な準備に繋がり、最終的に合格に至ったという意見が多く聞かれている。模擬面接を通しての支援のニーズを検討し導入することを提案する。なお、応募者がより応募を検討しやすい建付けとするため、また、特定の大学に応募が集中し、9名の派遣枠を満たせないケース等を防ぐために、一人の応募者が第一希望・第二希望の2大学に出願することができる併願制を適用する予定の検討も望ましい。

(7) 選考の戦略化

2020年基礎研究では、選定の戦略化が重要であるとし、JDS事業の継続的な目標達成のためには、受入国の開発課題解決に貢献する専門知識を備えた中核行政官の育成から一步踏み込み、知日派として我が国との関係強化に貢献する人材の育成の目的を意識し、開発課題の対策を担うハイレベルの政策担当者を戦略的に選考し育成をすることが提言されている。また、JDS事業では対象国の政府内にJDS帰国留学生の集団「クリティカルマス」を形成することが期待されている。しかし、省庁を超えた異動のある公務員制度をもつインドでは特定省庁でのクリティカルマス形成は難しい上、公務員規模が大きいため、全公務員の中でのJDS帰国生によるクリティカルマスの形成も容易ではない。かかる状況に於いて、インドにおけるJDS留学生の選定はより戦略化が求められる状況にあると言える。

公務員のキャリアパス調査から、インド政府でのハイレベルの政策担当者に占める割合が高い職群はIASであった。また二国間関係強化に貢献できるという視点で重要な職群はIFSである。JDS事業の趣旨を合致する職群の候補者が、戦略的に選考できる選考基準の導入の検討を提案する。G/A締結後の第一回目の運営委員会の場で、インド側（DoPT、DEA、MEA）に対して、日本側から、再度、IASやIFSが主なJDS生のターゲットとなること、および、1バッチあたり9名の将来有望なJDS生（IASやIFS等）を確保が必須であることを説明し、日印関係機関間にて、募集・選考の方法・プロセス等につき、協議・合意することが必要である。

(8) ジェンダー平等と社会的包摂推進の取り組み

JDS事業の期待される効果としては「本邦大学院における専門知識等の習得に加えて、帰国後のキャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。」が含まれている。前述の通り、インド政府は公務員制度において男女平等を保障しており、本調査における聞き取りにおいても、JDS事業の実施において、ジェンダーを考慮した施策の必要性はないとの女性行政官からの意見があった。

近年のIASの採用者に占める女性割合は3割程度となったものの、全IASに占める女性の割合は21.1%、女性の高位IAS（給与基準 18及び17）の割合は15%に留まっている。過去に実施されたDFFT長期研修では、女性応募者は全体の24.6%とIASの女性割合を基準にしても十分な参加が得られている。しかし当該事業では選考時に指定カースト、指定部族等とともに女性への特別加点があるにもかかわらず、女性合格者は17.1%に留まっている。

JDSを実施する他国の事例としては、女性の応募促進を図るためには、来日後の生活の不安の解消と、家族の合意形成が重要であることから、女性応募検討者を対象とした募集説明会、女性応募検討者とその家族、及び現役女性留学生とその家族とのウェブ懇談会が実施されている。女性応募者の合格率を上げるためには、留学経験のある女性行政官によるメンター制度、女性JDS帰国留学生のキャリア形成支援として、女性帰国留学生向けのネットワーキング施策の導入、女性行政官の応募及び合格に繋がる施策、帰国後の女性帰国留学生向けのキャリア支援プログラム等の導入を提案する。

表-24 DFFT長期研修の応募者、合格者に占める女性の割合

受入年度	長期研修 応募者総数	長期研修 女性応募者数	長期研修 合格者総数	長期研修 女性合格者数
2019-2020	66	16 (24.2%)	39	7 (17.9%)
2018-2019	60	15 (25.0%)	31	5 (16.1%)
合計	126	31 (24.6%)	70	12 (17.1%)

出所：人材研修局資料及び同局からの聞き取りによりコンサルタントが作成

また、その他の社会的包摂についても、インド政府の包摂性と公平性推進の政策に従い、募集時、指定カースト、指定部族、その他の後進階級の応募を特に促す文言を記載する、選考時の特別配点等の積極的差別是正措置を検討することが望ましい。

(9) JDS事業の高付加価値化

両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献するというJDS事業の目的を達成するため、また日本のその他の奨学金事業、他国ドナーの類似事業との差別化を図るため、JDS事業の高付加価値化が重要である。他国で実施中のJDS事業の付加価値化の事例としては、日本の開発事例を現場で学ぶ機会を提供する「付加価値化研修」がある。留学生が本研修を通じて自国の現状を見直し、洞察を得て、母国の実情にあった政策の立案のヒントを得たり、実践する際に中心的な役割を担う人材となったりすることが期待される。さらに、本研修では、留学生が各自の研究分野に限らず、日本が誇る文化遺産、自然遺産の維持・管理及び活用方法を事例として学習する。このようなテーマの学習を通じて、日本の文化・自然に関しても深く

理解させる。留学生が日本に関する知見を拡大することで、両国友好関係の基盤強化・拡大に貢献することも期待される。「知日派育成プログラム」では、来日後オリエンテーション中に紹介された日本の政治、行政、地理、教育、文化等から、各自興味のある題材を選び、来日中の1年半をかけて、各自が調査研究を行う。帰国前半年の時点で開催される発表会では、優秀者が表彰される。この研究を通じて、留学生は日本を深く知り、また他の留学生の発表を通じて、幅広いテーマの知識を得る。日本の行政官との人脈を作るための「ネットワーキング・イベント」もJDS事業の高付加価値化に貢献している。インドJDS事業においても、これらの付加価値化プログラムの実施を検討することが望ましい。

インド独自のニーズに即した付加価値化案としては、前述の将来、日本担当を希望するIFSのための追加語学研修が導入されるようであれば大きな付加価値化に繋がると思われる。

(10) 持続可能性を高めるフォローアップ活動

帰国生の組織化は、帰国生としてのアイデンティティの確立やキャリア形成のためのネットワーキング、さらには二国間関係強化に有効であることから他国ドナーの奨学金でも注力されている。インドでは、MOSAI、JAAI、東京大学の同窓会が設立されている。東京大学インド事務所によると、国土が広く会員が地理的に広範囲に散らばっていること、JAAIによると若い世代の入会率が低いことなどの課題があるとのことであった。JICA本邦研修に参加したという人材研修局人事担当局長からの聞き取りでは、日本との継続した関係を求めている一方、研修参加後にJAAIに参加したものの深く関わっておらず、関係が途切れていると考えており、帰国留学生のネットワーキングは本事業が二国間関係強化に資する重要な要素であるとの意見が示された。他事業（世銀）日本留学帰国生等からも帰国生のネットワーキングの施策が帰国生の外交資産化に有効との考えが共有された。インドJDS本事業による帰国留学生の人数は1フェーズ4年間終了時において最大36名となるが、国の規模を考えると、その数はあまりにも少なく、JDS帰国生のみでの帰国同窓会の組織化は難しいかもしれない。JDS帰国生については、JAAIへの加入を促進することを検討する。またJDS事業で実施するフォローアッププログラムは、受入大学であり既に現地に同窓会のある東大同窓会やJAAIなど、既存の同窓会の活性化にも繋がるよう留意した計画や実施方法を検討し、JDSのフォローアップ活動をきっかけに、既存の日系同窓会の活性化や複数ある日本留学経験者の同窓会の「縦のつながり」を促進させるよう配慮する。東大インド事務所からの聞き取りによると、これまでの同窓会の支援の経験から、講演会と懇親会をセットにした開催、地方からの参加者のための交通費の支援、オンラインプログラムはインドでの同窓会活動では不向きであるとのことであった。JDS事業のフォローアッププログラムの計画には、既存組織の経験を活かして効果的に実施できるよう留意することが望まれる。

JDS帰国生と在デリー日本関係者のネットワーキングも、帰国留学生の外交資産として有効活動の視点からは重要である。その際には実施代理機関がキャタリストとしての役割を担うことが望ましい。現地で活動する日本関係者が政府側の窓口となる人材を探したり、研修等の実施の際に関連するJDS帰国留学生を招待したりする等、実施代理機関がJDS帰国生データベースを活用して橋渡しをすることが可能だろう。大使館や日本人会等が主催する日本文化行事をJDS帰国生に案内し参加を促進することも、JDS帰国生としてのアイデンティティの

長期的な醸成に効果を発揮すると思われる。

(11) Mission Karmayogiに沿った連携

JDS帰国生の研究成果を共有する機会として、運営委員会を含む政府関係者が参加する帰国報告会を開催することとなるが、Mission Karmayogiの公務員研修所（Civil Service Training Institute: CSTI）の代表者を同報告会に招待する、また、公務員育成に携わる研修機関教員や他の公務員が研究成果を活用できるよう、JDS帰国生の論文要旨をまとめた冊子をCSTIの図書館に寄贈する、それら研修機関が発行するジャーナルにJDS帰国生が論文を寄稿するよう促す等、インド政府の公務員育成政策Mission Karmayogiの枠組みに沿った連携を推進することを提案する。それにより、JDS事業の成果がより効果的にインド政府内で活用できるだろう。

(12) 留学生の生活の質の向上に向けた奨学金の見直しの検討

他国JDS事業の報告書によると、日本での急激な物価の上昇に伴い、奨学金額の増額を望む声が現役JDS留学生から多く寄せられているという。そこで、各国での一人暮らしに必要な支出はどの程度奨学金でカバーできるのか、インドにおける他国の奨学金事業のうち金額が公表されている奨学金とJDS事業で次表-25の通り比較した。その結果、ロンドンで就学するCommonwealth留学生と、東京のJDS留学生の受け取る奨学金が、相対的に低いカバー率ではあるものの、現時点では他の奨学生に比べて著しく不利であるという程のカバー率の開きは無いことが分かった。奨学金額に今後変動がない場合、このカバー率はインフレが進むと低下していくこと、JDSと他国政府奨学金とのカバー率の差も各国の物価変動の影響を受けることから、募集広報を行う度に表-25の内容は更新・確認が必要となるものの、募集時に各国の政府奨学金間でカバー率に差がさほどない場合には強調すべき数字である。なお、住居については、他国奨学金の帰国留学生によると、中国や韓国の奨学金事業では大学が留学生に家具付きの住居を無料提供していたり、有料の場合も、大学が充実した施設の寮を兼ね備えていたり、入居物件に応じた住居費が支給される。生活環境の良さが勉強に集中できた一因との意見も他国奨学金帰国生から聞かれた。一方、日本では留学生に対して充実した施設を提供できる大学は非常に限られている。JDS留学生は奨学金の中から家賃を支払う必要があり、地方より家賃の高い都市部において奨学金の地域加算があるものの都市部と地方の家賃差、例えばインドJDSの大学を基準に住居費の物価指数をみると、都市部の大学がある東京都（130.7）は、神戸大学のある兵庫県（95.7）の1.37倍の住居費となり³¹、その差に制度が対応しておらず、同じJDS留学生でも都市部の留学生の生活はより厳しいものとなっている。

また、現地調査で実施した世銀奨学金による日本留学帰国生や、インド外務省でのインタビューにおいて、JDS事業の奨学金が少ないという意見があり、応募者が集まらない懸念が

³¹ 総務庁、消費者物価地域差指数小売物価統計（構造編）2022年（令和5年6月30日）。住居費には持家の帰属家賃は含まれていない。

共有された³²。米ドルや英ポンドをベースとした奨学金と比較した場合、歴史的な円安状態にある近年の現状では円ベースで奨学金額が定められるJDS事業奨学金が目減りしてしまうことは避けられない。更に、過去10年程の為替トレンドではインド・ルピーが米ドルや英ポンドに対して下落基調にある一方、インド・ルピーは対円で上昇しており³³、インドで円は安い通貨と認識されやすい環境にある。こういった為替レートの影響によっても、インドJDS事業の奨学金額が見劣りしている可能性は否めない。JDS事業をより魅力的なものとし、将来有望な優秀な人材に応募してもらうため、また留学生の生活の質を高め学業に集中してもらうためにも、為替と物価の動向を踏まえた奨学金の柔軟な見直しを検討することが必要ではないかと考える。

³² JDS 奨学金の月額額は 147,000 円（都市部）144,000 円（地方）。世銀奨学金月額受給額は約 30 万円（世銀奨学金帰国留学生聞き取り）、ヤング・リーダーズ・プログラムの月額受給額は 242,000 円（Application Guidelines Japanese Government (MEXT) Scholarship for 2024 Young Leaders' Program (YLP) Student (School of Government)

³³ MSN Money によると、2012 年 1 月 31 日に 0.02 米ドルだった 1 インド・ルピーは 2024 年 5 月 29 日現在で 0.012 米ドルに下落（マイナス 40%）、同じ期間に 0.013 ポンドから 0.0094 ポンドに下落した（マイナス 27.7%）。一方、同じ期間に 1 インド・ルピーは日本円に対しては 1.54 円から 1.89 円に上昇している（プラス 22.7%）

表-25 ひと月の支出に対する奨学金（JDS事業と他国）のカバー率

国名	奨学金名		月額奨学金額 (生活費部分)		一人暮らしの月額支出			参考地	支出に対する 奨学金 カバー率
			現地通貨	円	生活費	住居費	合計		
					円	円	円		
日本	JDS		-	147,000	148,378	91,021	239,398	東京	61%
英国	Commonwealth Scholarship	ロンドン	£1,652	326,495	218,020	317,676	535,696	ロンドン	61%
		それ以外	£1,347	266,216	177,810	219,046	396,856	オックスフォード	67%
新西欄	Commonwealth Scholarship		NZ\$2,636	251,520	167,431	171,724	339,156	オークランド	74%
中国	Chinese Government Scholarship		3,000 元/月	64,599	97,215	4,048	101,263	北京	66%
韓国	KOICA Scholarship Program		KRW999,000	114,727	178,844	82,385	261,229	ソウル	64%

* NZ 奨学金は週払いのため、NZ\$618 円) を日割りの上、30 で乗じて月額としている。

* 各国の生活費は <https://www.numbeo.com/cost-of-living/> (2024 年 5 月 20 日参照) を参照した。

* 大学から住居提供のある中国、韓国は、住居に対する支出を除いた生活費に対する奨学金でのカバー率を示す。

3-6 結論

本準備調査は、人材育成奨学計画をインドで開始することを念頭に、同国の国家開発計画や優先開発課題、行政制度、キャリアパスを含む公務員制度を整理し、日本及び他ドナーによる同分野の取り組みをまとめた。JDSの趣旨や特徴及び同国政府の人材育成ニーズを踏まえJDS事業の枠組みを策定し、第1期にあたる2024年度の概略総事業費を算出した。策定したJDS事業の枠組みについては、インドの開発計画及び我が国の対インド開発協力方針との妥当性を検証し、モニタリングのための評価指標及び本事業の効果的な実施のための提案を行った。今後は4期に渡り、同枠組みに沿って、二国間関係強化に貢献できる人材が来日することが期待される。

インドは、1958年に日本が最初の円借款を供与した国であり、日本にとって最も古く、そして最大にして最も重要な開発パートナーのひとつである。両国は2014年に構築した「日印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」の下、経済、安全保障、人的交流など、幅広い協力を深化させてきた。また、日米豪印によるQUADを通じて「自由で開かれたインド太平洋」の実現に共に取り組んでおり、インドと我が国との外交面での友好関係が今後も極めて重要であることは明らかである。

2023年の日印首脳会談においても「自由で開かれたインド太平洋」の重要性に基づき、様々な分野で協力を推進していくことが確認されると共に、日本への留学生の増加や2023年度を「日印観光交流年」と定め、人的交流の拡大に努めることで両国は一致している。JDS事業は、将来同国のリーダーとなる若手公務員が日本留学を通して、我が国の良き理解者となり、二国間関係強化に貢献することを可能とする。今後輩出されるJDS帰国留学生は両国間の重要な人的外交アセットとなるだろう。「自由で開かれたインド太平洋」構想の実現には、両国の行政官が同構想のビジョンを共有し、共創の精神で推進、実現することが重要であり、将来、JDS留学生がその一端を担っていくことを期待したい。

添付資料

1. 調査団員・氏名（JICA官団員調査団）
2. 準備調査フロー図
3. 第1次現地調査面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数
6. 重点分野基本計画案

添付資料1. 調査団員・氏名（JICA官団員調査団）

調査団員・氏名（JICA官団員調査団）

氏名	役割	所属・役職
香野 賢一	総括	独立行政法人国際協力機構 南アジア部南アジア第一課 企画役
菊間 祥人	協力計画	独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部実施監理第二課 主任調査役

<コンサルタント>

氏名	役割	所属・役職
小椋 知子	業務主任者/ 人材育成計画	株式会社日本開発サービス 調査部 主任研究員
土井 晶	留学計画	合同会社ナレッジハブ 業務執行社員
加藤 尚子	基礎情報収集	株式会社日本開発サービス 調査部 主任研究員

添付資料2. 準備調査フロー図

	現地調査	国内作業	受入大学
2023年			
7月	4~9月 (JICA/大使館/外務省) ・対象分野課題 (サブプログラム/コンポーネント) 表の作成		
8月			
9月			
10月	10月~3月 (PPR承認前) (インド側/JICA) 【プログラム枠組みに関する事前協議】 ・実施体制 ・JDSサブプログラム、コンポーネント ・対象団体・候補者 ・受入大学 (コンサルタント) 【JDS事業に関する調査】 ・公務員に関する制度 ・公務員の人材育成コース ・ジェンダーの実態等	10月 コンサルタント業務実施契約 現地調査準備	
11月			
12月		12月 大学への受入提案書作成依頼 (JICA)	12月 留学生受入提案書 (調査票) 作成、提出
2024年		1月 ・大学情報調査 (コンサルタント) ・重点分野基本計画 (案) 作成 ・準備調査報告書 (案) 作成	
1月			
2月			
3月	3月 (PPR承認後) ~4月上旬 (インド側/JICA) プログラム枠組み合意 ・実施体制 ・JDSサブプログラム、コンポーネント ・対象組織・候補者 ・受入大学	3月上旬 概算事業費積算資料 (最終版) 提出	
4月		3月 大学に選定結果通知 (JICA)	3月 選定結果通知受領、受入準備
5月		4月 準備調査報告書作成	
6月		5月下旬 日本政府による令和6年度 JDS事業の実施決定 【閣議】	
		6月 準備調査報告書完成	
調査後の流れ			
7月	7月~ ・交換公文 【E/N】 ・贈与締結 【G/A】 ・エージェント契約		
8月	8月~ 第1バッチ留学生募集・選考 11~1月 書類選考 2月 専門面接 3月 総合面接・留学生の決定		
2025年		8月 留学生来日	
			9月~ 入学

添付資料3. 第1次現地調査面会者リスト

日時	面会者
2023年 11月20日	JICA インド事務所 - 渡辺淳次長、松野一晴駐在員
11月21日	Department of Economic Affairs, Ministry of Finance - Mr. Navjot Singh, Deputy Secretary - Ms. Anisha Stella Xaxa, Under Secretary - Ms. Anjali, Assistant Section officer Korea International Cooperation Agency (KOICA) India office - Mr. Woo Chan Chang, Director - Ms. Maria Samuel, Programme Coordinator
11月22日	CBIC (Central Board of Indirect Taxes & Customs), Dept. of Revenue, Ministry of Finance - Mr. Raj Kumar Digvijay, Additional Director General 在インド日本国大使館 - 齋藤隆太 二等書記官
11月23日	世界銀行と日本の共同大学院奨学金制度 (JJ/WBGSP) 帰国生 - Ms. Shashi Kajle (IRS), Additional Director of Income Tax, NADT (National Academy of Direct Taxes), Regional Campus, 2022 年来日 JISPA (The Japan - IMF Scholarship Program for Asia)奨学金帰国生 - Mr. Praveen Kumar (IES), Director, Department of Commerce
11月24日	Department of Economic Affairs, IES Cadre - Ms. Seema Jain (IES), Joint Director - Ms. Esha Swaroop, Assistant Director
11月26日	JICA Alumni Association of India (JAAI)/ JICA Alumni Associations Forum of SAAC Countries (JAAFSC) - Dr. O.P. Dewal, President of JAAI/ President of JAAFSC
11月28日	Department of Personnel and Training - Ms. Rajul Bhatt, Joint Secretary - Mr. A.N. Narayanan, Director - Mr. Deshraj Yadav, Under Secretary - Mr. Kumar Abhinav, Deputy Secretary
11月29日	Department of Personnel and Training (JS/Adm) - Ms. D.S. Nagalakshmi, Deputy Secretary (Admin) - Mr. S.D. Sharma, Joint Secretary (Admin) Ministry of External Affairs, East Asia Division - Prof. Ashok Kumar Chawla, Advisor (Japan) - Ms. Suman Kansotiya, Deputy Secretary (Japan) - Ms. Deepthi Alanghat, Under Secretary (Japan)
11月30日	Department of Personnel and Training (Karmayogi) - Mr. Kumar Abhinav, Deputy Secretary DD meeting - Mr. Jaya Narayanan ACHARYA, Joint Secretary
12月1日	Ministry of Women and Child Development - Ms. Pallavi Agarwal, Joint Secretary (Personnel Admin, IT/E-office/E-gov, coordination, Vigilance, Public Grievances, e-Samiksha, BBBP, Official Language, AKAM) Department of Personnel and Training - Mr. A.N. Narayanan, Director - Mr. Deshraj Yadav, Under Secretary
12月4日	Department of Personnel and Training - Ms. Rajul Bhatt, Joint Secretary 国際交流基金ニューデリー日本文化センター - 豊丸太誠 所長 - 吉川景子 日本語アドバイザー - 鈴木千晶 日本語アドバイザー - 山下健太 国際対話部 企画開発チーム

日時	面会者
12月5日	Department of Economic Affairs, Ministry of Finance Department of Personnel and Training - Mr. A.N. Narayanan, Director Ministry of Housing and Urban Affairs - Mr. Lavanya Kumar (IFS), Director (International Cooperation) - Ms. Meenu Bajaj, Under Secretary
12月6日	Department of Personnel and Training - Ms. Rajul Bhatt, Joint Secretary Department of Personnel and Training - Mr. Kumar Abhinav (IRS), Deputy Secretary
12月7日	在インド国日本大使館 Department of Personnel and Training DFFT 奨学金帰国生 Dept. of Land Resources - Mr. Sonmoni (IAS), Joint Secretary
12月8日	Department of Personnel and Training - Incharge of Training/ PPR/ DFFT
12月11日	Department of Personnel and Training - Incharge of Training/ PPR/ DFFT

**MINUTES OF DISCUSSIONS (MD)
ON
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP BY
JAPANESE GRANT AID (JDS) TO THE REPUBLIC OF INDIA**

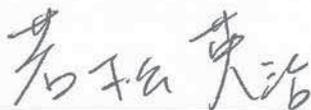
In accordance with the discussion during Japan-India Summit Meeting held between the Prime Ministers of Japan and India in March 2023, promoting "People-to-people exchanges", Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") started a Preparatory Survey for Human Resource Development Scholarship by Japanese Grant Aid (JDS) under Japan's Grant-in-Aid Programme.

Subsequently, JICA dispatched a Preparatory Survey Team headed by Kenichi, KONO to India from 20th November to 11th December, 2023.

Thereafter, the Japanese side held a series of discussions with officials of the Department of Personnel and Training.

Accordingly, JICA and Department of Personnel and Training, Government of India (referred to as "both parties") broadly reached an understanding on the JDS Project as attached hereto.

Delhi, 05.06.2024



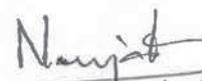
Name : WAKAMATSU Eiji
Title : Senior Representative
Japan International Cooperation Agency



Name : Nila Mohanan
Title : Joint Secretary (Training)
Department of Personnel &
Training (DOPT)

In the witness of DEA

Name: NAUSOT SINGH
Title: DEPUTY SECRETARY


05/06/2024

I. Objective of the Preparatory Survey

Indian side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 "Flowchart of the Preparatory Survey".

The main objectives of the Survey are:

- (1) To prepare the draft of the framework of the JDS Project for the succeeding four batches to be implemented under Japan's grant aid. The 1st batch will start from Japanese fiscal year 2024 and the Project period is assumed for the Japanese fiscal years 2024/25 to 2030/31.
- (2) To design the outline of the JDS Project through collecting basic information on human resource development for civil servants in India
- (3) To explain the outline of the JDS Project to the Indian side
- (4) To estimate the overall costs of the first cycle, which is the first year of four-years period of the JDS Project

II. Objective of the JDS Project

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young civil servants, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS Fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS Fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

III. Framework of the JDS Project

1. Project Implementation under the Operating Guidelines

The Indian side confirmed that the JDS Project is implemented under the framework described in the "Operating Guidelines of the JDS Project" (ANNEX 2) and "Flowchart of JDS Project in India (ANNEX 3)" including the following items as a general principle.

India proposed to modify the target age of the JDS fellows to be between 22 and 45 (both inclusive) as of the first date of April of the fiscal year of their arrival in Japan, in consideration of the high average year for civil servants who proceed on foreign study leave. JICA took note of it and both parties agreed to determine the detail of recruitment and selection policy in the 1st Operating Committee Meeting, whenever convened.

2. Implementation Coordination

Both parties confirmed that the implementation coordination of the JDS Project is as follows.

i. Implementing Organization

Department of Personnel and Training, Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions (hereinafter referred to as "DoPT") is responsible for administrative matter of the JDS Project, and therefore DoPT is regarded as the Implementing Organization.

ii. Operating Committee

The Operating Committee (hereinafter referred to "the Committee") is composed of the representatives from the following organizations.

Indian side

- Department of Personnel and Training, Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions (Co- chair)
- Department of Economic Affairs, Ministry of Finance
- Ministry of External Affairs

Japanese side

- Embassy of Japan (Co-chair)
- JICA India Office

3. Target Areas of the JDS Project

Based on the discussion held between both parties, target priority areas as Sub-Program and target development issues as Component are identified as below (ANNEX 4).

Sub-Program: Enhancement of Administrative Capacity

Development Issue as Component

Public Policy/Economic and Industrial Policy/International Relations

4. Maximum Number of JDS Fellows (Master's Program)

The maximum number of JDS Fellows per batch for succeeding four batches shall be nine (9) as Master's Program, from Japanese fiscal year 2025/26 to 2028/29.

5. Accepting Universities

The Japanese side understood the Indian side's requirements gathered during the preparatory survey and after coordination with their respective universities had proposed the following schools/universities:



- Graduate School of Public Policy, The University of Tokyo (3 slots)
- Graduate School of Engineering, The University of Tokyo (2 slots)
- Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University (2 slots)
- Graduate School of International and Public Policy, Hitotsubashi University(1 slot)
- Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University (1 slot)

The Indian side welcomed the offer considering its suitability for India's development issues and needs. Both parties agreed on the accepting universities/graduate schools for master's program.

6. Monitoring and Evaluation

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be done actively by the Government of India to expand their outcomes and human network. In order to understand the features of the JDS Project, JICA recommended conducting a monitoring mission to Japan formed by committee members in its early stage, after dispatching the first batch and before recruitment of the second batch. The Indian side welcomed to participate in the monitoring mission.

IV. Undertakings of the Project

Both parties confirmed the undertakings of the Project as described in Annex 5. After the conclusion of the Exchange Notes (E/N) and Grant Agreement (G/A), the Government of India shall enter into the Agent Agreement with the Japanese Agent for the implementation of JDS project with the fund of the grant, which will be nominated by JICA. The Government of India shall enter into a Banking Arrangement (B/A) with a bank in Japan to open an account in the name of the government and for transacting grant funds through this account after signing on the G/A. Afterward, the Government of India shall issue an irrevocable Authorization to Pay (A/P) to the Bank which the B/A is signed, notifying the bank of the authorization to execute payment procedures on behalf of the Government of India within one (1) month after the B/A. Within the framework of the JDS project, the Bank Account shall be opened for each G/A per batch of JDS Fellows, and the A/P shall be issued for each contract of the Agent.

V. Project Monitoring Report on JDS

Both parties confirmed the Project Monitoring Report on JDS (hereinafter referred to as "the PMR") and Submission form as described in ANNEX 6.

VI. Other Matters Discussed

1. Alignment with Mission Karmayogi

Both parties confirmed that JDS program is aligned towards Mission Karmayogi, a national program for civil service capacity building by the Government of India.

2. Recruitment and Selection of the JDS Fellows

Both parties confirmed the importance of recruitment and selection of the appropriate candidates who would contribute to the formulation of higher-level policies and become pillars of bilateral relations in the future, as well as posting and allocation of the returned JDS Fellows, in order to assure the project outcome.

Especially the Japanese side proposed that the candidates shall be selected mainly focusing on "Indian Administrative Service (IAS)" and "Indian Foreign Service (IFS)". The Indian side took note of the proposal and suggested that the candidates shall be selected from All India Services (Indian Administrative Service (IAS), Indian Police Service (IPS) and Indian Forest Service (IFoS)) and Group A Central Civil Services.

It was confirmed that Recruitment and Selection Policy shall be finalized at the committee meeting before starting recruitment emphasizing on the importance of equal and fair human resource development that aligns with the objective of the Project.

It was also confirmed that promotion of JDS and identification of the competent candidates should be done actively by the Indian side.

3. Follow-up of the JDS Fellows

It was agreed that monitoring and evaluation of returned JDS Fellows should be done actively by the Indian side to expand their outcomes and human network. The networking of JDS return fellows is to be emphasized through the follow-up seminar under the JDS Project for continuous professional capacity development of the JDS return fellows, as well as their commitment to the strengthening of bilateral relationships on a long-term basis.

4. Initiatives to Promote Gender Equality

Both parties confirmed the JDS project would promote the participation and capacity development of female civil servants in order to promote gender equality and women's empowerment.

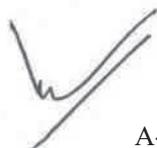
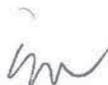
In addition, both parties agreed to adopt gender-oriented initiatives such as promotion seminars targeting female civil servants during recruitment, gender-mainstreaming training during studying in Japan, as well as training and networking opportunities among female alumni for career development upon their return to India. The details will be determined through the preparation of the detail design.

5. Alignment with the Comments of NITI Aayog

The JDS Project aligns with the comments of NITI Aayog as per below:

i. Assessment of Alignment

The JDS Project is designed to align with India's development priorities and strategic goals as well as its own concept of providing learning opportunities for the governmental officials who would take a leading role in policy making



through a holistic analysis of the policies of the Government of India and strength of Japan, thereby providing the learning opportunities at the university where such priorities can be addressed especially in the field of "Social Science" such as Law, Economics, Public Policy based on the outcome of the Preparatory Survey.

ii. Impact Assessment

As per para III-6 of the MD and Annex 3, impact assessment will be held periodically as per below to monitor and evaluate the impact of the JDS program on the professional development and performance of the scholarship recipients. Details will be determined at the committee.

Assessment	Objectives	Frequency/When
Monitoring interview with JDS fellows in Japan	Academic progress assessment of JDS fellows	Once a quarter
Monitoring interviews with Faculty members	Academic progress assessment of JDS fellows	Once a half-year
Monitoring mission to Japan	Visiting the host universities to inspect the characteristics of the academic program of the accepting universities, the study and living environment, and the status of JDS fellows	Once a four-cycle (First half of the project)
Project Monitoring Report (PMR)	Monitoring progress of each batch of the project. Semi-annual report which contents are shown as attachment 3 of Annex6 is also prepared.	Once a half year
Final Report	Evaluate each batch of the project	At the end of each batch
The Project Outcome Evaluation	Assessment of project outcome including capacity and skills development of each JDS fellow. To be conducted for each batch and whole 4 batches.	<ul style="list-style-type: none"> - Upon graduation before returning home of each batch of JDS fellows (4 times) - Once a four year at the time of the project completion
Survey on affiliations of returned fellows	Assessment on utilization of JDS returned fellows within the government	Once a year after the graduation of each batch.

iii. Collaboration Opportunities

A reporting session will be held to share the research findings of JDS return fellows with the participation of the government officials including OC members. To share JDS fellows' knowledge gained from Japan effectively with more public service officials, it may be suggested to invite representatives from the civil service training institutes (CSTIs) of Mission Karmayogi. The booklet of the abstracts of the JDS fellows' thesis may be sent to libraries of CSTIs for future reference of other public service officials. Details will be determined at the committee.

iv. Inclusivity and Diversity

The JDS Project will promote equal and fair human resource development as per para VI-2 of the MD. The Project will also promote gender equality as per para VI-4 of the MD.

v. Long-term sustainability

The JDS Project will promote long-term sustainability as per para VI-3 of the MD.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey

ANNEX 2: Operating Guidelines of the JDS Scholarship

ANNEX 3: Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

ANNEX 4: Design of JDS Project for Four Batches

ANNEX 5: Undertakings of the Project

ANNEX 6: Project Monitoring Report on JDS

mw



Flowchart of the Preparatory Survey of JDS Project

	Work in India	Work in Japan	Accepting Universities
2023	<p>Mar. - Jun. (JICA/Embassy/MOFA) Formulation of the list of target areas and development issues (Sub-Program/ Component)</p>		
Jun.			
Jul.			
Aug.			
Sep.			
Ocr	<p>Oct.-before PPR (Indian side/JICA) [Prior consultation on the program framework] - Implementing structure - JDS sub-program, components - Target organizations/candidates - Accepting universities</p> <p>Survey of JDS Project by the consultant (a system related to civil service, human resource development needs of civil servants, actual situation of gender, etc.)</p>	<p>Oct. Contract with a consulting firm for the survey</p>	
Nov.			
Dec.		<p>Dec. Request for submission of acceptance plan from accepting universities</p>	<p>Dec. submission of relevant information to acceptance plan</p>
2024			
Jan.		<p>Jan. Preparation of the draft report on the preparatory survey</p>	
Feb.		<p>Feb. Submission of the report on the budget</p>	
Mar.	<p>Mar.(after PPR)-Early Apr. (Indian side/JICA) [Agreement on the program framework] - Implementing structure - JDS sub-program, components - Target organizations/candidates</p>	<p>Mar-Apr. Notification of the result of the selection to accepting universities (JICA)</p>	<p>Mar. Receipt of the selection result</p>
Apr.		<p>Apr. Preparation of the report on the preparatory survey</p>	
May		<p>Mid of May. Approval by the Japanese Cabinet for JDS Project in JPY2024</p>	
		<p>May Finalization of the preparatory survey report</p>	
Flow after Preparatory Survey			
Jun.	<p>Jun. ~ - Exchange of Note [E/N] - Grant Agreement [G/A] - Agent Agreement [A/A]</p>		
Jul.			
Aug.	<p>Aug. ~ Recruitment of 1st batch JDS Fellows Nov. ~ Document screening of the 1st batch Dec. ~ Technical interview of the 1st batch</p>		
2025		<p>Aug. - Fellows arrival in Japan - Briefing and Orientation</p>	
			<p>Sept. ~ University Enrollment</p>

Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship by Japanese Grant Aid (JDS)

April, 2022

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to implementation of the Project for Human Resource Development Scholarship.

PART 1 Basic Principles

1. Preface

The purpose of the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the “JDS” or the “JDS Project”) is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as “recipient countries”) through accepting highly capable, young government officials, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS fellows will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Project is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Project as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the “E/N”) concluded with the government of the recipient country

when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to as the "Grant"). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the "G/A") concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") provides funds.

2. Overview of the JDS Project

(1) Basic Concept

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient countries in future by imparting advanced expertise to JDS fellows through studying at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS fellows shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from recipient countries and Japan.
- (b) JDS contributes to strengthen the partnership between Japan and the recipient country by graduating a wide range of fellows who have deep understanding about Japan.
- (c) The courses offered by the JDS are basically master's course with considering the applicability and duration of study, but limited number of doctor's courses could be also offered when the proper needs for the human resource development in more advanced level as well as appropriate candidates are identified.
- (d) The language of study shall, be in principle English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS fellows will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (e) For the purpose of the JDS Project which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in future, the main fields of study are categorized in "Social Science" such as Law, Economics, Public Policy.

(2) JICA

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Project pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

(3) Executing Agency

A designated authority of the government of the recipient countries shall take on a role of the

Executing Agency for the JDS Project.

The Executing Agency shall enter into contracts on the services for the JDS Project with an agent recommended by JICA.

(4) The Consistency with the Framework of Japan's Country Assistance Policy

The priority fields of study shall be selected by each government of recipient countries and JICA among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Project, in a point of view that the JDS Project shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Policy determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

(5) Japanese Accepting Universities

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS fellows among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

(6) Eligible Organizations

Organizations which are eligible for the JDS Project shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

The eligible organizations are required to cooperate in consultation with accepting universities, and in drafting the basic plan of the field of study.

Also, the Eligible Organizations are required to cooperate in inviting the applications from suitable persons among their officials.

(7) Preparatory Survey

Prior to the implementation of the JDS Project in the recipient countries, JICA shall conduct a preparatory survey. The preparatory survey shall be conducted every four year period to design the JDS Project for the period ("A batch of" : JDS fellows shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Project).

The major objectives of the preparatory survey shall be as follows:

- (a) To agree on priority fields of study for JDS fellows,
- (b) To agree on accepting Japanese universities,
- (c) To agree on eligible organizations of each priority field of study,
- (d) To identify the needs for human resource development including number of potential candidates for the JDS Projects,
- (e) Discussion on measures for promoting meaningful outcome from the JDS Project,
- (f) Finding the outcomes from the JDS Project, in the case where the JDS Project continues, and
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project.

(8) The Agent

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preparatory survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country. The Agent, in accordance with a contract concluded with the Executing Agency (hereinafter referred to as "the Contract"), shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS Project:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates,
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan,
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS Fellows,
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships,
- (e) To provide pre-departure and after arrival orientations on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows,
- (f) To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows,
- (g) To organize JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries,
- (h) To organize follow-up seminars given by universities for ex-JDS Fellows, and
- (i) To perform other duties necessary for JDS Project implementation.

(9) The Operating Committee

An Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Project.

The Committee shall consist of government officials from related organizations of the recipient country (e.g.: diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, government

official's personnel authorities, education authorities) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Project design in the preparatory survey,
- (b) To select JDS fellows from the candidates,
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS fellows and following up them, and
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Project.

(10) Number of JDS Fellows

The number of JDS fellows of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the Contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, two to five fellows shall be admitted in one course of a graduate school for each fiscal year.

(11) Scope of Expenses covered by the Grant

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Labor costs and expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Project:
 - Expenses for recruitment and selection,
 - Expenses for pre-departure and after arrival orientation and arrangement in Japan,
 - Expenses for monitoring academic progress and living conditions of JDS fellows,
 - Expenses for JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries
 - Expenses for follow-up seminars given by universities for ex-JDS Fellows

- (b) Expenses necessary for the JDS fellows and accepting universities in Japan:
- Scholarships,
 - Allowances for travel to and from Japan,
 - Allowances for domestic travel
 - Insurance Fee
 - Outfit allowances,
 - Accommodation allowances for rent,
 - Subsidiary allowances to purchase books,
 - Shipping allowances,
 - Traveling and seminar allowances,
 - Examination/entrance and tuition fees,
 - Expenses for Special Program as customized activities provided for JDS fellows by accepting universities to maximize the impact of the Project, and others.

3. Qualifications and Selection of JDS Fellows

(1) Qualifications and Requirements

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS fellows shall be between the ages of 22 and 39 (both inclusive) as of the first date of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons who have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS fellows must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

(2) Recruitment and Selection

(a) Recruitment and selection policies

- ① Eligible organizations of each priority field of study shall invite applications

for the JDS candidates from its own officials and submit qualified candidates to the Executing Agency or the authority agreed among the Operating Committee. Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.

- ② The selection of JDS fellows shall be unequivocally based on overall evaluation to each person's academic abilities and the suitability of research plan to the development issues in recipient countries. The fellows shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

(b) System for Selection

- ① The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of fellows.
- ② The Committee shall address the following issues:
 - 1) Determination of specific method for selection of JDS fellows (including selection policy and selection criteria)
 - 2) Confirmation of the selection schedule
 - 3) Implementation and management of selection tests
 - 4) Determination of final candidates
- ③ After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS fellows.

4. Conditions for Study in Japan

(1) Benefits

(a) Scholarships

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS fellows and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the Contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

(b) Term of Scholarship Payment, etc.

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS fellow from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS fellow's early return to the recipient country in



any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS fellow's application.
- ② The JDS fellow violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS fellow is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

(2) Obligation to report

During the JDS fellow's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS fellows' academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

(3) Follow up

Because a key of the JDS Project is to create human networks and to encourage JDS fellows to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS fellows' activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS fellows to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

Ex-JDS Fellows will have opportunities to take follow up seminars once a year to be given by the universities after they return to their home countries throughout the JDS Project.

PART 2 Contract with Agent and Verification

1. Recommendation of Agent

In order to implement the JDS Project smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preparatory survey to the recipient country as the Agent.

2. Contract Procedure

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into the Contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the Contract. The Contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

3. References to the G/A

The Contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

“JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship”

4. References to the number of JDS fellows

The Contract shall refer to the number of JDS fellows for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

5. Scope of Service

The Contract shall clearly state all purchase and labor costs of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that the Contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such the Contract shall not be verified by JICA.

6. Period of Execution

The Contract shall clearly stipulate the Contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

7. Contract Price

The total amount of the Contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The Contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in words and that in figures, the price in words is deemed correct.

8. Verification of Contracts

The Contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

The government of the recipient country shall submit two sets of the signed Contract through the Agent to JICA for their verification. After the confirmation of the Contract, JICA shall return the Contract with the verified sign for preventing replacement or falsification to the government of the recipient country and the Agent.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page.

9. Payment Procedure

In accordance with the E/N and the G/A, the Contract shall have a clause stating that "payment to the Agent shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an irrevocable Authorization to Pay (A/P) issued by the Recipient or its designated authority to the bank." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS fellows' living expenses in Japan, due care shall be taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization to Pay without delay.

10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country

The Contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

11. Amendments

If the Contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment to the Contract, referring to the Contract presently in force identified by its verification date and number.

The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

12. Project Modifications

The Grant shall be used properly based on the Contract between the Executing Agency of recipient country and the Agent which is verified by JICA. If unpredicted circumstances, however, require any modifications of the JDS project, as illustrated below except minor modifications, the recipient country through the Agent shall obtain prior consent from JICA. The prior consent for the modifications is conducted by JICA to ensure that the modifications for the JDS project are appropriate and whether any modifications are required on the Contract price or not, however it does not mean that JICA will assume the legal or technical responsibilities for the substance of the modifications.

- 1) significant change of dispatching numbers of JDS fellows;
- 2) change of sub-program (JDS priority area)

*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

END



Design of JDS Project in India (Four Batches from JFY2025 to JFY2030)

[India]

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Components (JDS Development Issues)	Numbers of Participants	Expected Theme of the Research Possible Fields of Study
1. Enhancement of Administrative Capacity	Public Policy/ Economic and Industrial Policy/ International Relations	9	<ul style="list-style-type: none"> • Public Policy • Urban Planning • Public Finance, Economic and Industrial Policy • International Relations, International Security, <p align="right">etc</p>
Maximum Number per year		9	



Undertakings of the Project

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref.
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after the signing of the G/A	DoPT	N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after the signing of the G/A	DoPT	N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after the signing of the G/A	DoPT	N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	DoPT	N/A	
5	To bear the following commissions to a bank in Japan for the banking services based upon the B/A				
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	DoPT	approx. JPY 10,000.-	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	DoPT	approx. 0.1% of the payment amount	
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	DoPT	N/A	
7	To organize the Committee meeting	During the Project	DoPT	N/A	
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted; or borne by its designated authority without using the grant	During the Project	DoPT	N/A	
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	DoPT	N/A	
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	DoPT	N/A	
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	DoPT	N/A	

12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project	DoPT	N/A	
13	To submit Project Monitoring Report on JDS	Every half year	DoPT	N/A	
	To submit Project Monitoring Report on JDS (final)	After completion of the Project	DoPT	N/A	
14	To ensure that the knowledge acquired by the xxx physical persons as a result of the Grant is not used for military purposes	After completion of the Project	DoPT	N/A	

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to Pay, N/A: Not Applicable, DoPT: Department of Personnel and Training, Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellow's returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.

Project Monitoring Report
on
JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship in
Country Name) Grant Agreement No. XXXXXXXX
20XX, Month

Organizational Information

Signer of the G/A (Recipient)	<p>_____ Person in Charge (Designation)</p> <p>Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____</p>
Executing Agency	<p>_____ Person in Charge (Designation)</p> <p>Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____</p>
Agent	<p>_____ Person in Charge (Designation)</p> <p>Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____</p>

General Information:

Project Title	JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)
E/N	Signed date: Duration:
G/A	Signed date: Duration:
Source of Finance	Government of Japan: Not exceeding JPY _____ mil. Government of (____): 1) Advising commission of A/P approx. JPY10,000 2) Payment commission for A/P approx. 0.1% of the payment amount

1: Project Description

1-1 Project Objective

The purpose of JDS Project is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid through accepting highly capable, young government officials, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

1-2 Project Rationale

- Higher-level objectives to which the project contributes (national/regional/sectoral policies and strategies)
- Situation of the target groups to which the project addresses

JDS project will contribute to the human resource development of XX's government officials based on Japan's knowledge and will improve their policy management capacity in the development issues to be addressed. This is fully consistent with the cooperation policy and analysis of Japan and JICA.

Target groups: The number of young government officials who will obtain degrees (master's and doctoral degrees) will be XX persons/term. (JDS promotes the participation and capacity development of female civil servants in order to promote gender equality and women's empowerment).

1-3 Indicators for measurement of "Effectiveness"

Quantitative indicators to measure the attainment of project objectives		
Indicators	Original	Target
Degree completion	(Number of Fellows)	(Degree completion rates)
Master's degree		95%
Doctor's degree		65%
Qualitative indicators to measure the attainment of project objectives		
<ul style="list-style-type: none"> - Young government officials in recipient countries will acquire degrees (master's and doctoral degrees) in Japan and acquire expert knowledge that will contribute to solving of the social and economic development issues that their countries are facing. - After returning to their home countries, they will contribute engage in formulating and implementing social and economic development policies/plans and are expected to become leaders in their countries, thereby strengthening the functions of those organizations and strengthening the relationship with Japan. - The project will contribute to the strengthening of bilateral relations and promoting of friendship, the enhancement of international competitiveness of accepting universities, etc., and the strengthening of international intellectual networks through the acceptance of international students. - The project will foster female government officials who can exercise leadership in solving issues in their own countries, not only by studying for degrees at graduate schools in Japan, but also by providing training for career development, etc. 		

2: Details of the Project

2-1 Implementation Schedule

Term	Items	Original		Actual
		(proposed in the outline design)	(at the time of signing the Grant Agreement)	

Reasons for any changes of the schedule, and their effects on the project (if any)

2-2 Obligations by the Recipient (Progress of Specific Obligations)

See Attachment 1.

2-3 Agent Fee and Scholarship Costs borne by the Grant

	Item	Original (proposed in the outline design)	Actual (in case of any modification)
Term 1	Agent Fee	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
	Scholarship Cost	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
Term 2	Agent Fee	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
	Scholarship Cost	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
Term 3	Agent Fee	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
	Scholarship Cost	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
Term 4	Agent Fee	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
	Scholarship Cost	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
Term 5	Agent Fee	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
	Scholarship Cost	JPY ***,***,000	JPY ***,***,000
Total			

2-4 Executing Agency

- Organization's role, financial position, capacity, cost recovery etc,
- Organization Chart including the unit in charge of the implementation and number of employees.

Original (at the time of outline design)

name:

role:

financial situation:

institutional and organizational arrangement (organogram):

human resources (number and ability of staff):

Actual (PMR)

3: Evaluation and Monitoring Plan (after the completion of the JDS Project)

3-1 Overall evaluation

Please describe your overall evaluation on the project.

3-2 Lessons Learnt and Recommendations

Please raise any lessons learned from the project experience, which might be valuable for the future assistance or similar type of projects, as well as any recommendations, which might be beneficial for better realization of the project effect, impact and assurance of sustainability.

3-3 Monitoring Plan of the Indicators for Post-Evaluation

Please describe monitoring methods, section(s)/department(s) in charge of monitoring, frequency, the term to monitor the indicators stipulated in 1-3.

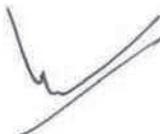
DRAFT



Attachment

1. Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant
2. Schedule of Payment
3. Semi Annual Report by the Agent/Final Report by the Agent
4. Report on Proportion of Procurement (Recipient Country, Japan and Third Countries)
(PMR (final)only)

DRAFT



Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

The following obligations of the Recipient are mentioned in Grant Agreement signed on dd, mm, yyyy. The progress of obligations is as following table.

(1) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after the signing of the G/A	XXX	N/A	
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairperson of the Committee	Within 1 month after the signing of the G/A	XXX	N/A	
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after the signing of the G/A	XXX	N/A	
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after the signing of the contract	XXX	N/A	
5	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A		XXX		
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the contract	XXX	approx. JPY10,000.	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	XXX	approx. 0.1% of the payment amount	
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	XXX	N/A	
7	To organize the Committee meeting	During the Project	XXX	N/A	
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services are exempted	During the Project	XXX	N/A	
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	XXX	N/A	
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	XXX	N/A	
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	XXX	N/A	
12	To ensure the safety of persons engaged in the implementation of the Project in the country of the Recipient	During the Project	XXX	N/A	
13	1) To submit Project Monitoring Report on JDS	Every half year	XXX	N/A	
	2) To submit Project Monitoring Report on JDS (final)	After completion of the Project	XXX	N/A	

14	To ensure that the knowledge acquired by the XXX physical persons as a result of the Grant is not used for military purposes	After completion of the Project	XXX	N/A	
----	--	---------------------------------	-----	-----	--

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to Pay, N/A: Not Applicable)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		XXX

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient

Schedule of Payment

Note: "Terms of Payment" should be the same as specified in the contract document.
 In case of the project whose budget of the grant is appropriated in multiple Japanese fiscal years, please add the budget term (Term 1, Term 2...).
 (「Terms of Payment」欄には、契約書規定の支払条件を記入してください。また、国債案件の場合は、該当ターム(Term 1, Term 2...)を併記してください。)

Note: In the "Payment Schedule" column, please specify the date(s) as follows:
 - Payment Schedule (original/revised): the date when the necessary documents are to be submitted to the company's main bank.
 - Actual Date of Payment: the date when the payment was executed/completed.
 (「支払請求予定時期」に記載する予定年月日は自社の取引銀行への支払書類提出予定日、実績は着金日を記入すること。)

2022/11/10
 Revised 20XX/XX/XX
 Revised 20XX/XX/XX

Project Title	JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)
Country	
G/A	Signed date:
Agent	
Contract	Signed date:

1.Agent Fee
 Time for Completion:
 Date of issue of Authorization to Pay (A/P):

Date of concurrence:
 Deadline of presentation of the required document stipulated in A/P:

	Term	Amount 当初計画金額	実支出額	Terms of Payment 支払条件	Payment Schedule (original/revised) and Actual Date of Payment 支払請求予定日/着金日	Reason for Change in Payment Schedule 支払請求予定日 変更理由
Advance Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022 (Actual)	
First Interim Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		6-FEB-2023 (Original) 5-MAR-2023 (Revised-1) 15 MAY, 2023 (Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Second Interim Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Third Interim Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Interim Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Interim Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Interim Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		19 DEC, 2023 (Original)	
Seventh Interim Payment/Final Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		20 DEC, 2023 (Original)	
Eighth Interim Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		21 DEC, 2023 (Original)	
Final Payment		XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Total						

2.Scholarship Cost
 Time for Completion:
 Date of issue of Authorization to Pay (A/P):

Date of concurrence:
 Deadline of presentation of the required document stipulated in A/P:

	Term	Amount 当初計画金額	実支出額	Terms of Payment 支払条件	Payment Schedule (original/revised) and Actual Date of Payment 支払請求予定日/着金日	Reason for Change in Payment Schedule 支払請求予定日 変更理由
First Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022 (Actual)	
Second Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		6-FEB-2023 (Original) 5-MAR-2023 (Revised-1) 15 MAY, 2023 (Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	1	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022 (Actual)	
Second Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		6-FEB-2023 (Original) 5-MAR-2023 (Revised-1) 15 MAY, 2023 (Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	2	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022 (Actual)	
Second Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		6-FEB-2023 (Original) 5-MAR-2023 (Revised-1) 15 MAY, 2023 (Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	3	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022 (Actual)	
Second Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		6-FEB-2023 (Original) 5-MAR-2023 (Revised-1) 15 MAY, 2023 (Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment/Final Payment	4	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
First Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		1 MAY, 2022 (Original) 12 MAY, 2022 (Actual)	
Second Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		6-FEB-2023 (Original) 5-MAR-2023 (Revised-1) 15 MAY, 2023 (Revised 2)	Revised 1: Delay in EIA approval Revised 2: Bid failure
Third Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		15 DEC, 2023 (Original)	
Fourth Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		16 DEC, 2023 (Original)	
Fifth Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		17 DEC, 2023 (Original)	
Sixth Payment	5	XXX,XXX	XXX,XXX		18 DEC, 2023 (Original)	
Total						

Sample of Contents for the Semi Annual Report by the Agent
And Final Report by the Agent

- I. Services Provided by the Agent
 - 1. Opportunity Providing Services
 - 2. Expenses Transfer Service of the Scholarship Costs
 - 3. Others
- II. Special Notes Related to JDS Fellows
 - 1. Academic Studies
 - 2. Daily Life
 - 3. Early Return
 - 4. The Special Program
- III. Problems and Countermeasures
 - 1. Supporting Recruitment
 - 2. Supporting Selection
 - 3. Follow-up Seminar
 - 4. Academic Placement
 - 5. Others

Appendix

- 1. List of JDS Fellows who enrolled in yyyy
- 2. List of Special Program Activities JFYyyyy
- 3. Framework of JDS Master's Degree Program
- 4. Qualifications and Requirements for Applicants for JDS Master's Degree Program
- 5. Summary of Recruitment Activities for JDS Master's Degree Program
- 6. Recruitment Tool (Poster/Flyer)
- 7. List of Interviewers for JDS Master's Degree Program Technical Interview
- 8. List of Final Successful Candidates for JDS Master's Degree Program
- 9. Analysis of Applicants and Final Successful Candidates for JDS Master's Degree Program
- 10. Transition of Number of Applicants in Each Selection Stage for JDS Master's Degree Program
- 11. Qualifications and Requirements for Applicants for JDS Doctoral Degree Program
- 12. Summary of Recruitment Activities for JDS Doctoral Degree Program
- 13. List of Final Successful Candidates for JDS Doctoral Degree Program
- 14. Networking Event with Japanese Government Officials JFYyyyy
- 15. List of Graduates in this Period

Report on Proportion of Procurement

	Agent Fee	amount(JPY)	Proportion of Procurement	Scholarship Cost	amount(JPY)	Proportion of Procurement
Term 1	Advance Payment			1st		
	First Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 2	Second Interim Payment			1st		
	Third Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 3	Fourth Interim Payment			1st		
	Fifth Interim Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 4	Sixth Interim Payment			1st		
	Seventh Interim Payment/ Final Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		
Term 5	Eighth Interim Payment			1st		
	Final Payment			2nd		
				3rd		
				4th		
				5th		
				6th		

A-37

Submission Form on JDS

Date:

Ref. No.

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

JICA XXX OFFICE

[Address specified in the Article 5 of the Grant Agreement]

Attention: Chief Representative

Ladies and Gentlemen:

NOTICE CONCERNING PROGRESS OF PROJECT

Reference : Grant Agreement, dated 署名日 (signed date of the G/A), for JDS (The Project for Human Resource Development Scholarship)

In accordance to the Article 6 (3) of the Grant Agreement, we would like to report on the progress of the Project up to the following stages:

[Common]

- During the JDS Project [Semi annually]
- Completion of the JDS Project
- Other _____

Please see the details as per attached Project Monitoring Report (PMR).

Very truly yours,

[Signature]

[Name of the signer]

[Title of the signer]

[Name of the executing agency]

cc:

Director General

Financial Cooperation Implementation Department

Japan International Cooperation Agency

[Address specified in the Article 5 of the Grant Agreement]



添付資料5. 重点分野／開発課題毎の4カ年受入人数

サブプログラム	コンポーネント	大学名・研究科名	専攻・コース・プログラム名	4期分の受入人数(案)				
				第1期	第2期	第3期	第4期	計
行政能力強化	公共政策 経済・産業政策 国際関係	東京大学公共政策大学院	公共政策学専攻 国際プログラムコース	3	3	3	3	12
		東京大学大学院 工学系研究科	都市工学専攻	2	2	2	2	8
		早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科	国際関係学専攻	2	2	2	2	8
		一橋大学 国際・公共政策大学院	外交政策サブプログラム (グローバル・ガバナンス・プログラム)	1	1	1	1	4
		神戸大学大学院 国際協力研究科	開発政策特別コース	1	1	1	1	4
合計				9	9	9	9	36

添付資料6. 重点分野基本計画案

人材育成奨学計画（JDS）事業 重点分野基本計画（案）

重点分野の基本情報

1. 国名：インド共和国
2. 重点分野（サブプログラム）名：行政能力強化
3. 運営委員会：人事苦情年金省人材研修局、財務省経済局、外務省、在インド日本国大使館、JICA インド事務所

個表1

1. サブプログラム／コンポーネントの概要

(1) 基本情報

1. 重点分野（サブプログラム）名：行政能力強化
2. 開発課題（コンポーネント）名：公共政策／経済・産業政策／国際関係
3. 主管省庁：人事苦情年金省人材研修局
4. 対象機関：全省庁

(2) 背景と必要性（当該国の開発政策における本事業の位置づけ）

インドは世界第7位の国土を有し、人口は2023年中に14億2860万人に達し、世界1位となるという見通し（UNFPA 推計、2023）の南アジアの大国である。1人あたりの国民総所得（GNI）は2,257米ドル（世界銀行（以下、世銀）、2021）と下位中所得国に区分されているが（OECD/DAC、2022/23）、名目GDPは約3兆3,800億ドル（世界第5位／世銀、2022）、GDP成長率は7.2%（インド統計・計画実施省、2022）と高い経済成長率を誇っている。新型コロナウイルス感染症によるパンデミックは前例のない世界的危機を引き起こしたが、インドも他国と同様に多くの課題に直面し、国、州、地方政府は、コロナ禍による危機とそれに続く影響を緩和するために、公的機関、組織システム、政府関係者の能力を強化することが求められていた。その後もコロナによる経済への影響が緩和され中産階級がコロナ前の経済水準に戻るにつれ、より良い公共サービスへの需要は高まっており、政府が安定した成長とインクルージョンの目標を達成するためには、有能でやる気のある近代的な公務員が不可欠となっている。インド政府はこれまでの公務員人材育成政策が、国家課題の優先度の理解に欠け、散発的で公務員の生涯学習に繋がっていないとの反省から、2020年以降、首相主導による世界最大の公務員人材育成国家プログラム「Mission Karmayogi」を開始し、公務員の人材育成に取り組んでいる。

本事業では、JICAが実施する「連結性の強化」「産業競争力の強化」「持続的で包括的な成長への支援」を補完する形で、財政、経済、産業開発、国際関係等多岐にわたる公共政策の立案、実施ができる行政官・実務者の育成と能力向上が期待される。

(3) 我が国及びJICAの援助方針とその実績（これまでのJDS留学生の成果含む）

我が国政府は「連結性の強化」「産業競争力の強化」「持続的で包摂的な成長への支援」を重点分野としてインドを支援している。上記方針のもと JICA は「地域回廊開発 (DMIC・CBIC)」「交通ネットワーク整備」「地域連結性ネットワーク」「エネルギー供給・効率化」「都市交通」「高度・産業人材育成」「農業・農村開発」「基礎的社会サービス向上」「森林資源管理」「上下水道・衛生改善・公害防止対策」「防災」の各分野での支援を実施しており、その中にはインド政府が有効かつ実効性のある政策を安定的に立案及び実施するために必要な政府職員の人材育成が含まれている。

【関連する JICA 事業】

有償

- ・ベンガルール上下水道整備計画
- ・チェンナイ都市圏高度道路交通システム整備計画
- ・グジャラート州投資促進プログラム
- ・タミル・ナド州投資促進プログラム
- ・貨物専用鉄道建設計画
- ・物専用鉄道建設計画
- ・北東州道路網連結性改善計画
- ・デリー東部外環道路高度道路交通システム導入計画
- ・ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道研修施設建設計画
- ・ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設計画
- ・ムンバイ湾横断道路建設計画
- ・ビハール州国道整備計画
- ・オディッシャ州送電網整備計画
- ・ハリヤナ州配電設備改善計画
- ・タミル・ナド州送電網整備計画
- ・マディヤ・プラデシュ州送電網増強計画
- ・新・再生可能エネルギー支援計画
- ・アンドラ・プラデシュ州高圧配電網整備計画
- ・中小零細企業・省エネ支援計画
- ・デリー高速輸送システム建設計画
- ・ラジャスタン州水資源セクター生計向上計画
- ・ジャルカンド州点滴灌漑による園芸作物促進計画
- ・ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進計画
- ・レンガリ灌漑計画
- ・アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画
- ・タミル・ナド州都市保健強化計画 有償
- ・シッキム州生物多様性保全・森林管理計画支援
- ・森林管理能力強化・人材育成計画
- ・ウツタル・プラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減計画
- ・グジャラート州森林開発計画
- ・トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画
- ・オディッシャ州森林セクター開発計画
- ・オリッサ州総合衛生改善計画
- ・アグラ上水道整備計画
- ・グジャラート州アラン及びソシヤ地区シップリサイクル環境管理改善計画
- ・グワハティ上水道整備計画
- ・デリー上水道改善計画
- ・オディッシャ州総合衛生改善計画

- ・ アムリトサル下水道整備計画
- ・ アグラ上水道整備計画
- ・ ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画
- ・ ゴア州上下水道整備計画
- ・ ガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）
- ・ ヒマーチャル・プラデシュ州森林生態系保全・生計改善計画
- ・ ナガランド州森林管理計画
- ・ ウッタラカンド州森林資源管理計画
- ・ 西ベンガル州森林・生物多様性保全計画
- ・ ラジャスタン州植林・生物多様性保全計画
- ・ タミル・ナド州生物多様性保全・植林計画
- ・ 官民連携インフラ・ファイナンス促進計画
- ・ プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画
- ・ 西ベンガル州上水道整備計画
- ・ ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画
- ・ グワハティ下水道整備計画

技プロ

- ・ 持続可能な山岳道路開発のための能力向上プロジェクト
- ・ ヒマーチャル・プラデシュ州作物多様化推進プロジェクト
- ・ ミゾラム州持続可能な農業・灌漑開発のための能力強化プロジェクト
- ・ ゴア州無収水対策プロジェクト
- ・ ウッタラカンド州山地災害対策プロジェクト
- ・ ヴァラナシ市衛生改善プロジェクト
- ・ ベンガルール上下水道整備計画

無償

- ・ ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画

個別専門家

- ・ インフラ開発・投資促進アドバイザー

その他

- ・ アンドラ・プラデシュ州 州都地域包括的運輸・交通計画策定プロジェクト
- ・ 高速鉄道建設事業詳細設計調査
- ・ アンダマン・ニコバル諸島電力供給能力向上計画準備調査
- ・ 有機農業に関する基盤整備及び農村開発事業
- ・ 新たな米加工品（調理済食品）の現地生産体制構築・ビジネス化に関する基礎調査
- ・ ジャガイモ収穫機普及に向けた普及・実証事業
- ・ 中央・州政府水資源開発エンジニア向け研修
- ・ ワイヤーハーネスからの銅資源高度リサイクル普及・実証事業
- ・ 水需給ギャップを埋めるプラスチック製雨水地下貯留システムの普及・実証事業
- ・ グジャラート州におけるプラスチック廃棄物の再資源化に関する案件化調査
- ・ 草の根・人間の安全保障無償資金協力 草の根無償
- ・ 草の根技術協力
- ・ 青年海外協力隊 JOCV

2. 協力の枠組み

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、当該国の社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) 案件目標

1) 上位目標

政策立案に関する関係行政機関の能力が、本事業を通じた人材育成により向上する。

2) プロジェクト目標：

インド政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与する。

(3) 目標の指標

- 1) 帰国留学生の修士号取得
- 2) 帰国留学生の対象分野の課題解決に資する専門知識等の習得
- 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献
- 4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化
- 5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成
- 6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築
- 7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化

(4) 受入計画人数及び受入大学

東京大学 公共政策大学院	3名／年、12名／4年
東京大学大学院工学系研究科	2名／年、8名／4年
早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科	2名／年、8名／4年
一橋大学 国際・公共政策大学院	1名／年、4名／4年
神戸大学大学院国際協力研究科	1名／年、4名／4年

(5) 活動

1) 東京大学 公共政策大学院 公共政策学専攻国際プログラムコース

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	—
② 留学中	※入学前の学生と教員間のコンタクトはない
1) 帰国留学生の修士号取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学時ガイダンスでは、学務担当者が科目履修方法等を説明し、教員が研究倫理を含めた科目履修指導を実施。入学時にプレースメントテストを行い、個々の学生のニーズに応じて「公共政策のための数学」、アカデミック・ライティング（基礎・上級の2レベル）の履修を奨励。 ・ 指導教員制を設けていない代わりにアカデミックアドバイザーを2名配置。個別履修科目に限定しない学習・研究面の指導・助言を行っている。多くの科目でティーチングアシスタントが学習方法などについて支援している。研究論文やリサーチペーパーを執筆する学生にはテーマに応じて指導教員が選任される。 ・ 公共政策学専攻国際プログラムコース（MPP/IP）は、経済政策・金融・開発系のEPFD（Economic Policy, Finance and Development）と公共管理・国際関係系のPMIR（Public Management and International Relations）の2つのポリシーストリームを設けている。いずれも、実践的な能力向上の基礎となる法学、政治学、経済学の基幹科目の履修を必修としている。これに加え、より高度な専門性修得のための展開科目、実務への応用が目的の実践科目、政策分析能力向上のための事例研究の履修単位の取得が修了要件。 ・ PPP、ソブリン債、国際安全保障、国際政治経済、科学技術政策、行政、医療政策、エネルギー政策、外交、中国の政治とガバナンス、マクロ経済学、計量マーケティング、労働経済学、イノベーションと産業政策、公共経済学、国際金融規制等、様々な政策分野を研究する教員が開講。
2) 帰国留学生の対象分野の課題解決に資する専門知識等の習得 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践教育重視の観点から、公的機関（アジア生産性機構）、シンクタンク（アジア開発銀行研究所）、民間企業などでのインターンシップ機会を提供。希望者に対しては担当教員が書類審査・面接を行い、インターン先への推薦可否を判断し、教育効果が期待できるインターン先とのマッチング、学生への助言等を行う。 ・ 日本の将来を担う日本人学生、他国留学生（若手・中堅行政官を含む）と共に学び、課題解決力とリーダーシップを育む環境を提供。
5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の開講科目でジェンダー関連のトピックを扱っている。 ・ MPP/IPではインドからの女性留学生を指導実績あり。彼女は主席で卒業。 ・ 東京大学として男女共同参画室を設置しているほか、ダイバーシティ関連のセミナーを東京大学の経営層及び事務管理職向けに実施。

	<ul style="list-style-type: none"> さらに全学で女性リーダー育成に向けた施策「UTokyo 男女+協働改革 # WeChange」を実施中。教職員や学生を含む大学構成員全員の意識改革に取り組むとともに、女性教員増加率を過去10年の2倍とし、2027年度までに着任する教授・准教授1,200名のうち、約300名を女性とすることを目指している。
6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> 同専攻と同じ本郷キャンパス内の日本語教育センター（Center for Japanese Language Education）では初級から上級まで5段階のレベル別日本語講座を提供。配偶者も日本語教室に通学可能。
③ 帰国後	
4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化 6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築 7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化	<ul style="list-style-type: none"> 本プログラムの実施により、アラムナイのなかにインド政府の中枢において政策立案・遂行をリードし、国の発展を牽引する行政官が着実に増えると期待される。インド国内のアラムナイネットワークや本学インド事務所と連携したセミナー等の開催を通じて、双方向の知的対話を促進し人的交流を活性化、ネットワークのさらなる拡充に繋げることは帰国留学生への付加価値提供となる。 在学中から同窓会への加入を奨励するとともに、留学生を含む全修了生のメーリングリスト（捕捉率約9割）を活用し、定期的にニュースレターを配信している。修了生が比較的多い国では、現地同窓生グループの組織化が進んでおりクルートメントなどで連携している。 教職員の現地訪問時には修了生と交流し、組織的なフォローアップ体制を維持している。 東京大学インド事務所がニューデリーに所在。インド赤門会の拠点として同窓生懇親会ほかイベントを実施。

2) 東京大学大学院工学系研究科 都市工学専攻

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
	※入学前の学生と教員間のコンタクトはない
② 留学中	
1) 帰国留学生の修士号取得	<ul style="list-style-type: none"> 学生には主指導教員1名（研究室体制によっては副指導教員も1～2名）が設定される。修士研究のテーマは指導教員と学生との相談の下で設定される。 指導教員との定期的なミーティングによる密接な研究指導に加え、研究室単位で実施されるゼミ等を通して当該分野の知見を拡充する機会がある。 年2回、学期末に都市計画コース／環境工学コースの全教員（及び学生）の前で研究の進捗状況・成果を発表し、質疑を行う。他研究室の教員の助言を得るとともに、他の学生の研究を知り知見を広げる機会となる。

<p>2) 帰国留学生の対象分野の課題解決に資する専門知識等の習得</p> <p>3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献</p> <p>4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市工学に関する体系的な知識とその応用技術を身につけ、都市計画、都市デザイン、都市交通計画、都市解析、環境デザイン、都市環境工学、都市水システム、国際都市環境、都市マネジメントなどに関する専門家として活躍できる人材を育成し、地域の気候風土・社会文化の多様性を踏まえ、グローバルな視点から国土及び地域社会の健全な発展に貢献することを教育研究上の目的とする。 ・日本の都市整備に関する現場見学ツアー等を企画できる可能性あり。
<p>5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学として男女共同参画室を設置しているほか、ダイバーシティ関連のセミナーを東京大学の経営層及び事務管理職向けに実施。さらに女性リーダー育成に向けた施策「UTokyo 男女+協働改革 # WeChange」を実施中。教職員や学生を含む大学構成員全員の意識改革に取り組むとともに、女性教員増加率を過去10年の2倍とし、2027年度までに着任する教授・准教授1,200名のうち、約300名を女性とすることを目指している。
<p>6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各研究室で毎週実施されるミーティング、指導教員による密接な論文指導、学習面や日常生活をサポートするチューター制度等が整っている。 ・学生が主体的にテーマを設定し、文献を輪読したり調査に取り組んだりする「輪講」と呼ばれる単位認定科目がある。学年や研究室を超えて交流する機会でもある。 ・都市工学専攻が日本語学習クラス（基礎レベル）を開講、配偶者も受講可能。同クラスでは浅草や東京湾への遠足、茶道や書道の体験等のイベントも実施。 ・工学系研究科国際推進課に留学生支援チーム・国際交流チームがあり、留学生サポートを行っているほか日本語教室もある。スタッフは全員英語を話すことができ、その他の外国語を話すスタッフも常駐している。
<p>7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1980年代から留学生を受入れており、それら卒業生は、大学や官公庁において、責任ある立場で活躍中である。従来は韓国、台湾、中国、タイなどからが多かったが、現在はベトナム、フィリピン、スリランカ、インドネシア、サウジアラビア、エジプト、ネパール、アルバニアなど多様な地域からの入学も多い。 ・2024年2月現在、都市工学を専攻する修士課程の学生は107名、うち26名が英語で指導を受ける留学生である。
<p>③ 帰国後</p>	
<p>6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学インド事務所がニューデリーに所在。インド赤門会の拠点として同窓生懇親会ほかイベントを実施。

3) 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 国際関係学専攻

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
1) 帰国留学生の修士号取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学の 2～3 カ月前にインドにおいて 2～3 日間の集中的な事前研修を行い、入学後の学習・研究への円滑な接続を図る。また事前研修の中で各学生の学力の水準や偏りを確認し、事前学習プログラムを用意し、メール等を通して指導を行う。
② 留学中	
1) 帰国留学生の修士号取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ インド経済、開発学、環境学、教育政策、国際マクロ経済学、国際貿易、ICT と Media 研究、デジタル社会、技術革新、宗教とジェンダーの政治学、地域研究（中国、東／東南アジア）、国際関係論等を専攻する多様な教員陣を擁する。 ・ 経済産業政策、マクロ経済成長政策、競争政策、国際経済、国際金融、経済・貿易協定、教育開発、開発経済学、環境問題、災害と開発等、インド政府の政策課題に関連する幅広い分野の講座を開講。 ・ GSAPS では 3 つの主要分野において専門基礎科目と発展科目を設置するとともに、共通基礎科目を設置している。専門基礎科目では、学部時代に関連する専門科目を専攻していない学生に対して大学院レベルで必要とされる基礎学力を身につける機会を与える一方、既に十分な専門知識を習得してきた学生は発展科目から履修してより高度な内容の学習に取り組める。 ・ インドの政治経済を 20 年以上研究する専門教員がインド JDS 留学生の受入担当・相談窓口・教員間のコーディネーターとなり、留学生個々の研究計画とフォローを手厚く実施する。
2) 帰国留学生の対象分野の課題解決に資する専門知識等の習得 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通基礎科目では、研究や実務で有用な社会調査方法、質的・量的研究方法、統計分析の手法などの科目や、英語での論文執筆に必須となるライティングスキルの科目も設置して、行政官による政策形成にも役立つ調査・研究手法を指導している。 ・ インド政府の行政官が JDS 留学生として学びに来ることを踏まえ、入学後第 3 学期末に留学生が日本国内のインド専門家（大学、研究所、援助機関、外務省などから招聘）の前で、インドの政策課題と対策に関する研究発表を実施。専門家からのコメントを頂くと共に、議論を行う。 ・ 東京都心に立地するため必要に応じて関連官庁、資料・図書館、その他の組織・団体にアクセスすることが容易である。多くの教員は関連官庁や民間シンクタンクなどが組織する調査・研究事業に関わっており、インターンとして企業や諸機関で経験を積む学生も多数いる。
5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻開講科目にジェンダーに関連する科目を含む。 ・ 年度により早稲田大学内の他研究科公開／提供科目は変更されるが、ジェンダーに関連する科目が含まれることがある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早稲田大学創立 150 周年（2032 年）へ向けた「Waseda Vision 150」での数値目標の一つとして、2032 年までに「女子学生 50%、女性教員 30%、女性職員 50%」を掲げている。
6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同専攻では日本の歴史・文化関連の講座を複数開講しているほか、学内の他の大学院が英語で開講している日本文化・歴史関連の科目を履修し、修了必要単位に算定することが可能。（※算定上限に関する規約あり。） ・ 早大の日本語教育研究センター（Center for Japanese Language : CJL）では初学者から超上級まで 9 段階のレベル別日本語学習コースを提供。（短期集中コースもあり。）更に 200 程のテーマ別日本語学習コースを開講。これらには漫画、アニメーション、小説、報道、ドキュメンタリー、歴史、食、伝統文化などの様々な個別テーマに焦点を当てたコースが含まれており、日本語と同時に日本文化を学ぶことが可能。CJL から GPA・成績証明書も得られる。 ・ 異文化交流センターでもランゲージ・エクスチェンジ、日本文化体験等のイベントを実施。
③ 帰国後	
4) 帰国生のリーダーシップによる配属先等の機能強化 6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 学期に実施される交流会（上述）で JDS 留学生と日本のインド専門家とのパイプを構築し、卒業後の交流につなげる。留学終了後はパイプを構築した日本の専門家には帰国後の配属や活躍の様子を伝え、研究や実務面での将来の協力関係につなげたい。
7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南アジアの政治経済を研究する GSAPS 専任教員が、卒業後も帰国した JDS 留学生とインドの経済開発に関する共同研究を継続して行う。また、帰国留学生と協働して開発分野別セミナーをインドで開催し、現地における政策形成及び省庁職員のキャパシティ向上に貢献する。

4) 一橋大学国際・公共政策大学院 外交政策サブプログラム
(グローバル・ガバナンス・プログラム)

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	※入学前の学生と教員間のコンタクトはない
② 留学中	
1) 帰国留学生の修士号取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学時より、学生は各指導教員の担当するゼミに所属し、修士課程修了まで、毎週 1 回のゼミに出席し研究・指導を受ける。1 つのゼミは各学年 4 名、全体で 8 名程度。指導教員が学生の職歴や研究分野なども配慮した上、プログラムが決定する。指導教員は論文作成指導のほか履修指導も行い、きめこまかい指導を実施。 ・ 指導教員の多くが、世界各国の政府、国際組織、NGO 等と仕事をしており、JDS 生のバックグラウンドを理解した上で、指導にあたっている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共政策大学院は 4 つのプログラムから構成されているが、垣根は低く他のプログラムについても勉強が可能。経済や法律についても学ぶことができ、学際的に勉強したい学生には向いている。
2) 帰国留学生の対象分野の課題解決に資する専門知識等の習得 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドの研究者と共同研究を行っている教員が在籍。 ・ 外交政策サブプログラムは国際関係学、国際史、国際法などの専門的知識に加え、政策分析・立案・実施に関する重要な能力を有する実務家の育成を目指している。外交的・国際的利益の増進に積極的な役割を果たすハイレベルな実務家を育成することを目標としている。 ・ 国際政治、国際安全保障、核不拡散、核軍縮、平和構築、紛争、国際機関、国際関係論、国際政治とグローバルガバナンス、東アジアと日本の外交政策等、外交実務に直結した分野を研究する教員陣が講義を実施。
5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他研究科開講科目で履修可能なジェンダー関連科目あり。 ・ 一橋大学ダイバーシティ・エクィティ&インクルージョン推進宣言の下、ダイバーシティ推進室が全学的な男女共同参画、多様性、公正性及び包摂性（ダイバーシティ、エクィティ及びインクルージョン）を推進している。
6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員は外務省、防衛省、金融庁、首相官邸と仕事をしているほか、現役官僚を講義に招いているため、これら政府機関とのパイプを紹介可能。 ・ 日本人の学生も在籍しており、少人数制の指導方針を採用していることから、在学中から日本人の学友との関係を深められる。 ・ 国際教育交流センターでの Japanese Language Education (JLE) Program で初学者向けの集中講座、中・上級者向けのレベル別講座、社会科学研究のための日本語講座等を開講。
③ 帰国後	
6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人卒業生は外務省、防衛省、シンクタンク等に就職しており、日本のエリート層とネットワーキングが可能。
7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当教員が現地渡航して、フォローアップを実施可能。 ・ 卒業生は各国の行政、外交、国際機関、民間セクター等で広く活躍している。また、当プログラムや短期セミナーの修了者、関係奨学金の卒業生ネットワークが広くアジアに広がっており、アジアにおける地域協力の進展にも貢献している。

5) 神戸大学大学院国際協力研究科開発政策特別コース

目標	内容・目標達成手段
① 来日前	
1) 帰国留学生の修士号取得	近年では実証研究におけるデータ分析の重要性が高まっているため、来日前に（予定）指導教員が留学生と緊密に連絡し、当該学生の出身国でのみ収集可能なデータの収集や、それに伴う研究課題の精査を指導している。

② 留学中	
1) 帰国留学生の修士号取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導教員は JDS 専門面接担当教員と各教員との協議により決定。必要に応じてサブゼミとして第 2 の指導教員を準備するなど個々の研究内容に対応している。その上でチューターによる研究生活や資料収集等の支援、教員による相談窓口、保健センターのカウンセリング等も提供。 ・ 個々の関心と科目履修に応じて、留学生は経済学、政治学、法学、国際学のいずれかの修士号を取得する。
2) 帰国留学生の対象分野の課題解決に資する専門知識等の習得 3) 帰国生の計画策定・政策立案への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際安全保障と国際法、国際極域法、日本の地方行政、住居政策、災害復興計画、開発経済学、開発金融、金融包摂、海外投資、国際マクロ経済学、中国経済等を専攻する教員達が経済学、統計学、政治学、国際関係論、国際法、地域研究、社会開発政策論など多分野に渡る授業を提供。幅広い分野を学ぶことが奨励されているため、留学生は総合的な政策立案・運営能力を高められる。 ・ 本研究科の教員は経済政策、人的資源（教育）開発、防災等の分野を中心に JICA による技術協力に関わっている。 また、南アジアをはじめとする諸国からの専門家、国際機関・国内援助機関の実務家が客員教授・講師として招聘されるほか、日本国内の行財政機関への視察が実施される。これらを通じて、政策が現場においてどのように具体的に実施されているかについて、留学生達は実務的な知見を深めることができる。
5) 課題解決にリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際文化学研究科の英語による講座「Gender and Society」など、学内他研究科によるジェンダー関連講座を履修した場合、修了要件単位数に算入可能。（※算入上限に関する規約あり。） ・ 神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター内ジェンダー平等推進部門（Gender Equality Office）を中心に学内外の男女共同参画とダイバーシティを推進。
6) 二国間の相互理解と友好親善関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生留学生の歓迎・交流を目的として研究科の全教職員と学生が参加するランチパーティーを開催。 ・ 留学生センターでは年2回、全留学生を対象にオリエンテーションを実施（ビザ、留学生相談、宿舎、保険、防災、交通ルールに関する説明や、図書館、保健管理センターの案内、等）。同センター内の相談室では、留学生の修学上・生活上の諸問題について、専任教員が個別に対応。また日本語能力向上コースをレベル別に無料提供しているほか、学生間交流を目的とした歓迎パーティー、日本文化体験旅行等の意便も主催（丹波での陶器作り、有馬温泉や長野へのスキー旅行、等）。
③ 帰国後	
7) 国際的な研究者のネットワークの拡大・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ JDS 留学生を複数年間受入れてきた国々の修了生に対しては、オンラインあるいは現地でのフォローアップセミナーが行われている。また、研究科修了生を対象としたニュースレターを年数回発信しており、研究科の近況を伝えることに加えて教員等が英語論文を公表し

	<p>た際にはこれを伝えるなど、アカデミックな関心に応えるシステムを構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、複数の元留学生が留学生を対象とした講義を行っている他、本研究科の教員と元留学生が共同で講義を行う例もある。これらの中には共同研究に発展するものもあり、最終的には査読付国際学術誌への投稿も考えている。今後、このような本研究科教員と元留学生との共同研究や共同執筆を奨励してこれらを増加させる。
--	---

(6)-1 日本側の投入

<ol style="list-style-type: none"> 1) 受入大学による事前・事後・留学中の特別活動の経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等） 2) 留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等） 3) 留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(6)-2 投入期間・人数

1バッチ（修士）9名×4か年＝36名	
[内訳]	
<u>東京大学公共政策大学院</u>	
2025年（～2027年修了）：3名	2026年（～2028年修了）：3名
2027年（～2029年修了）：3名	2028年（～2030年修了）：3名
<u>東京大学工学系研究科都市工学専攻</u>	
2025年（～2027年修了）：2名	2026年（～2028年修了）：2名
2027年（～2029年修了）：2名	2028年（～2030年修了）：2名
<u>早稲田大学アジア太平洋研究科</u>	
2025年（～2027年修了）：2名	2026年（～2028年修了）：2名
2027年（～2029年修了）：2名	2028年（～2030年修了）：2名
<u>一橋大学国際・公共政策大学院</u>	
2025年（～2027年修了）：1名	2026年（～2028年修了）：1名
2027年（～2029年修了）：1名	2028年（～2030年修了）：1名
<u>神戸大学国際協力研究科</u>	
2025年（～2027年修了）：1名	2026年（～2028年修了）：1名
2027年（～2029年修了）：1名	2028年（～2030年修了）：1名

(7) 相手側の投入

<ol style="list-style-type: none"> 1) 留学生の派遣 2) モニタリング 3) 事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(8) 資格要件案 ※資格要件については募集開始時の運営会議で決定する。

- ・ インド国籍を持つこと
- ・ 22歳以上45歳以下（当該来日年4月1日現在）
- ・ 全インド公務職と中央公務職グループAであること
- ・ インド政府または外国政府が認める高等教育機関からの学士号を有すること
- ・ JDS事業の目的を理解し、帰国後インドの発展のために貢献する意思を有すること
- ・ 修士課程で研究を行うに十分な英語力を有すること
- ・ 心身共に健康であること
- ・ 現在、軍籍に属しないこと
- ・ 過去に奨学金を得て海外で修士号を取得していないこと
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと